

丸山眞男文庫所蔵未発表資料翻刻

一九四七年度・一九四五年度「東洋政治思想史」講義原稿

丸山 眞男

解題(宮村治雄・山辺春彦)……………	37	第四節 反動思想と国粹思想……………	86
一九四七年度「東洋政治思想史」講義原稿		第三章 二つの巨像——加藤弘之と福沢諭吉……………	95
〔序論〕……………	46	第一節 序論……………	95
第一章 維新前後の政治思想……………	48	第二節 加藤弘之……………	97
第二節 尊王攘夷思想……………	49	第三節 福沢諭吉……………	104
尊王論の系譜……………	50	一 福沢主義の基礎構造……………	105
一 英國……………	53	〔二〕 政治Ⅱ社会観……………	109
二 (フランス)……………	56	〔第五章 復古的潮流と反民権論〕……………	117
第二節 公議輿論思想……………	59	第二節 民権運動に対する対抗的思潮……………	117
イ 儒教的思想……………	60	第六章 平民主義と日本主義……………	128
ロ 西洋思想の移入……………	61	第一節 総説……………	128
第二章 啓蒙思想と反動思想……………	70	第二節 蘇峰と平民主義……………	131
第一節 総論……………	70	一九四五年度「東洋政治思想史」講義原稿	
第二節 文明開化思想……………	74	〔序言〕……………	137
第三節 明六社グループ……………	83	序章 明治思想史の歴史的前提……………	137

解説

宮村 治雄・山辺 春彦

1

丸山眞男の東京大学法学部で行った一九四七（昭和二二）年度東洋政治思想史講義の構成は、聴講学生の筆記ノート（森田外雄、外一名）によれば、次のようなものであった。

序論 思想史方法論および時代区分

第一章 維新前後の政治思想

第一節 尊皇攘夷の思想と運動

第二節 公議輿論思想

第二章 啓蒙思潮と反動思潮との交錯

第一節 総論

第二節 文明開化思想

第三節 明六社の ground

第四節 反動思想と国粹思想

第三章 二つの巨像 加藤弘之と福沢諭吉

第一節 共通性とコントラスト

第二節 加藤弘之

第三節 福沢諭吉

一、福沢主義の基礎構造

二、政治及び社会観

第四章 自由民権の思想と運動

第五章 復古的潮流と反民権論

第六章 平民主義と日本主義

第一節 明治二十年代

第二節 蘇峰とその平民主義

第三節 日本主義

第七章 反動的國家主義の抬頭

第一節 キリスト教と国体との衝突問題

第二節 三〇年代における日本主義

第八章 個人主義思想の蔓延

第一節 本能的な自我の主張

第二節 懷疑思潮

第三節 逃避的高踏的自由の思想

第九章 社会主義及び無政府主義の勃興

（一九四七・四・一八開講、一九四八・二・二三終講）

今回、山辺春彦をチーフとする丸山文庫スタッフ（川口雄一・金子元・播磨崇晃）の調査によって、ほぼそれに対応する講義原稿を確認することができた。確認作業に於ける原稿選別の基準は、『丸山眞男記念比較思想研究センター報告』（以下「報告」）第八号掲載の丸山眞

男「戦中「東洋政治思想史」講義原稿」への「解題」で述べた使用原稿用紙・使用万年筆・言葉遣い（新旧）に従った。本号では、講義原稿として確定可能で、しかも内容上完成度の高い主要部分について、翻刻することとした。但し、すでに『丸山眞男講義録第一冊 日本政治思想史一九四八』（東京大学出版会、一九九八年）、『丸山眞男講義録第二冊 日本政治思想史一九四九』（東京大学出版会、一九九九年）の「本文」および「付録」として活字化されている部分については、その該当部分を注記することで、本号では翻刻しなかった。

一九四七年度講義原稿として確認できるものの、断片的な原稿しか残されていないため、本稿への収録を省略したのは、下記のものである。

第四章 自由民権の思想と運動

第一節 自由民権運動の一般的性格（資料番号三〇九）

第二節 自由民権運動の歴史的制約（資料番号三五五）

第五章 第一節（タイトル不明）

第七章 反動的国家主義の抬頭（資料番号三四九—一）

第八章 個人主義思想の蔓延——国家主義に対する第一の反逆形

態（資料番号二七四—二）

第九章 社会主義及無政府主義の勃興——国家主義に対する第二

の反逆（資料番号三九五）

（学生ノートと講義原稿とを突き合わせてみると、講義は、ほと

んどの場合、丸山の講義を学生に筆記させ、部分的に丸山が補足する形で行われていたと見られる。本号収録を省略した部分について学生ノートもまた、他の部分と異なり、走り書きになっていないのは、講義自体が（dictation）の形を取っていなかったことのも現れであろう。本号が「講義録」としてではなく、「講義原稿」の復刻としているのも、そうした事情にもよる。）

2

また今回の調査を通じて、もう一つの重要な発見があった。東京大学出版会『丸山眞男講義録』の編集過程では、丸山の戦後講義は、一九四六年度から始まり、丸山の復員の年の講義は行われなかったと推定されていた（宮村『講義録』第一冊「解題」、また同「丸山眞男の初講義」『UP』第三〇九号、一九九八年）。しかし、調査を主導した山辺は、次のような根拠から、復員直後の丸山が一九四五年度の東洋政治思想史講義を実施したと推定でき、しかもその講義原稿を復元できると考えるに至った。

丸山が一九四七年度の東洋政治思想史講義のために準備した原稿は、資料の抜書部分を除き、次の三つに大別できる。

①一九四七年度講義のために新たに準備された部分。新かなづかい。

②旧かなづかいの原稿を再使用した部分。新かなづかいによる加

筆訂正と、章節番号・タイトルの変更がなされている。

③ 一九四六年度講義の原稿を再使用した部分。新旧かなづかいの混用。

②は、『報告』第八号に翻刻掲載した戦中「東洋政治思想史」講義原稿とは異なるものである。丸山が戦後最初に行った講義は、これまで、一九四六年一月一日に開始された一九四六年度講義であると考えられてきた。しかし、②の存在は、それ以前にも、講義が行われていた可能性を示唆している。また、一九四五年度に丸山が講義を行った傍証として、以下の三点を挙げる事ができる。

A. 一九四四年の座談会「戦後知性の構図」(『展望』第七〇号、一九四四年一〇月)において、丸山は次のように述べている。

敗戦直後には、やや『展望』と似た反応を示した人があちこちにいたと思うんですよ。つまり、民主主義万々才のちまたの叫びにおいてそれと唱和する気になれない。それは政治的保守じゃないけれど、やはり一種の保守的な心情とくっついてるんです。ぼく自身考えたってそうですよ。だから、復員してから最初の講義のときにすぐ思いついたのは、フィヒテの「ドイツ国民に告ぐ」だった。きのうまではプロシヤの旧支配体制に乗っかって甘い汁をすっていたのに、こんどナポレオンが来ると、きのうまでの支配者に、あたかも自分たちがはじめから反対していたかのように、たちまち香煙をささげる相手を変える、こういう無恥なことをして平然たるのはドイツ国民だけであると、フィヒテはあそこで

言っているんですね。最初の講義の時間にそれを引用して、はたしてこれはドイツ国民だけであろうか、なんていっぱしみえを切ったのを覚えています。(『丸山眞男座談』第五卷(岩波書店、

一九九八年)に、「丸山眞男発言抄」として収録されている)

この戦後「最初の講義の時間」に用いられたと考えられるのが、一九四五年一月一日の日付があり、フィヒテの『ドイツ国民に告ぐ』を引用する原稿である(『講義録』第二冊に「付録一」として収録)。この原稿は、満寿屋製原稿用紙(緑色野線)の表を使用し、旧かなづかいで書かれ、冒頭欄外に「(一)」と記されている。

また、同じ原稿用紙・インクを用い、欄外に「Ⅱ」「Ⅲ」「Ⅳ」「Ⅴ」「結論」と記入のある一連の原稿(旧かなづかい)があり、「Ⅱ」部分の冒頭には、「序章 明治思想史の歴史的前提」と記されている。この序章の内容は、「徳川封建制とそこでの思惟構造」についての「一応の検討」であり、タイトルの通り、明治思想史講義の前提として、徳川時代の概観を行うために準備されたものと考えられる。したがってこの原稿は、徳川時代を対象とする戦中講義および一九四六年度講義の序章ではない。また、旧かなづかいで書かれているため、序論部分が新かなづかいで書かれている一九四七年度講義のために書き下ろされたものでもない。

B. 丸山の回想と内容上一致する原稿が残され、また右に述べた史料の形状からも他年度講義とは区別されるこの原稿を、さらに踏み込んで「一九四五年度講義」として特定できると考えることは、学部史料

の側からも支持されうるだろう。

戦中の法学部講義が、いわゆる「学徒出陣」によって異例の「繰り上げ」講義の形を取った経緯については、前号「戦中「東洋政治思想史」講義原稿」「解題」で述べた。そこで確認されたように、丸山の一九四三年度講義は一九四二年一〇月より、また一九四四年度講義は一九四三年一〇月より、それぞれ開始されていた（なおこのことは、この間丸山文庫所蔵の別史料からも確認された）。また、丸山の「戦後講義」については、これもまた確認されている一九四六年度（一九四六年一〇月一四日開始）が「戦後初」とされてきた（『講義録』第一冊「解題」）。それに対して、『東京大学百年史』部局史・法学部中の一九四四年九月一日の項には、「第二学年（昭和十八年十月入学）、第三学年（昭和十七年十月入学）の授業を開始」、また同一九四五年三月の項には、「十二日から二十三日、第二学年生に対する学年試験施行」との記載がある。これによれば、法学部としては、一九四五年度の講義及び学年試験もまた「戦時中」に実施されていたことになる。しかし、一九四四年三月から「緊急学徒勤労動員方策要綱」に基づく全学部生を対象とした各地への勤労動員の実施状況と合わせてみると、「一九四五年度授業」が、実際この通り実施されていたかは、にわかに首肯し得ない。しかし、いずれにせよ、この間の丸山の「年譜」によれば、丸山は、一九四四年七月に第一回の二等兵教育召集を受け、同年一月に帰還するまで、さらに一九四五年三月二度目の応召から一九四五年九月に召集解除・復員するまで、東京を離れていた。したがって、仮

に「一九四五年度学年授業計画」があったとしても、丸山自身の事情からして、「戦中」に三度目の「東洋政治思想史講義」をすることはありえなかったといえよう。この点は「戦中二度」という丸山の証言からも、支持されよう。

また、学部史料「昭和二十一年九月 試験時間割 法学部」（丸山文庫にコピー所蔵）によれば、一九四六年九月七日（土）午後一時～三時に、「東洋政治思想史 丸山」の試験が行われる予定となっている。一九四六年度講義に続く同年度試験は、一九四七年九月に実施されており（『講義録』第一冊「解題」）、「昭和二十一年九月」に実施予定の試験に対応する授業は、一九四五年度実施のもの以外にはありえないことになるだろう。

このようにみれば、Aで確認し得た丸山の「講義原稿」は、復員後直ぐに開始された講義のためのものと断定するしかないのである。

C. もし「一九四五年度東洋政治思想史講義」の学生聴講ノートが発見されれば、それはこの年度講義の実施を確認する決め手となるだろう。しかし、現在までこの年度と特定できる聴講ノートは発見されていない。しかし、このことを補う重要な「証言」がある。

一九四六年九月に東京帝国大学文学部国史学科を卒業された高橋昌郎氏は、次のように回想している。

（一九四五年）十月から講義は再開されたが、そこにはまだ新しい機運は生じていなかった。（中略）（昭和）二十一年にはいるとともに、僕は社会の急激な動きをよそに卒業論文の作成に着手し

た。テーマは「福沢論吉研究」、新しい方法論を立てるゆとりはなかった。まだ誰もが模索している時期であったのだ。／それでもさいわいにして、法学部では当時新進の丸山真男助教授の東洋政治思想史の講義がおこなわれており、その内容は福沢論吉論であった。僕は丸山助教授に心酔していた友人に誘われて聴講しかよった。そして深い感銘を受けたのである。こうして辛うじて卒業論文を書き上げることができた。(高橋昌郎「戦時中の研究室」(東大十八史会編『学徒出陣の記録』中公新書、一九六八年)

高橋昌郎氏の言われるように、一九四五年一月より四六年九月の間に、明治思想史・福沢論吉を対象とする東洋政治思想史講義が丸山によって法学部で行われていたとするならば、その講義は、先に示した一九四七年度講義原稿のうち、旧かなづかいで書かれ、再使用された上記②を用いてなされていたといえるだろう。試みに、この部分の章節番号とタイトルを、一九四七年度講義の際になされた変更の前に戻して一覧にすると、以下の通りである(タイトルの付されていない序論部分は含めていない)。

第一章 維新前後の政治思想

第一節 尊王攘夷思想

第二節 公議輿論思想

イ 儒教的思想

ロ 西洋思想の移入

第二章 啓蒙思想と反動思想

第一節 総論

第二節 文明開化思想

第三節 明六社グループ

第四節 加藤弘之と福沢論吉

第五節 反動思想

以上のような根拠によって、丸山の「一九四五年度東洋政治思想史講義」は、復員直後の一九四五年一月一日付の実施され、その内容は、上記の右の本論に、一九四五年一月一日付の序言(『講義録』第二巻「付録」一八一―四頁に、「年度未確認」として収録。今回、それに続く原稿用紙二枚が発見された)と、「序章 明治思想史の歴史的前提」(『講義録』第一冊本文に一部採用(本号でそれらに前後する部分が復元された)、「結論」部分は『講義録』第一冊「付録」二六〇―四頁に収録)をあわせたものが、「一九四五年度講義」のために準備されたと推定される原稿である。このうち、第二章第四節は、一九四七年度講義ではタイトルが変更され、第三章第一節―第三節に再使用されている。それにつづく第二章第五節は、一九四七年度講義では第二章第四節に再使用されたため、順番が入れかわることとなった。

以上が、山辺たちの「発見」の経緯とその内容である。このようにして、一九四七年度の講義原稿の丹念な復元作業は、同時に一九四五

年度の講義原稿の復元をも可能したのである。

3

両年度の講義内容については、今後様々の角度から読まれ、検討されるであろうし、また丸山研究にとつてもそのことは願わしいことに違いない。すべては今後の研究に委ねたいと考えるが、この間の丸山の戦中・戦後初期講義の復元作業に関わってきた者として若干のコメントを記しておくことにしたい。

周知のように『丸山眞男集』は、刊行年次順に編集されているが、「一九四五」の巻を持たない。また「年譜」には、戦後の丸山の「東洋政治思想史講義」について記述を欠き、また『丸山眞男講義録』も、前述の通り、戦後第一回について見落としている。その意味で、山辺たちが復元した戦後第一回の丸山の東洋政治思想史講義原稿は、上記の周辺史料の一九四五年一月から一九四六年前半期を復元するというだけでなく、復員（一九四五年九月一日）直後の丸山の精神史にかかわる史料の欠落を補完するものとしても貴重である。

丸山の一九四五年講義が、「民主主義万々才のちまたの叫びにおいて」と唱和する気になれない。それは政治的保守じゃないけれど、やはり一種の保守的な心情とくっついている」という同時代への反発をバネにして始められたとすれば、加藤弘之と福沢諭吉を中軸として「明治思想史」を新たに語りゆく中でどのようにして彼の三二歳の誕生日（一九四六年三月二日）に擱筆された「超国家主義の論理と心理」

にまで辿り着いたかを、彼自身の語る「昭和天皇をめぐるきれぎれの回想」（一九八九年）とは別の角度から照らし出しているであろう。

しかし、この間の作業の有する意義は、それに止まるものではないだろう。通観すれば、『講義録』第一冊、第二冊の本文、付録、解題および『報告』第八号および第九号を通して、丸山眞男の戦中から戦後初期、年度でいえば、第一回に当たる一九四三年度から第七回に当たる一九四九年度までの東洋政治思想史講義の内容は、その全貌を明らかにしえたことになる。その全体を俯瞰したときに気づくことは、丸山が最初の講義のために準備した「プラン」（『報告』第八号収録）に示されていた全体構想が、この間の七回の講義を通じてほぼ変わることなく保持されていたということである。

年度ごとに即していえば、四三年度および四四年度は、ほぼこれに忠実に従って行われ、四五年度は、それらを引き継ぐ形で用意された明治政治思想史についての講義原稿が、復員後間もない時期の感慨を込めた序論と、新たな徳川時代総論を付して語られた。四六年度には、徳川思想史が、戦中講義原稿を踏まえながら新たな序論を付して、安藤昌益まで語られ、四七年度には、本号で復元したような明治思想史が通史として語られた。さらに四八年度は、一新された思想史方法論を伴う徳川時代思想史が、また四九年度には、これまた一新された思想史方法論の元に幕末明治思想史が「ナシヨナリズム」をテーマとして講義されたことになる。

後年丸山は、戦後講義を振り返って次のように述べている。

戦争直後には、さきほどの「夜店」の問題はべつとして、やはり戦争中からの道程、つまり『日本政治思想史研究』の問題意識を引継いで歩もうと思っていました。ひとつは私のあまのじゃく根性から、世の中が一変したからといって、即座に自分の根本の考え方を変えることへの反撥がありましたので、意地を張るつもりも正直にいつてありません。ただ、その『日本政治思想史研究』を戦後に書物にするときに「あとがき」中で、「私の今後の日本思想史研究は本書において試みられた方法や分析の仕方を既に一義的に確定されたものとして、ただそれをヨリ豊かにして行くということにはならないであろう。——（中略）新たな視角と照明の投入によって、全体の展望は本書におけるとはかなりちがったものとなるにちがいない——という予測を持つ」と書きました。まあ一種の予感みたいなもので、具体的にはどういう視角とどういう照明をあてるのかということには私の念頭にはありませんでした。（原型・古層・執拗低音）一九八四年、『丸山眞男集』第一二卷一一二頁）

本号を含めて、この間に復元・翻刻されてきた丸山の戦中・戦後講義の全貌は、一方で「思想史の方法を模索」しながら、他方で「深くかつ広い世界的状況の推移とその日本への衝撃の意味を切実な学問的課題として受取り、それを咀嚼した歴史意識に立脚せざるをえない現在の視点」をどのように確立するかという切実な問題関心を抱きながら、日々の講義に臨んでいた最も基本的な思索の場での丸山の姿を「連続

写真の如く」に照らし出しているものといえるだろう。その意味で、それらは、丸山の「戦中と戦後の間」の精神史を辿る上で、間違いない、掛け替えない史料である。

また、一九四九年度に至る丸山の東洋政治思想史講義の全貌の復元は、さらに一九五〇年度以降の丸山講義の変容過程についての新たな展望を要請もしているようにみえる。丸山自身、戦後講義の変化について、次のように述べたことがある。

思想史の方法についての私の戦後の歩みを、……私の前半生……の足跡から大きく変貌させている点を一つあげよ、といわれるならば、それは文化接触による思想変容の問題を日本思想史の考察に大きく導入しようと試みるようになったことです。「開国」という問題の思想的な意味を考えながら、結局私は史料的に追求できる最初の文化接触——隋唐帝国とのそれ——に行きつきました。私が大学の講義の構想を大幅に変更し、それまで江戸時代からはじめていた政治思想史を記紀の時代にまで遡及させたのは、一九五九年からであり、毎年の講義の序論に、「外来」思想を「日本化」させ、修正させる契機として繰り返し作用する思考のパターンを世界像の「原型」(prototype) という名の下に取扱うようになったのは、一九六三年です。（「思想史の方法を模索して」一九七八年、『丸山眞男集』第一〇卷三四二頁）

これを述べた時点で、丸山は「回想の域をこえる」と断っているように、丸山の脳裏には、思想史の方法「をめぐる」変容問題は、現

在進行形のこととしてとらえられていた。実際、一九五〇年代の丸山の「東洋政治思想史講義」には、彼自身の「回想」に反する側面が含まれていることが、この間の講義録復元作業を通じても確認されている。その一つは、丸山の思想史講義の対象が「隋唐帝国との文化接触」にまで遡及するは、一九五六年度からであるということである。また、もう一つは、「開国」という問題」への言及は、それ以前から繰り返し見られ、とりわけそれが集中して現れてくるのは、「明治思想史」への関心の変容過程を通じてである、ということである。この二つの「変容」は、一九五六年から五九年までの講義で交錯するようにして現れている。この間の「東洋政治思想史講義」の復元作業は、丸山の「思想史」を、「それが生み出される時点での可能性」をも含めて検討するという丸山自身の思想的方法的遂行というという意味でも、必要であるといわねばならないのである。

凡 例

- ・かなづかい、傍点、ルビ等はすべて原稿のままとした。ただし、促音は小書きで統一した（引用文献は除く）。
- ・漢字は新字体で統一した。
- ・長い引用は改行して鉤括弧をとり、二字下げにした。
- ・段落の先頭は一字下げで統一した。
- ・欄外の注記等は文中に（ ）で示した。
- ・判読できない文字は□で示した。
- ・編者による補足等は〔 〕で示した。
- ・（ ）の前と中にある句点は、適宜削除・移動した。
- ・推敲の際に削除し忘れたために残ったと考えられる部分は、編者の判断で削除した。
- ・文章の挿入やつながりを示す記号は、対応関係が明らかな場合は削除した。
- ・『丸山眞男講義録』第一冊・第二冊（東京大学出版会、一九九八年・一九九九年。文中では『講義録』と略記）で翻刻されている部分は、その該当箇所を示した。
- ・丸山によって抹消または省略されているが、当時の丸山の考えを知る上で重要と思われる部分は（ ）内に復元した。

利用資料番号一覧

- 一九四七年度講義原稿
〔序論〕…三四六、三七八、三五五
第一章〔総論〕…三五五
第一章第一節…五〇七―一、三五五、五二一―一
第二章第二節…三四五、三五五、三〇五
第二章第一節…三九六―二、三九六―一、三九六―三
第二章第二節…三九六―三、三九六―一、三四三―二〇
第二章第三節…五二一―一、八八七―一
第二章第四節…五一三―一、三五五、三九六―一、五一九
第三章第一節…五〇八―一
第三章第二節…五〇八―一、四一九―二、三九五
第三章第三節…四〇五―五、三四三―七、四〇五―八、三四三―一
八、三四三―七、三四三―九、三四三―二、四〇
五―六
第五章第二節…三〇九、五〇八―一
第六章第一節…五一〇、五一三―一
第六章第二節…五一〇
一九四五年度講義原稿
〔序言〕…六五九、三七二
序章…三五五、五〇五、五〇〇―一、三七二、三七八、四五五―二

一九四七年度「東洋政治思想史」講義原稿

〔序論〕

(方法論)

〔『講義録』第一冊三頁四行―四頁一六行〕

また一般に方法論的な厳密性を求めない英米の思想史も、その経験論的伝統からして、大体思想体系をその内在的自律的發展としてよりもむしろ、――漠然としてではあるが、社会的機能性に於てとらえて行く傾向が強い。H. of Political Theory と銘うつ書物でも、叙述の様式は、まづ、時代的背景をのべ、ついで学説の内容叙述に入るといいう形式をとっている。

それは英米の対象が主として□□や Current Thought だからだ。

また一つには哲学や政治そのものが Pragmatism で、論理的一貫性よりも生活への utility をとうとぶから、上の 1 a と 2 b の距離があまり遠くない(デュイ)。

〔『講義録』第一冊四頁一七行―五頁七行〕

(*zu den Wertfreiheit* にこうい)

〔『講義録』第一冊二七四頁一三行―二七五頁一〇行〕

〔参考文献〕

三宅雄二郎 明治思想小史

清原貞雄 明治時代思想史(大鏡閣)

鳥井博郎 明治思想史(三笠書房)

戸弘柯三 近代日本哲学史(ナウカ社)

麻生義輝 近世日本哲学史 近藤書店

永田広志 日本唯物論史 白揚社

三枝博音 鳥井博郎 日本宗教思想史 白揚社(三笠書房)

加田哲二 明治初期社会経済思想史 岩波書店

下出隼吉 明治社会思想研究 浅野書店

小野寿人 〔明治〕維新前後に於ける政治思想の研究(展開) 至文堂

平林初之輔 日本自由主義発達史 世界思潮研究会

平野義太郎 ブルジョア民主主義運動史 日本資本主義発達史講座

鈴木安蔵 明治初年の立憲思想 育生社

尾佐竹猛 維新前後に於ける立憲思想

資料(まとめたもの)

明治文化全集全二十四巻 政治篇、思想篇、宗教篇、自由民権篇、憲

政篇、文明開化篇、社会篇等

幕末明治新聞全集

新聞集成明治編年史 十五巻

〔以下欠〕

明治政治思想の時代的区分

第一期 維新——西南戦争迄

第二期 明治十二年頃——明治二十年頃迄

自由民権運動

第三期 憲法開設より日清戦争頃迄（明治三十五年頃迄）

第四期 明治三十六年頃——終まで

第一期は啓蒙時代或はいわゆる文明開化時代で、維新の諸変革を背景としてヨーロッパ近代思想が怒濤の様に流入し、在来の儒仏神等の伝統的思想はすべて受身でこの開化思想に適応しようと必死の努力をしたが、むしろ押し流された形。Sturm u. Drang。しかし同時にこの文明開化が維新政府によって、上から推進されていった事から来るいろ／＼の問題がそこにはらまれていた。維新革命の主たるトレーガーであった、下級武士勢力が、政権の絶対化とともに脱落して行く。その反抗運動の絶頂が西南戦争。

経済的 地租改正を中心とする政府の財政的キソの強化（準び期）

第二期は自由民権運動の最も高揚した時期。これは思想的には第一期の発展であり、文明開化思想の政治的具体化であるが、もはやそれは政府によってではなく、むしろアンチ政府的勢力をトレーガーとしている（国会開設運動）。ところが、このアンチ政府勢力が社会的キソにおいてすこぶる複雑で、政府より進歩的なものと政府より反動的な

ものが同居している。さらに対外的朝鮮問題が漸く複雑化し早くも大陸との交渉が出て来る。そのことの民権論への反映。同時に政府が民権運動への対抗から伝統的イデオロギーを眼を向けはじめ。明治十四年の政変が中心。

政府 民間

国際的 欧化（軟） 国権

国内的 抑圧（硬） 自由

経済的 原始的蓄積の完成期 デフレーション、幣制整理、民間工場

□ 払下ゲ

第三期 民権運動の衰退後、憲法発布で日本近代化の枠がはめられる。

教育勅語の発布。

いわゆる国粹思想の勃興——上から／＼下から

キリスト教と教育勅語の衝突論

上からの官僚的国家主義の確立

対外的には帝国主義時代の開始（とくに日清戦争後の支那分割）

有力な平民主義者の転向。

経済的 軽工業を中心とする日本資本主義の確立

（練糸紡績） 明廿九、棉花輸入関税撤廃

棉糸の輸出高が輸入高を上廻る

製糸織物 明廿七、器械製糸高、坐練製糸高を圧倒

雑品（マッチ、雑貨）

第四期 ブルジョア民主主義の敗退（伊藤侯政友会組織、「自由党を祭

る文」（明三三年）によるその早熟な急進化

社会主義の抬頭（明三四、社会民主党結党）三六年、平民新聞刊行

↔

非政治的個人主義の抬頭（明三四、樗牛、美的生活論（みだれ髪）

清沢満之、精神主義）三六年、藤村操

国民主義の分化 → 上からの国家主義

↓ 個人主義及社会主義

↓（自然主義）近代思想として出て来た。

明四三、大逆事件

四四、南北朝正閏論

経済的 明三四、八幡製鉄所 明三九、鉄道国有法案通過

日露後、重工業及化学工業（製糖、肥料、硝子、醸造）

第一章 維新前後の政治思想

徳川封建制は本来の封建制の政治的特質たる地方的分権制と絶対主義的な統一国家的要素との混交せる政治形態であった。この幕藩体制に内在する矛盾が、国際的危機によって急激に激化したのが幕末の情勢であった。いひかへるならば、幕府は一方に於て各藩に対し強力な統制をふるふ中央政権でありながら、他方その政治力のキソに於ては諸藩と並ぶ一個の封建領主でしかないといふ事——この矛盾がペルリ来航を機として、一挙に露呈されたのである。すなはち対外危機に際して必ず要望される国家的統一の帰属点としては幕府は充分な精神的權威を欠いてゐた。かくして久しく政治的実権から遠ざかつてゐた皇室及公卿勢力がかゝる資格に於て登場し來つた。また他方、諸藩は漸く幕府と並ぶ政治力の担当者たるの実を表明しはじめた。とくに外様として疎外され、敬遠された雄藩の發言権が急激に増大した。西南雄藩は比較的ヨーロッパ勢力と接触し易き地点にあるため、刺戟を受け、時勢に対する洞察に於て他藩に抜で、かつ率先藩制改革によつて、上からのマニユファクチュア経営を行つていた。政治的支配はつねに正当性と権力性（実力性）のバランスの上に築かれてゐる。徳川のヒエラルヒー体制の動搖に際し、幕府の持つてゐた正当性的契機は今や上に向つて——即ち朝廷へと吸収され、その実力的契機は逆に下に即ち諸藩へ、更に諸藩内での下層部（大隈のいはゆる書生党）にと移りつ、

あった。この二つの動向は夫々一は尊王（攘夷）論のうちに、他は幕末公議思想のうちにそのイデオロギー的表現を持ったのである。嘉永六年、ペリー来朝に際して、老中阿部正弘が、一方事を朝廷に上奏すると共に他方、在江戸大名小名に惣登城を命じ、国書受理について

仮令忌憚に触候事にも不レ苦候間、銘々心底を不レ残見込之趣
十分に可レ被_レ申聞_一候事

と達したことは、はしなくも以上の二つの動向への導火線たる歴史的意思を持つこととなった。尊王攘夷と公議輿論とは維新後にもなほや、異った形に於て脈々と明治思想史を貫流する思潮であるから、我々はまづその展開の跡をさぐらねばならぬ（富国強兵——／公道国際的）。

第一節 尊王攘夷思想

尊王攘夷の思想と運動は徳川幕府を直接倒壊に導いた思潮と一般に認められてゐるが、実はそれはすこぶる複雑な内容と動向を包含してゐるのであつて、決して単純な図式化を許さない。例へば尊王攘夷は屢々佐幕開国と対立されるけれども、現実の思想的動向はこの二つに裁断されたわけではなく、尊王開国といふ立場も、佐幕攘夷といふ立場もあつたのである。のみならず尊王と佐幕も必ずしも最初から両立しなかつたのでなくして、むしろ尊王論が倒幕論にまで到達したのは、幕末の最終段階であつた。さうしてその場合ですら、倒幕論は未だ必ずしも封建制そのものの打破を意味せず、単に幕府を諸侯と同じ水準に引き下げ（慶応三年、西郷、大久保倒幕趣意書 天下の政柄、天朝へ奉_レ歸、幕府は一大諸侯に下り、諸侯と共に朝廷を輔佐し、云々）、王政の下での諸侯聯立形態を考へてゐたのである。従つて同じ尊王論のなかにも単純な尊王敬幕論より公武合体論を経て倒幕論に至るまで、変革性の度合に關して数多くのニュアンスの差が見出される。また攘夷論にしても鎖国的攘夷論には限られず、むしろ開国論と提携する如き積極的攘夷論が相当有力に存在した（例へば佐久間象山・吉田松陰等）。具体的例。

一、新撰組近藤勇が處刑されたとき（明治元年四月廿五日）、中外新聞がその事歴を述べて、「勤王佐幕の志を以て四方に奔走し」といつてゐる。

二、〔以下『講義録』第二冊八一頁八一―二行、八三頁二行―八四頁一

〇行〕

尊王攘夷論のなかに含有される封建的・反動的性格はそのまゝ、明治維新の実践の担当者を持つそれであった。

(オルコック、サトウ、英仏)

尊王論の系譜

尊王論は思想的には決して幕末に至って卒然として起ったものではなく、実には近世全体を通じて脈々と流れて来た思潮である。近世儒教の祖といはれる藤原惺窩、林羅山においてすでに我々は典型的な尊王論を見出すのである。彼等はいづれも、神道と儒教との本質的一致の立場に立ち、儒教の理想とする仁政を最も高度に具現化したのが我が皇室の歴代の統治であるとなした。惺窩はともかく、幕府官学のいしづえをきづいた林羅山が「神武以来皇統一種百世綿々、中華及異域と雖も未だ此の如きの悠久あらず 美いかな」と我が国体をたゞえ（本朝王代系図跋文）、武士勃興以前の王代の盛をたゞえ、数々の人物評論において、殆ど後の尊王論者と変らぬ口吻を以て南朝の忠臣を讚美し、尊氏を弾劾しているのは一見驚くべき事に見えるかもしれぬ。しかしそれこそ、近世尊王論が、なんら直ちに反封建思想ではなく、むしろ幕府体制と調和しうる性格を持つていることを物語っているものである。徳川幕府は朝廷より征夷大將軍を宣下されたことよってその統

治権を合理化しているのであるから、朱子学的正名論はむしろ、幕藩体制の Rechtfertigungslehre として役立ちえたのである。名分論的尊王論が討幕を導き出したのではなく、逆に、封建体制の解体が一定段階において、名分論を討幕イデオロギーに転化させたのである。

その後、山鹿素行が「中朝事実」等において説いた尊王思想も行きついた帰結は武家体制の積極的是認であり、山崎闇斎一派の殆ど狂信的な天皇絶対主義も純粹に観念的なものでなんら直接に政治的意義を持つたものではなかった。たゞ後に、闇斎の垂加神道の系統をひいた竹内式部をめぐる宝曆事件に至って、尊王論がはじめて、政治問題化した。これもむしろ、宝曆明和頃のけんあくな社会相（一揆／打ちわし）に神経過敏になった幕府当局よって、むしろ強いて政治的意義を附会させられたものといつていい。

中期頃から儒教に対して明白なアンチテーゼとして登場した国学が尊王論を興起した意義はむろん、大である。しかし之も直接の政治的帰結としては、幕藩体制に対して、いさゝかの変革的要請を提示するものではなく、むしろ真淵にせよ、宣長にせよ、東照宮をあらん限りの言葉で讚美し（東照宮神のみことの安国としづめましける御世は万代）、「今の世は今のみのりをかしこみて、けしき行ひ行ふなゆめ」といふ絶対的現状肯定を説いたのである。たゞ、国学が儒教の政治原理たる仁政思想が究極において、有徳者君主思想であり、神器の継承による歴史的連続に正統性の根拠を置く我が国体思想と絶対的に相容れないと説いたことよって、従来漠然と混交していた事実の論理と効用

の論理（よくもあれあしくもあれ）が峻別され、結局効用の論理に政治的支配のキンを置かざるをえぬ幕藩体制の相対的な脆弱性を暴露する役割を果たした事は否定出来ない。国学の科学性の犠牲において之を神学化した篤胤の門下からは討幕の実践運動へ参画したものが少くなく、^{（カ）}「早く生田万、大國隆正、玉松操、矢野玄道」。

しかし、全体として見ればなんらかの政治的実践のイデオロギーとして国学の役割は終始消極的たるを免れなかった。国学的思惟のなかに本来的にひそむ主情主義や楽天的生活意識は、人間を外部的環境の变革ではなく、逆に私的生活の享受と歴史の所与の肯定に向はせるものであった。当為によつて現実を規律する精神態度はむしろ儒教的教養のなかにヨリ多くはぐくまれて行つたのである。かくて、幕末に政治的意義を最も多く持った尊攘論の思想的系譜としてはやはり水戸学、とくに後期水戸学が注目されねばならぬ。後期水戸学は、近世尊王思想の体系的な集約として、尊王論の持つ本質とならびにその歴史的限界とを最も ^{（カ）}auschaulich に表示しているのである。

〔この間原稿欠。「国民主義理論の形成（二）」（『国家学会雑誌』第五八巻第四号、一九四四年）二五—八頁、『講義録』第二冊八七—九三頁に対応〕

「新論」の尊攘論が、どちらかといへば政治的尊攘論を代表してゐたとすれば、これと並んで外国文明排斥の意味での、文化的「攘夷論」を最も典型的に、といふより最も露骨に表現せるは關邪小言である。

近世ハ西洋ノ学ト云モノ盛ニ天下ニ行ハレテ、人ノ貴賤トナク、

地ノ都鄙トナク、私郎察ノ、英吉利ノ、魯西亜ノ、共和政治ノト
言ヒ噪ハギテ、我モ我モト其学ヲ治メ、競フテ戎狄ノ説ヲ張皇ス
ルハ、聖道ノ為メニモ、天下ノ為メニモ……歎スベク憂フベキノ
至〔『明治文化全集』思想篇、日本評論社、一九二九年、六二頁〕

といふ書出して始まる大橋訥庵の「關邪小言」は、訥庵自身、文久二年正月のいはゆる坂下事変を主導的に計画した急進的尊攘論の実践者であつたといふ点からだけでなく、この書に、当時の儒教的教養に培はれた志士の西洋的なものに対するファナティックな憎悪が典型的に示されてゐるといふ点で、「新論」とならんで尊攘論の思想的評価にとつて欠くべからざる重要性を持つてゐる（例）。そこに現はれた西洋文化の批判がいかに浅薄幼稚なものにせよ、これは当時のラディカルな行動分子であつた下級武士乃至浪人の大部分の意識をある程度まで代表してゐたといふ事は否定されえぬであらう。

かうした意識を抱いたまま、維新をむかへた彼等が、昨日と一変した明治政府の「文明開化」政策に驚がくし、やがてそれがはげしい憤怒に變つて行くのは当然である。かくて幕末の大橋訥庵は維新後に於て、雲井龍雄となり、文久二年の坂下事変は明治十年の神風連の乱へと連つてゐるといつてい、いな、訥庵の西洋乃至西洋学者批判の様式、乃至は、彼の安政元年二月の上書に述べてゐる様な、

勝利無覚束侯共、大義に對し力限り戰闘可致事にて大義さへ缺き
不レ申候へば、國家滅亡に及び候共遺恨も有レ之間敷

といった挙國王碎論は日本の国粹主義にとつて長く一つの雛型を提供

したときへいへるではないか。恰度、彼の関与した坂下事変に於ける直接行動の方法——攘夷の勅諭の渙発を奏請すると同時に之に呼応して斬奸斬夷を断行するといふ——が、近年の一聯の急進ファシズムの戦術と相通じてゐる様に（大衆の組織化をはからない）。

もちろんし尊攘運動の意識がこの様な水戸学的乃至は訥庵的なものにとゞまつてゐたら、日本は維新革命を見る前に外国勢力に対する盲目的な暴発によって自ら潰れてゐたであらう。それが現実とならなかつたのは、色々原因があるが（外国勢力の分裂、牽制）、なにより、尊攘思想と運動が途中で性格を変じたからである。尊攘運動の急先鋒たりし薩長両藩は、他にさきがけて攘夷を実行したが（文久三年五月、長州藩の外船砲撃、六月、長州米英仏蘭馬関戦争、同七月、薩英戦争、元治元年、聯合艦隊下関砲撃）、これによって、両藩はまた近代国家の實力といふものを一番早く身を以て認識する機会を与へられた。さうして、この衝突を契機として両藩は急激にかつての夷敵と親善関係に入つた（長州 井上聞多、伊藤俊輔のあつせん／薩摩 西郷吉之助のあつせん／パークス、サトウとの関係）。かくてこれ以後、両藩の指導下に行はれる尊攘運動はもっぱら幕府倒壊のための純戦術的意味を帯びるに至るのである。これと並んで、儒教から伝へられた天地の公道といふ觀念が、一種の国際信義国際条約に対する尊重のモラルとして働いたことを無視出来ない。吉田松陰があれ程激烈な言葉で下田条約や安政条約に反対しながら、一旦締結された以上はいかに不利な条約でも忠実にそれを履行せねばならぬ事をくりかへし説いたのはその最

も明白な例である。かくして打払的意味での攘夷論は漸次対外的自由独立の主張（松陰！）へと移行し、これは明治以後の条約改正論へと連つて行くのである（「独立不羈三千年來の大日本、一朝人の羈縛を受くること、血性ある者視るに忍ぶべけんや。那波列翁を起してフレヘードを唱えねば腹悶医し難し」（北山安世宛書簡『吉田松陰全集』第九卷、岩波書店、一九三九年、三二六頁））。さうして攘夷論のかうしたいはゞ温和化と逆比例して、尊王論は急進化し、いはゆる「政令ノ帰一」といふスローガンの下に一切の多元的政治勢力の集中化への要請のシンボルとしての意味をますます表面にうかび上らせて来た。慶応二年八月に於ける岩倉の密奏に曰く、

朝廷を以て国政施行根軸の府となし、以て天下の政令を帰一し、国威を恢復して外夷を圧倒するは今日を以て最好機会となす
と。他方坂本龍馬も「天下の政權を朝廷に奉還なさしめ、政令宜しく朝廷より出づべき事」以下八策を以て、「国勢を拡張し、万国と並立すべきを説いた（船中八策、豊信への進言）。一は激派公卿の武力的変革の立場、他は土佐藩の平和的変革の立場、いづれの立場よりも国際認識と国内認識の密接な関聯性を窺知しうる。すなはち王政復古は、国際的危機の打開と国内的統一の達成のための必然の要件として要請されつゝ、あつたのである。

最後にわれわれは当時の外国勢力が、この尊攘運動に対して取つた立場をかへり見ねばならぬ。

一、封建的攘夷論に対するオルコックの見解→強硬論

二、衝突の場合大衆的攘夷論に対する警戒（太平天国の乱の教訓もあり）

三、日本変革のストラテジー

維新の変革はまさにかうした外国資本主義の要望の下に、その希望する方向に於てなしとげられたのであった。

外国勢力はむろん攘夷論の沸騰を黙下しなかった。とくにそれがひんびんたる外人殺傷を生むに至つて、各国は夫々幕府に攘夷運動の嚴重な取締ならびに賠償を要求するに至つた（浪士にして血に渴せば子を殺し、若しくは將軍を殪して内乱を醸すとも、外人を殺して外難を構へることなかれ」（安藤対馬守信睦）バイショウ（リンカーンの殺害）。最初は夫々個別的な行動を取つてゐた。賠償金に対する要求も各国区々であつた（英最も重く、米最も軽し）。しかし漸次に各国の間で共同動作が生れ、攘夷運動が薩長及水戸藩を中心として組織的な力になると併行して、各国の間で共同動作が生れ、それが馬関砲撃となつて具体化した。しかし複雑な国内情勢の推移、とくに尊王論の抬頭、外人のいはゆる精神的皇帝の權威の増加はやがて国内中心勢力の所在についての各国見解の相異を来し、各国の利害と結びついて、分化して行く。

たゞ通信交通機関の不便な当時においては、勢い、諸外国の夫々の本国からの訓令は、きわめて一般的な方針にとゞまり、具体的な政策は公使の自由裁量に任せられていたので、尊王攘夷論に対する各国の考え方も、公使の個人的判断の如何が大きな意味を持つてゐることは

忘れられてはならない。従つて、こゝでも各国の駐日外交官の日本国内情勢に対する見透しや見解に主たる注意を注ぐこととする。

また列強のうち、幕末維新の政治情勢の推移に最も大きな役割を果した国は英国と仏国であつた。米國は開國の口火を切つた國家であつたが、それ以後ハリスはむしろ独自の立場に立つて列國中最も *moderate* な政策をとり、ヒュースケン暗殺（万延元年十二月）事件に際しても、英仏等の強硬論を抑えて、外交団の江戸退去に反対し、ヒュースケンの老母に対する一万弗の慰しや料で満足した。ところがやがて南北戦争が勃発し、極東の事を顧みる余裕を失つたために、米國はその後列強とくに英國の政策に大体において追隨する態度を取つた。また、ロシアもクリミア戦争前後の近東の形勢の緊迫のため、ヨリ大なるエネルギーをその方面にそゝぐこととなつたのである。そこで以下は主として、最も大きな意味をもつ英國と仏國の見解が中心となる。

一、英國

尊攘論の直接のあふりを一番多く蒙つたのは英國である。それは、外人殺傷事件の被害者が英國人が最も多いという事実にも現われている。英國はロシアと共に西欧勢力東漸の尖兵であり、すでにシナに據点を持つていた貿易商人が続々乗り込んでその活動はめざましかった（当時の日本に対する貿易の80パーセント以上（横浜）は英國が占めていた）。すでに印度や支那（とくに阿片戦争）における英國の足跡に

ついで若干の知識を持ち、これに激しい恐怖と反感を持っていた志士浪人たちにとって、なにより憎悪の対象となつたのは自然である。また、当時の英国人は支那人を取扱つた経験をそのまゝ、日本に持込んだため、その行動が武士階級の眼には甚だしく傲岸不遜に映じたことも事実であつた。こうした事情から、英国の攘夷論対策は一般的に最も強硬であり、外人殺傷に対する賠償要求も最も峻烈だつた(オールコックは英国人一人殺傷につき二万—五万弗要求す。米国はヒュースケン書記官暗殺(万延元年十二月五日)に対しても一万弗で満足す)。しかし、英国は、外交政策に感情論を混入させることを極力さける伝統的な態度がこゝにも現われて、個別的な殺傷事件に対しては強硬態度で臨みつゝも、攘夷論の社会的背景をさぐり、国内政治力の微妙な推移についても看過しなかつた。それは、生麦事件に対して、幕府に対する要求と薩摩藩に対する要求とをはつきり分けたところに早くも現われている。(註) しかしその場合、英国は幕府勢力の倒壊を欲して(註)いたわけではなく、むしろ、生麦事件のときは、英仏公使共同して、薩摩を抑えるために幕府への助力を申出ている。)英国の攘夷論に対する見解の代表的なものとして、当時の英国公使オールコックのそれは最も注目するに値する。彼は、攘夷論の社会的基礎を次のように分析する。

〈A、英国の見解〉

〈一、オールコックの封建的攘夷論に対する見解〉

商業、とくに外国貿易のうち(封建的支配者を指す)は富

の要素と中産階級の生長を見る。これら中産階級はもはや長く隷属状態にとゞめて置く事は出来なかつた。ヨーロッパに於て同じ商人階級に於ける富と智識の発展が齎した結果、——すなはちこれら商人階級をして封建的土地所有の鉄鎖を打破り、抵抗の中心点としての自由都市を誕生せしめたところの諸過程——がやがてここにも起るであらう。外国貿易と国際関係はいや応なしに、これら東方諸国にある社会的革命の萌芽を持ち込まずには置かない。さうして、本能によつてか、或はヨリ高尚な理性と若干の断片的な歴史的知識の助けをかりてか、彼等は現存制度ならびにその一切の階級の特権に対する危険を感じてゐるのである。そこでは大名のみが土地の独占者であり、全人民はそれを耕作する労働者乃至は生産物を頒布する小売商にすぎず、彼等は政府に対する何らの発言権もなければ、政治に参与する権利も全く与へられてゐないからである。(Alcock, The capital of the Tycoon, vol. II, p.211-2)

かくして、オールコックは、大名的、水戸斉昭的攘夷論に対しては断乎武力を背景とする弾圧を主張する。たとえそれが戦闘に至つても、恐るゝ(躊躇)必要はない。なぜなら攘夷論は、国民運動を仮装しているが、実は、上の様に支配階級の自己保存運動にすぎぬからであり、それは、「吾人の工業諸製品に新しき市場を開くためにはどうしても打破されねばならぬ障害だからだ。たゞオールコックがとくに重視するのは一般庶民の動向であつた。彼はそれについて次のようにいう。

二、庶民に対する認識

大衆と住民の大部分はどうかといへば、われ／＼は無関心乃至は中立以上のものを期待する事は出来ない。外国貿易と、その進展が彼等に及ぼす利益については、彼等は何に／＼とも知らない。といふより、恐らく（知らないといふこと以上に）ヨリ悪いことを知つてゐる。といふのは、彼等は開港以来多かれ少かれ現実に起つたところの、食糧品其他消費物の価格騰貴はこの外国貿易のせいだと信じ込んでゐるのである。恐らく戦闘は彼等の主君乃至は封建的支配者たちとの間にだけでとゞまるだらう。たゞしこれから封建勢力が日本人の性格のなかにまがひもなく潜んでゐるところの狂熱的な愛国感情に点火する事に成功した場合は話は別だ。かうした愛国心は日本人のあらゆる伝統と歴史的な共同生活によつて涵養され、彼等の島国的地位と他の世界からの長きにわたる隔離によつて強化され来たのである。（vol. II. p.222）

結局、オールコックは支配階級に対する対策と、庶民に対する対策を峻別し、前者に対する強圧が後者をも排外熱にまき込まぬ様に「深じん」の注意を要求するのである。が彼は自由なる商品交換のためには、封建的支配形態が究極において排除されねばならぬことをはっきり述べてゐる。しかし問題はその変革の仕方である。

オールコックの見解の正しさを

イ、大名的攘夷論（松平慶水の貿易反対の上書、新論、奸民順

夷）の階級的制約

口、庶民の態度——武具馬具屋 アメリカカ様とそつといひ

下関砲撃の時の庶民の態度

三、結論——対日政策

大いなる変革が必要であつた。しかしこの変革たるやかなりの程度に於て、信念の変革でなければならぬ。——しかもどんな教訓にせよいちどきに覚えられるものではないのである。日本人の精神にとつて有益かつ永続的な効果を与へると考へられる如何なる変化も、彼等の古い伝統やものの考へ方の上に徐々に入り込み、確実な歩程を以て、漸次に進行して行く様にせねばならない。この緩慢さはある点から見れば、たしかに遺憾なことかもしれないが、結局最後の勝利をより確実にし、勝利の完璧を保証するものなのである。新らしい觀念、新らしい原理、新らしい感情は大衆の間にすみずみまで浸み透らせる事が肝要である。しかもそのプロセスたる、上層から下層への浸潤たるべきであつて、外部からの、乃至は下からの抵抗しがたい圧力によるべきではない。

（vol. II. p.226）

そこには、イギリス資本主義の基本的要請が赤裸々に表現されてゐると同時に、太平天国の乱でなめた苦い経験が織り込まれてゐる。すでに馬関砲撃前後に、英外務卿ルッセルよりオールコックに与へたる指令書（ルサン『英米仏蘭連合艦隊幕末海戦記』平凡社、一九三〇年）、二四三頁）は英対日政略の根本方針を示してゐる。

〔引用欠〕

かくて、英国は最も早く幕府権力の崩壊の必然性を読み取った国家であつたが、決して、最初から幕藩体制をくつがへす意図をもつてゐたわけではない。オールコックの後に代理公使となつたウインチェスターも、貿易によるミドル・クラスの抬頭の必然的なことを認めた上で、ヨーロッパの絶対君主が市民階級と提携して地歩をかためた例を引用し、幕府に同様の政策の採用を慫ようしてゐる。

封建貴族と半独立諸侯による同様な政治組織は数世紀前には仏蘭西、英国にも存在してゐた。しかし政府は常備軍の建設により、

而して彼等の人民の商人(案)と交通を制限することによつてではなく、中間階級の形成に助力を与へることによつて彼等の地歩を贏ち得、而してそれを支持した云々 (Prelis of Interviews between Mr. Winchester and Shibata Huga no Kami... 清沢「洌」『日本外交史』上巻、東洋経済新報社出版部、一九四二年、134p.)

当時の独逸外交官、マックス・フォン・ブランドも、この頃における英国の政策は、「唯一つの信頼しえた大君政府を日本国内の攘夷分子に対する闘争の必要上強化して置き、これらの攘夷分子に英国自ら立ち向はねばならぬ必要を無くさせようといふ」ことであつたと指摘してゐる (Drei und breissig Jahre in Ost-Asien 3 Bd. 『黎明日本』刀江書院、一九四二年、一一―一二頁)。オールコックのいふ上から下への変革は幕府を主体としても可能であると考へられてゐたと思はれる。

しかしやがて幕府の統制力の弛緩と、薩長等の西南雄藩の抬頭の情

勢を見て英国の政策は漸次推移し、慶応元年頃には英外相はパークス公使に対して、「大いなる社会革命が日本に於て進行中であり、その結果内乱に導くであらう」との見透しに基いて、この場合京都のミカドを支持すべき事を訓令し、ミカドの権力は、大君のそれよりも一層高いこと、大君の権力は畢竟この精神的君主ピリチエアルキエナクから委任されたものに過ぎぬことを述べてゐる。さうして薩長と連絡の最も密であつた英国はまた、彼等の唱へる攘夷が少くも指導者の間に於ては単なる戦術と化しつゝ、ある情勢についても最も明るかつたといへる。

二、(フランス)

イギリスが王政復古の必然性を看取して薩長側を援助したのに対し、フランスが終始幕府側を助けて尊攘派に対抗せしめたことはよく知られてゐる。しかしフランスと雖も決して幕藩封建体制の存続を見透したのでもなければ況や、之を希望したわけでもない。そのことは例えば、元治元年(一八六四年)幕府使節として仏国に赴いた池田筑後守に対して、仏国官辺(ナポレオン三世)が語つた所からも推察される(正使池田筑後守(陣笠) 副使河津伊豆守(ヨロヒカブト) (清沢、(日本)外交史上、一一〇頁)。続再夢記記事のなかに次の様にある。

(B、フランスの見解)
(続再夢記記事)

仏人より筑州(元治元年(一八六四年)幕府使節、池田筑後守フランス到着)へ説得致候趣は、仏蘭西四五百年前之形勢、大小名

各国に割據し、其国各其政令法度を異にし、為レ之天下之擾乱殆ど息時無レ之、恰も日本六十余州二百六十諸侯今日之形勢に同じ。輓近之世英明之主起て、仏国の政令混一に帰し已後始て今日の盛大を成すに至れり、今日本の威武をして海外に震輝せしめんと志候時は、先〔第〕一に大名の権力を削り幕府の一致に帰し不レ申候而は難レ被レ行候。依レ之仏国に依頼し速に海陸〔之〕軍勢を起し日本より仏国に依頼し仏国を以て格別の保護と致、仏人之兵勢を借て諸侯の兵権を削り弱め候に非ずしては、日本威武張更^{マツ}は難レ被レ行との趣を以、説得致候由、筑後守は人材にて器局凡庸之人物に無レ之〔候〕、コン〔ト〕デモンブラン^ウ所レ説之件件尽く是を採用し、徳川の衰運を挽回致候〔事〕を企たり云々（慶応二年七月十八日の条、天空子より八木八十八に贈りし書翰の一部〔統再夢紀事〕第五、日本史籍協会、一九二二年、二二三―四頁）

即ち仏国（ナポレオン三世）も幕府を主体とする中央集権的統一国家の建設を期待したのである。とくにロッシユ（Leon Roches）は慶喜の思想と人格にあくまで信頼を置き、彼のみがファナティックな攘夷論を抱^カて全国に蟠居する大名勢力を抑制しうると信じ、仏国の武力によつて幕府の国内統一を援助せんとした。ロッシユが維新まじかまで如何に慶喜に好意をもつてゐたか。浦上教徒逮捕事件に於けるロッシユのプティチャン僧正宛書簡。

僧正殿、貴下は御門より統治の権を委任せられてゐる大君の位置が国法遂行上如何に困難なものであるかを了解なされるであら

う。年齒なほ若き將軍の思想はきはめて自由である。將軍は信教に寛容なる法が、野蛮で狂気染みた諸思想に代はる日の遠くない事を理解してゐる。けれども、他面に將軍は彼の国と、その国の貴族的政治の精神を余りに良く心得て居るので、早計なそして不当な處置によつて国の将来を危くする様な事はしない。……諸侯の気狂沙汰を制するに十分強力で無い統治者の温厚な態度は確かに将来を一段と保証するものではありませんまいか

かくてロッシユは、横須賀造船所の経営、陸軍士官の養成、軍艦の注文引受等あらゆる援助を惜まなかつた（普仏戦争でオジャン）。さうして、小栗上野介らも之に呼応して、仏よりの武器・軍艦の貸与を受けて長州を討伐し、將軍を大統領とする郡県制の採用を計画した。

また、西郷吉之助の書簡（慶応三年七月二十七日大久保一藏宛）にも仏人が

いづれ日本も西洋各国の通、政府一般のものに相成大名の威を不レ除候ては不^ニ相済一に付、第一長薩の二国を打亡し度候に付、俱に打平く方宜敷は有^レ之間敷哉〔尾佐竹猛『明治維新』下巻ノ一、白揚社、一九四四年、七〇四―五頁〕

とサトウに持かけたのである。それに対してサトウは

先度の再討の次第を以、可レ見、纔の長州一国さへ打たれざる政府にて、諸大名之権を除却と申儀、顕然不^ニ相叶一事に御座候。左様の弱きもの如何にして助けらるゝものに候哉〔同上、七〇五頁〕と駁してゐるのである。つまり英国と仏国の見解の相異は幕府体制の

維持か倒壊かではなく、いづれも近代的統一国家の上からの樹立を希望し、たゞその新国家の主権を大君に求めるか、薩長の推戴するミカドに求めるかの争点であった事が知られる。この点に關し、下関砲撃に参加した仏国海軍中佐アルフレッド・ルサンの「幕末海戦記」(Une Campagne sur les côtes du Japon) がやはりオールコックと同様、封建権力の崩壊と平等精神の抬頭の不可避性を見透しつゝ、他方、□□での庶民勢力、本来の中産階級の未成熟に着目し、結局変革の主動力は武士階級自身の手握られるであらうと述べてゐるのが注目されるのである(ルサン、二一八頁)。

〈其他の諸国人の觀察〉

フォン・ブランドも、武士階級の攘夷論を彼等の經濟的窮乏に帰してゐる。

排外的な武士社会に蟠る対外的嫌惡の情や敵対感情の大部分が彼等の生計に必要な国産物の価格騰貴に基くと見るべきは疑ひの余地がない。以前は廉価であった国産物が、今日では旺盛な輸出に押されて甚しき価格騰貴を示してゐたのである。こゝで重きを爲したのは絹であつた。何故かと云ふと、武士はすべての官庁事務に——武士の生活は殆どかゝる官庁事務に費された——絹服を着用しなければならず、為にこの原料騰貴が実に格別に武士には苦痛であつたからである。〔黎明日本〕八六頁〕

此等の大名は、西洋人が入込むと其為に自分達の威權が失墜する

事を恐れてゐた。一般人民、殊に商人階級は、外国の影響によつて自分達の自由独立を欲して来るであらうし、又階級制度が減れば、それと一諸に国法に対する尊敬の念も減ずるであらうといふことを、大名等は予想してゐた。(伊国使節アルミニオン、幕末日本記(三学書房、一九四三年)、二〇三—四頁)

日本に於ては一般民衆を無智蒙昧にして置くことが政治上の一方の法なのである。然しこの方法が如何なる結果を生ずるかは極めて明白である。なるほど日本人は懶巧であり勤勉ではあるが、西洋諸国民の文明をあれ程高めた所の旺盛な生活力というものは、彼等の中に決して生じたことがないのであらう。(アルミニオン、幕末日本記、一三三頁)

結局、イギリスを除いては、尊攘派の歴史的役割を評價してゐた国はないといつていい。アメリカすらも、この点につき王政復古が攘夷の方向の強化をもたらすだらうとの憂慮を最後まで捨てなかつたのである。シュワード(前國務長官)が當時を回顧して自分は、王政復古を反動的動向と解し、「予はミカドが、廢位された大君よりも西洋文明を取り入れることに優れてゐるとは想像しなかつた」と告白してゐる(清沢『日本外交史』上巻、一五四頁)。従つて、王政復古の大号令が発せられた二日後(慶応三年十二月十八日)、参与岩倉具視が三職に告文を發し、

癸丑(嘉永六年)以来、朝廷固く鎖国攘夷の説を執らせられ、満

朝の人、皆欧米諸国を目するに醜夷を以てしたりと雖、先に徳川

慶喜の奏請に依り、兵庫開港の条約を許し、朝議既に和親に帰せしこと、其跡掩ふべからず、自今朝廷の欧米諸国を待遇する、漢土諸国と同礼なるべし

と告げたとき、それは尊王攘夷がいまやその歴史的役割を果しておへて、明治以後の開国政策へと百八十度の転換を遂げた歴史的宣言であるが、それは王政復古即攘夷実行と心待ちしてゐた多くの志士たちに対する一大衝撃であつたと同じ程度に於て外国勢力への大きな驚駭であつたのである。

第二節 公議輿論思想

政治力の集中化、一元化の思想的表現が尊王攘夷論であるのに対応して、その国民化の動向は公議輿論思想の抬頭となつて現はれた。本来封建的政治は極度の秘密閉鎖的雰囲気の中で行はれるのを特色とする。従つてそこでは「その位に非ればその政を議せず」といふ原則が貫徹され、いはゆる御上意に対して当局者以外のものが国政を議するといふことは嚴重な禁忌であつた。これ、本居宣長がその紀州侯に奉呈した「秘本玉くしげ」を

我々如き下賤の者の、御国政のすぢなどを、かりそめにもとやかに申奉むことは、いともくおふけなく、恐れ多き御事なれ共、とにかくに御武運長久、御領内上下安静ならん事を恐れながらあけくれ祈り奉る心から……下賤の身分をわすれ恐れをもちへりみず……存心のほどをつくるはず、かざらず、此一書に申述侍る也、といふ書出して始めねばならなかつた所以であり、また渡辺崋山「慎機論」の著が「御政事を批判いたし候事」、「不憚公儀、不敬之至」として處罰されねばならなかつた所があつた。かうした根強い伝統に一大転機を与へたのが、前述せるペリ来朝に際して、阿部正弘が諸大名のみならず広く一般に対して、忌憚なき意見を徴した事であつた。之に応じて諸藩主はもとより、一般藩士さらに庶民に至るまで盛に上書、建白をなし、この頃から公論とか衆論とかいふ言葉が盛に用ひられ始めた。さうしてやがてそれは「列藩會議論」と上下二院論といふ

二つの具体的な形態に於て政治的表現をうるのである。しかしその具体化の過程を述べる前に、まづ幕末公議輿論のイデオロギー的な系譜を、即ち、列藩會議論や上下二院論がいかなる思想的背景の下に登場し来たかを述べねばならぬ。そこには大別して二つの系譜がある。一は儒教的系統より来るものであり、二はいふまでもなくヨーロッパ近代政治原理より来るものである。

イ、儒教的思想

一、言路洞開（建白、上書）↑↓壅蔽

賢者の説を聴く、松陰の説（私の論説）〔国民主義理論の形成

（二二）二九）、ペルリ来航以後

二、天下は天下の天下にして一人の天下に非ず

昔先聖王之治^二天下^一也、必先^レ公……遵王之路、天下非^二

人之天下^一也、天下之天下也（呂氏春秋）

六韜

支那的民本主義であり、それは専制政の自己粉飾にほかならぬが、これが最初^{〔カ〕}ペルリ以後の情勢に於て、幕府独裁に対する抗議的概念として登場した。

言路洞開ということは近代的な言論の自由の概念とは異なる。近代的言論自由の要求には、相異なる言論の闘争の過程を通じて最も正しい一

般意思が形成されるという予定調和的観念が前提せられているが、言論洞開とは、支配者が下情に通ずるために賢者の説を聞く事を正しとする士大夫イデオロギーから生れたもので、それ自体、政治が専ら固定的な治者のイニシアテイヴに出る事を予想した観念で、之を自由というべくんば、言論の自由よりもむしろいはゞ建白の自由、上書の自由である。之に対し、支配者が下から知識を吸ひ上げる事を妨げられている状態が壅蔽^{〔ク〕}といはれる。しかしともかく幕末の国際危機の切迫化と共に国内的に封建ヒエラルヒーの閉鎖性から来る政策の貧困を打破するために、まづ登場して来たのがこの言路洞開の要求であった。

〔この問原稿欠。「国民主義理論の形成（二）」〔国家学会雑誌〕

第五八巻第三号、一九四四年）一〇八頁、「国民主義理論の形成

（二二）二九頁、『講義録』第二冊五九、九四頁に対応〕

それは恰も「天に二日なし地に二王なし」乃至「普天率土」の思想が多元的政治力の朝廷への一元化の根據づけとして屢々用ひられたのに対応してゐる。しかも天下は天下の天下といふスローガンには、本来一人の天下たるの実体（即ち支那的絶対専制）に、公論に基いて行ふといふ民本原理の衣装をかぶせたものにすぎない。従つて、そこには矛盾した二面が内在してゐた。かくてこのスローガンは最初は幕府専制に対するいはゆる列藩の政治参加の要求を表現してゐたが、やがて尊王論が政治的色彩を濃化し、朝廷への政令の帰一が主張される様になると逆に、幕府の立場よりする王政復古への抗議的概念たるの機能をも営む様になる。それは後述する列藩會議の思想的キソとして、

列藩會議の持った矛盾錯綜した役割を如実に反映したのである。この矛盾をいち早く鋭敏に感知したのは松陰であつて、彼は安政二年

天下は一人の天下に非ずとは是れ支那人の語、……神州に在りては断々として然らざるものあり（丙辰）幽室文稿（吉田松陰全集）第四卷、岩波書店、一九三八年、一三九—四〇頁）

として、その尊王論の立場からして、このスローガンを真向から否定するに至つた。同じく、例えば松代藩の皇学者、長谷川昭道もその皇道主義のうちに

漢土の通言に、天下は一人の天下に非ず、天下の天下也と、是れ乱賊の徒、其の私意を逞くせんと欲するの心より、是れ等の妄説を發する者にして……皇国は固より一人の天下にして、決して天下の天下に非ざること論に及ばず、漢土と雖も、亦一人の天下にして、天下の天下には非ざる也、如何となれば、湯武の如き人の天下を逆取せる者と雖も、取つて己れの有と為してより後は、天下は湯武の天下にして、湯武の心次第いかやうにも自由にすることにして、他人手を其間に入るること能はず、是れ即ち、一人の天下にして、天下の天下に非ざることを知るべし（長谷川昭道、皇道述義、文久元年）〔長谷川昭道全集〕上卷、信濃毎日新聞社、一九三五年、一八五頁）

として、天下の天下なる思想を以て、実は一人の天下なる支那専制帝國の本質を隠へいするイデオロギーとして之を否定し、むしろ、「天に二日なし」とか率天率土の思想にヨリ多^カい真理を見た。この様にして、

それは漸次同じく支那思想たる「普天率土」等の政治的集中のスローガンによって圧倒されるに至り、公議輿論の思想的キノは本来のヨーロッパ的原理の上に移行するのである。

口、西洋思想の移入

ヨーロッパ議會制度の紹介としては、早くも文政十年に青地林宗が幕命によつて稿した「輿地誌略」の中に、英国の上院下院の説明がある。その後、幕末志士に広く読まれたのは、漢書「海国図志」であつた。これは一八三八年（天保九年、道光十八年）米人ブリヂメンの著書を林則徐が漢訳させたものを更に魏源が諸書を参考しつゝ、編纂して道光二十二年に成つた世界地理書であつて、これが嘉永六年に我国に輸入され、幕府で川路聖謨が部下をして各国の部を分担翻訳せしめた。その英吉利の部に、

凡国王将^{カドレーキ}レ嗣^{プロテスタント}レ位則官民先集^ニ巴厘滿衙門^ニ會議必新王皆背^ニ加特力教^ニ而尊^ニ波羅特士頓教^ニ始即^レ位国中有^ニ大事^ニ王及官民俱至^ニ巴厘滿衙門^ニ公議乃行（尾佐竹猛『明治維新』下卷ノ一、九三—四頁）

云々とあるが、佐久間象山、吉田松陰、橋本左内、横井小楠等はいづれもこの書を愛読し、欧洲立憲政治についての智識を深めた。その結果は例へば安政二三年頃出た橋本左内の「西洋事情書」に議會政治を説明して、

安政二、三年頃の越前橋本左内の「西洋事情書」

政体の趣意は一に天帝の意を奉行すると申すことにて上下共衆情に^{〔選考〕}戻り公議に背候儀は不レ為事第一の律令に有レ之候よし依之役人之^{〔選考〕}扱^{〔選考〕}抔先第一に国内の衆論に基づき賢明才学の者を挙用致候……殊に国家の大事法令を改、兵革を勤、工作を起し候〔様之〕

儀は〔学校へ下し、〕熟議上にて賛論相定め政府へ申達政府にても夫々の官反覆訂論して衆情一同の上にて行候よし因て国王迎も一人にて吾意に任せ恣に大事を作すこと不能由云々〔橋本景岳全集〕上巻、畝傍書房、一九四三年、一五四頁〕

として見事に^{〔選考〕}阻爵されてゐる。公議輿論の言葉が思想的に議会政との関聯に於て使用されつゝ、あつたことが知られる。左内や小楠の知識は主君松平春嶽の上下両院論に大きな影響を与へたと思はれる。

その他、文久年間には長州の青木周弼、山縣半蔵、手塚律蔵らによる「英国志」(英人慕維廉)八巻(とくに議会の説明詳し、尾佐竹〔猛〕『明治維新』、下〔巻ノ一〕、九三八頁参照、箕作阮甫による「聯邦志略」等)によって急速に各国議会議政治に関する知識の普及のテンポが一段と急速になつた(国内情勢による)。さうしてやがて単なる翻訳や断片的な論述の域を超へて、日本人自らの手になる立憲政、議会議の組織的な解説が生れる様になるのである(抽象/伝播^{〔選考〕})。幕末に於てかゝるものとして最も著名であり、明治以後にまで大きな反響を呼んだのは、福沢の「西洋事情」加藤弘之の「隣草」及「立憲政体略」(津田真一郎「泰西国法論」の焼直し)であつた。

福沢の「西洋事情」は明治初年に至るまで新知識の宝庫と称せられ、明治新政府の諸施設も多く之を参考としたといはれるが、之については後章に譲る。加藤弘之の隣草(「鄰艸」)は、文久元年に現はれてゐるが、既に最も正確な概念を以て、欧米立憲政を紹介してゐる。

この書の由来、支那の改革

そこに彼は、上下分権の政体を説明して、

上下分権の政体と云ふは、君主万民の上に在りて之を統御すと雖も、確固たる大律を設け、又公会と云へる者を置て王権を殺ぐ者を云ふ、〔中略〕其会議も上に云へる拔擢法の如く専ら公明正大を貴ぶが故に、必多人数の善しとせる説を取りて之に決定するが故に、縦ひ姦智深き者或は権勢強き者にも恣に己れが説を主張すること能はざるなり、扱此の如く、天下は天下万民の天下たることを忘れず、万事〔皆〕独り国王の爲めに謀らず、専ら国家国民の爲に謀るを本意とす〔『明治文化全集』政治篇、日本評論社、一九二九年、六一七頁〕

と云つてゐる。このほか彼は「豪族専権の政体」「万民同権の政体」をあげ、万民同権の政体と上下分権政体の両者が最も公明正大な政体だが、前者はあまりに理想に過ぎるとし、結局上下分権を最も可とするのである。この場合、立憲君主政体が、「天下は天下万民の天下」といふ言葉で説明されてゐるのがとくに注目されねばならぬ。ここに前述の支那的民本思想がヨーロッパ立憲政を理解する上にも媒介となつてゐる事を見出すのである。

それは他方から見れば漢学的教養がいかに根深く巢喰って居り、それが、西洋的思惟の素直な把握を妨げてゐたかを示すものである。支那的用語で説明することは理解の便宜の上では著しい助けとなつたが、その代り、そこに危険性も存する。以上の様な西洋近代思想の急速な流入は、案外それが支那的範疇を通じて觀念的に理解されたことによるともいへる。議会政治を実地に見た幕末使節の見聞記。福沢でさへ。

万延元年（一八六〇年）、日米条約批准交換のため、正使新見豊前守正興、副使村垣淡路守範正を米國に派遣した（福沢同行）。

村垣淡路守の議會傍聽記（航海日記）

尾佐竹、明治維新下ノ一、九四六頁

福沢の見聞記（

福沢でさへこれである

西洋事情

さて、以上のような思想的な背景の下に、公議輿論思想は列藩會議論と上下二院論との二つの形態において維新史上に具体化されて行くのである。まづ列藩會議論は、さきに阿部正弘がペリー來朝に際して召集した溜問諸大名の會議の如きものを、今後とも外交問題に関する諮問機関のものにして行こうとする要求として現はれた。安政四年八月、ハリスの江戸参府問題起るや、

大廊下詰、蜂須賀齊裕、松平慶倫、松平慶徳等松平慶永邸に会し、ハリス参府許可の理由を質す事を決し、種々建議事項を協議した

中に、「凡べて外交事項は広く諸大名の意見を徴すること」の項あり。また、大広間詰諸侯伊達慶邦、浅野齊肅、津輕順承、山内豊信、松平直侯、佐竹義就、前田利声等九月十七日連署し、ハリスへの返翰の内容のあらましを前以て承知したい等の事を申入れた。

かくて老中堀田正睦、愈々ハリスが通商条約締結を正式提議するや、その写しを三家以下諸大名に示して意見を徴し、その後、諸大名に諮問する事同年末まで三回にわたっている。

これと並んで將軍継嗣問題の登場。

家定の後任

慶福（紀州 従弟）十一才

井伊直弼をはじめ、大奥及溜問

詰保守的分子

一橋慶喜（齊昭の七男）二十一才

松平慶永（越前）、島津齊彬、伊達宗城、山内豊信、蜂須賀齊裕

兩派が京都に働きかけた。

安政五年、井伊直弼大老となる（四月）。条約直に許容し難し、再衆議して言上せよとの勅諭（3・19）を公表し、之に対する諸大名の意見を徴す。六月、条約調印。八月、慶福、十四代家茂となる。慶永、齊彬ら開國派も幕府反対、齊昭父子、徳川慶恕、松平慶永、慶喜を處分。

さらに、外交問題とならんで、列藩会議の動向を活潑にしたのは、いわゆる將軍繼嗣問題の登場である。すなはち、十三代將軍家定の後継者として、従弟にあたる十一才の紀州慶福が井伊直弼をはじめ大奥及溜問詰保守分子によって推されたが、之に対し、越前の松平慶永、薩摩の島津——らは、水戸斉昭の七男にして、賢明の聞え高い一橋慶喜をよう立し、ここに紀伊派と一橋派が対立して各々京都に向つて働きかけ（いはゆる京都手入）た。そうして、一橋派は大体において、幕政の閉鎖独裁制を打破し、之をヨリ広汎な大名の参与を認めさせようとする幕府内の改革派及外様大名が結集し、將軍繼嗣問題は幕政改革のイデオロギーとからみ合つて愈々重大化して行つた。安政五年紀伊派の巨頭井伊直弼大老となり、周知の如く、勅許をまたずして六月、ハリスとの仮条約に調印し、八月、慶福をして十四代將軍家茂たらしめるや、一橋派に対する大弾圧を行ひ、——を處分し、同時にかねて京都に關聯ある（攘夷論を鼓吹せる）志士浪人たちの一斉檢拳（いはゆる安政大獄）を断行した。これは、結果において却つて、尊王攘夷論と、幕閣の独裁に反対する公議輿論思潮との結合を促進し、朝廷もいまや公武合体主義に基く列藩會議論の主張を明白に表面化するに至つた。

水戸藩への勅諭（八月八日）

無断調印及水戸・尾張両家謹慎處置を難じ、「三家以下諸大名衆議被二聞食一」ことを重ねて強く要請し、公武合体、外患に当ること
を主張す。

幕府はこの勅諭の諸大名への伝達を禁ず。

水戸に於ける激派（天狗党）と鎮派の対立激化する。

西南雄藩志士の登場

（薩摩）西郷吉之助、有馬新七、大久保利通

筑前（平野国臣）

長州 吉田松陰

島津久光拳兵上京（文久二年三月）「幕政改革／朝権恢復／公武合体

——→三事策「沿海五箇国の藩主を五大老とし幕政参与せしむ」

常設的列藩會議論

幕政改革（文久二年八月） 公武合体段階 井伊時代の處分、

一橋慶喜 將軍後見職 国事犯人大赦

松平慶永 政事総裁職（横井小楠參謀）（上下両院論）

參勤制度改革 ↑ ↓ 諸藩より親兵設置

朝廷 国事御用掛（十二月九日）（少壮公卿）

勅使三条実定江戶に下り、攘夷期限について早々列藩會議を開

くことを命じてゐる。

この頃、直接テロリズム横行、足利梟首事件。

文久三年、草莽微臣の言と雖も叡聞に達すべく、各々学習院に出て建

言せよ。

文久三年正月廿七日、東山翠紅会での会合

久坂玄瑞、寺島昌昭、松島剛藏（長州）

武士瑞山、平井収二郎（土佐藩）

宮部鼎蔵、河上彦斎（肥後）

福羽美静（津和野藩士）、其他、水戸、対馬等三十余名

尊攘下級武士の組織化

二月十一日、久坂玄瑞ら関白邸に至り、攘夷期限決定、言論洞開、人材登用を強請す（同志三百名以上あり、いつ騷擾に及ぶやも分らずといふ）。

將軍家茂上洛前京都の形勢、尊攘派圧倒的

久光（三月十四日上京） 朝廷幕府の政事総裁職、後見職の意見

を軽んずるは不可と説く。

列藩（公武）↑↓下級、討幕

三年八月十八日、公武合体派クーデター

建白受理停止、藩士・浪士の公家出入禁止決定、同時に、加賀、

筑前、久留米、肥後、肥前、山内、伊達、島津等をこれらに召す。

文久三年十二月、久光の建議により、諸雄藩大名の朝議参与成る。

慶喜、容保、慶永、豊信、伊達宗城朝議参与を命ぜらる。

列藩会議の具体化（二条城

元治元年 家茂上京 二条城に入る。

慶応二年正月、薩長聯合成る。

（この前後から主として薩摩の西郷や大久保らが中心となって反幕的意図を帯びた列藩会議論が登場し来る。

慶応元年英仏蘭聯合艦隊が摂海に入り、兵庫開港を要求した頃、西

郷は大久保宛の書簡で

何れ各国の諸侯被_レ召呼_一天下の公論を以て至当の御處置不_レ相

成_一候ては不_レ相済_一只幕府より申出候計にて兵庫開港勅許共相

成候様の事に陥り候ては皇国の御辱此上も無_レ之

と言つてゐるのは、かうした意図をひめた列藩会議論であり、大久保はこの論を以て京都で大に運動したが、幕府側では、会議を開いてゐると時日が遷延し、外交交渉面白くないといふ理由と、幕府の職掌が立たないといふ二つの理由で強硬に開催に反対した。）

慶応二年八月、征長中止、慶喜襲職

慶喜、列藩会議召集奏請

薩藩大久保利通、岩下方平ら反幕にもつて行くべく策動

1. 召集手続の論点

一部公家及薩藩「朝命を以て召集せよ」

正親町三条実愛、山階宮、近衛忠房（内大臣）、岩倉

結局、「徳川慶喜言上の趣もあり、諸藩の衆議を聞召さるべきにつ

き、速かに上京致し、決議の趣は慶喜を以て奏聞すべし」との命

が二十四藩主或は前藩主に下る（慶喜の立場重んぜらる）。

幕府側と薩藩等の暗躍激化に伴ひ、諸侯多く病氣と称して入京せ

ず。中御門経之、大原重徳らは結党建白の廉で閉門、差控の罰を

受け、山階宮も連座す（十月）。

十一月十七日、將軍宣下 列藩会議成立せず。

明治 西郷、大久保らは島津、松平慶永、山内豊信、伊達宗城らの上

京を計画、幕制廃止を意図す（幕府は一大諸侯に下り……）。

五月、四侯会同（兵庫開港、長州處分、朝廷人事）

↑慶喜

四侯会議は、薩摩と他藩との不一致で成立せず

かくて情勢は漸く武力討幕に移らんとしたとき、土佐藩の上下両院論が幕末公議思想の最後の段階として登場するのである。

龍馬の八策（王政復古、平和的）

土佐藩の上下両院論の理論的指導者は坂本龍馬であった。慶応三

年、龍馬は有名なる八策を草したが、その中に、上下議政所、諸侯会盟等の語がある。後に之が前節にのべた如く王政復古説と結びつき、

「天下の政権を朝廷に奉還なごしめ政令宜しく朝廷より出づべき事」と同時に、「上下議政局を設け、議員を置きて万機を参賛せしめ万機宜しく公議に決すべき事」の主張として具体化された。山内容堂が有名な大政奉還建白に添へた別書に、

一、天下ノ大政ヲ議定スル全権ハ朝廷ニ在リ、乃我皇国ノ制度法則（一切）万機必ス京師ノ議政所ヨリ出ツヘシ

一、議政所上下ヲ分チ議事官ハ上公卿ヨリ下陪臣庶民ニ至ル迄正明純良ノ士ヲ選挙スヘシ

とあるのは、龍馬の思想を継承してゐるのである。土佐藩の立場は、一方薩長及激派公卿の武力討幕論に対しては、王政復古、以て幕府を諸侯の列に下すことの主張を以て之を宥め、他方佐幕主義者に対しては「万機公論」の面を強調して、王政復古が決して薩長の専制を意味

せざること、幕府にとつて名を捨て、実をとる所以なることを説き、かくして当面の政局を自己の指導権の下に平和的に拾収することにあつた。土佐藩の国際危機の強調は、その平和主義の立場を著しく有利ならしめた。

さうして慶喜は王政復古後に於けるかうした諸侯会議の設置を予想し、そこで従来の実質的地位を保持するに若かざるを考へて大政奉還を決意したのである。慶応三年十月十四日、彼の著名なる大政奉還の文に、

當今外国の交際日に盛なるにより愈政權一途に出不レ申候而者綱紀難レ立候間従来の旧習を改め政權を（朝廷に）奉レ歸広く天下の公議を尽し聖断を仰ぎ同心協力共に皇国を保護仕候得ば、必ず海外万国と可ニ並立一候、

といつてゐるのは、奉還が如何に對外危機の認識と結びついてゐるかを示すと同時に、そこに公議輿論の立場が離れがたくまつはつてゐることを知りうる。この慶喜の奉還前後に幕府側からも議會論乃至聯邦制の構想が輩出してゐるのはかうした情勢を背景としたものにほかならぬ。

幕府側での王政復古を見越しての上下両院論としては、夙に文久二年、大久保忠寛（一翁）が、大小公議会の設置を松平春嶽に建議してゐるし、大久保や横井小楠らによつて幕臣の間に議會思想はかなり普及してゐた。かくて情勢愈々切迫した慶応三年十一月には、

大変革の御時節なれば議事院被建候節尤至当也、上院は公武御一

席、下院は広く天下の人材御挙用

との小楠の建白あり、また同じ頃、津田真一郎もその泰西知識に基いて、徳川氏を中心とする「日本国総制度論」を建白した（慶応三年九月）。小笠原耆岐守が奉還当日、アーネスト・サトウに對し、

今後の政局は（未來のプログラムは）御門の御裁可を条件として、大君によって決裁される大名會議（council of great daimyos）に よつて構成される（Diplomat in Japan p.282）

と語つてゐるのも当時の幕臣の意図が奈辺にあつたかを示してゐる。かうした幕府側での一聯の王政復古後の新国家組織のうち、最も詳細なものは、西周が慶喜の顧問として慶喜の意をうけて構想した「議題腹稿」であらう。

西周（が慶喜顧問として）議題腹稿（詳細を極めるが重要な点のみ摘記す）

- 一、徳川政府は全国行政権を握るが、しばらく、司法権も行使する。
- 一、皇室領、公卿領、大名領は現状維持とし、議政院で通過した法律に触れざる限り自治的行政権を行使する。
- 一、天皇大権左の如し。

イ、法律の裁可権（↓「欽定之権」）。但シ拒否権ナシ。「異議ハ有之間敷事」

ロ、紀元之権（一世一元）

ハ、尺度量衡之権

ニ、神仏両道ノ長タル事（宗教行政）

ホ、叙爵之権

へ、諸大名に分当てられた兵備を置く権

ト、大名より貢献を受ける権

一、大君の権左の如し

イ、全国行政権を掌握す。首都（公府）は大阪に置く

ロ、全国行政官の賞罰、任免権

ハ、上院議長（上院列座之総頭）として、両院の議決せざるるとき、

三票の投票権をもつ

ニ、下院の解散権

一、大名之権即ち議政院之権

イ、上院は一万石以上の大名より成る。全国に關係する法度を決定する。

ロ、下院は藩の上下総名代の名目で藩士一人づゝ出す。上院同様法度を議決す。

ここで注意すべきは、下院の構成について

洋制に而は人口之多寡に準じ総代差出候例には有之候得共、方今封建之治（に）而左様も相成不申、且百姓町人も未だ文旨の時には左様相成兼候間、当時之所姑く一藩一名宛総名代と云て罷出可然哉

と言つてゐることである。大名領の現状維持と並べて考へると、この一見如何にもヨーロッパ的に見える構想が、實質的には近代国家から遠いものであるかが窺はれるのである。

また、之と並んで、慶応三年十月、老中格松平乗謨の見込書は（仏公使ロッシュの意見によつて）、米国流の中央集権的聯邦制を説いてゐる点注目される。

王制の義は上下院御取立、大事小事次第にも寄り候得共、先下院にて議決候處を上院にて猶議決著相成候上、御施行成され候義。^(義)且州郡の議事院も上下を分御取立相成……御国政都て右両所の議を経て然る後御奏聞、決議の事は容易に、主上も御議論在らせられず候様の義。且右の通王制御施行の上は諸大名私家の兵卒貯置候に及ばざる義に御制度御定（中央集権的！）……都て御国律御一變、議事院を以蒼生の言路を塞がず、〔御〕政事寛にして公明正大に成され、全国の力を以全国を守、全国の財を以全国の費用に當て、諺に曰天下は一人の天下にあらず、天下万民の天下と申如く相御候はゞ、誰有て政を専にし国を私する杯の言を出候ものは之れ有るまじく云々〔尾佐竹猛『明治維新』下巻ノ一、九五八―九六頁〕

若し王政復古後の政治情勢が、土佐藩の平和改革の線に沿つて進行したなら、慶喜ら幕府側の予想した如き聯邦組織が成立したかも知れぬ。けだし王政復古とはいへ、朝廷側は何等の経済力も持たず、また二、三の西南雄藩の外は殆ど武力的キソも持たなかつたのであるから、その儘の形で列藩会議を開けば、衰へたりとはいへ徳川氏の実権は断然他を圧してゐたからである。かくて歴史は全く異つた歩みを辿つたことであらう。しかしあくまで幕府権力の覆滅を期する岩倉ら激派公

卿と、西郷、大久保、木戸らの策謀は遂に成功して、鳥羽伏見の戦となり、徳川氏の武力討伐にまで事態は発展して、勢力の中心は全く徳川氏を去り、列藩会議論の最後の段階としての上の如き諸々の主張は遂に実現の期を失つたのであつた。

最後にわれわれは列藩会議論の歴史的役割をもう一度ふりかへつて見よう。列藩会議論はしよ詮、公武合体論であり、そこに限界をもつてゐた。それは、上に見たごとく、反幕側にとつては幕府のとくに外交問題に対する独裁権を攻撃する武器であり、幕府側にとつては、薩長等の急進的尊攘論を牽制するイデオロギーであつた。さうして同時にそれは終始、各藩での政治的ヘゲモニーが藩主や家老から軽輩武士乃至浪人の手に移行せんとする動向をチェックする役割をもつとめた。公幕の対立が激化し、薩長及小壮公卿を中心として武力討幕の氣配が濃くなるや、かうした急進論の側からは列藩会議論はもはや聞かれなくなり、それは専ら幕府及幕府に同情をもつ藩（たとへば土佐）の側から、王政復古の必然性の認識の上になつて、幕府をその下部行政機関として存置せんとする意図から主張される様になつた。しかもこの頃、下級武士の抬頭は幕府でも諸藩でも無視すべからざる情勢となつてゐたので、ここに列藩会議論は上下両院論といふ新装の下に現はれたわけである。しかし時代は多元的政治力の強力な集中へと向つてゐた。本質的に等族會議的制約をもつてゐた（諸藩による聯邦的形式）列藩會議が複雑多岐な国内国外問題を處理しうる筈がなかつた（例へば版籍奉還、廢藩置県等は列藩會議では到底決せられなかつたであ

らう)。

王朝の絶対主義勢力によって諸維新の諸変革が行はれたことは庶民の勢力が決定的に未成熟であった当時の段階に於て必然であり、それは当初のデモクラチックな扮装にも拘らずやがていはゆる「有司専制」たるべく運命づけられてゐたのである(明治政府もはじめは「政体書」にみられる如き立憲的粉飾をつけ、公議所等を設置して下級武士のヘゲモニーを反映した。がだんだん本性をあらはす)。「之に対して明治政府には、打棄りをくらつた武士階級らはやがて「公論」の名の下に一聯の反革命運動へと流れて行く」のである。従つて列藩会議乃至上下両院論の進歩性は、とくに外交問題をめぐつて幕権を動揺させたことにあり、またそこにとゞまつた。それと近代的な立憲主義乃至民主主義との間には明確な一線がひかれねばならぬのである(尾佐竹上、一二頁)。

さればこそ、文久二年頃、幕府の衰頹を見て、「ドウダ迎も幕府の一手持は六かしい、先づ諸大名を集めて独逸聯邦の様にしては如何」(自伝)といふ考を持つてゐた福沢も、王政復古を前にして幕府側から盛に上の様な聯邦制度論が提起された時には左の如く断乎として反対態度を持したのであった。

大名同盟の論不_二相替一行はれ候様子なり。此義は太郎殿(川路太郎)敬輔殿(中村正直)へも内々御御話し兼て小生の持論にて御論破可_レ被_レ成。同盟の説行はれ候は、随分国はフリーにも可_二相成_一候得共、This freedom is, I know, the freedom to fight

among Japanese. 如何様相考候共、モナルキに無_レ之候ては、唯々

大名同士のカジリヤイにて、我国の文明開化は進み不_レ申、今日(の世)に出て大名同盟の説を唱候者は一国の文明開化を妨げ候者にて、即ち世界中の罪人、万国公法の許さざる所なり、此議論決して御忘却被_レ成間敷候(慶応二年十一月、福沢英之助宛書簡)

福沢は「文明開化」の強力な推進は当時の歴史的段階にあつては、たゞ封建的多元的勢力の打破による国民的統一を通じてのみ可能であること、封建的勢力の聯合形態はそれがいかにヨーロッパ的扮装をまといつてゐても畢竟反動的性格をもつてゐることを鋭敏に看取したのであつた。

この意味に於て、慶応四年閏四月発行の江湖新聞第六集に、横浜在留洋人某の所説として、「日本政体及内乱の説」と題し、

扱会盟の方は三藩と称せるもの魁首となり、其余の諸侯は班に列せる迄なり。「政事を採るの法、帝を戴き、議院を設け、議官を置、輿論を開き、歐洲立君裁制の国体を擬模し、頗る開化に至れるが如くなれども、其事業は全き事を得ざるべし。其故何ぞや、凡そ立君裁制之政治、歐洲に行はるゝの勢を考るに、封建一変して国君擅制に至り、擅制一変して裁制に及ぶ。いまだ封建より直ちに裁制に変せるものを見ず

といつてゐるのは、流石に歴史的段階の認識に於てあやまたざる観察といふべきである。日本はまさに封建的多元性を克服してアブソリュティズムへの道をばく進しつゝ、あつたのである。

第二章 啓蒙思想と反動思想

第一節 総論

王政復古から明治十年の西南戦争までは、封建日本が外国勢力の一貫せる重圧の下に、ともかくも国際的独立を確保するに足る近代的統一国家にまで急速に自己脱皮しようとする懊悩と激動の時代であった。日本がいはゆる典型的市民革命の道を一直線に歩むことをはばんだ諸要因がそこにひしめき合ひ、摩擦・混乱が全日本を津波の様にゆるがした。明治新政府は公卿勢力と薩長土肥の雄藩出身者のコアリションによつて構成されたそれ自身純然たる寡頭支配であり、広汎な国民的背景を欠いていた。庶民的勢力は自らのイニシアティブで変革を遂行するほど主観的にも客観的にも成熟してゐなかつた。もちろん彼等の封建制に対する積極的、消極的な反抗は幕藩体制をゆりうごかす巨大なエネルギーではあつた。王政復古の大号令に、

〔近〕 来年物価格別騰貴如何トモスヘカラサル勢 富者ハ益々富ヲ累
ネ、貧者ハ益々窘急〔二〕 至候趣畢竟政令不正ヨリ所致、民ハ王者之大宝百事御一新之折柄旁被惱宸襟候 智謀遠計救弊之策有之
候者ハ無誰彼可申出〔候〕事

とあるは、まさしくこのエネルギーに対する応答であつたと見られる。

しかしそれは封建体制を崩壊させるには、盲目的な力であつて変革

を自らの力で方向づけるいかなる組織も持っていなかつた。産業資本の蓄積はほとんどいふに足りず、農業と手工業ははまだ広範囲に結合し、都市と農村との分業の程度はまだ微弱であつた。のみならず、維新変革を終始背後から規定した外国勢力は、支那に於ける太平天国乱の苦い経験に鑑みて、前節に述べた如く、変革をなるべく上からの漸次的なそれたらしめんとする意図を持つてゐた。かくて維新政府の第一の任務は、一面にこれら外国勢力とその背後にある世界資本主義の要求に適應して封建日本を統一的国民国家に変形すると同時に、他面かく集中された国家権力を以て、資本制生産様式を強行的に移植し、「富国強兵」以てそれら外国勢力の圧力を最短期間に排除せんとするにあつた。従つてそれは当然に封建勢力の自己脱皮として、自らの社会的地盤に対して根本的なメスを入れる事なくしては不可能であつた。版籍奉還、廢藩置県、田地永代売買禁止の解除と身分制の廢絶、職業・居住移転・交通の自由制、地租改正による自由なる所有権の確立、徴兵制の施行、廃刀令、秩祿處分と士族授産——これら一聯の「我
国未曾有の変革」は王政復古後の十年間にめまぐるしいテンポを以て次々と断行された。維新政府の布告や有力藩主の建白のなかには、たしかに島国的日本より世界的日本への華々しき門出に対する限らない抱負と希望と同時にわれとわが身を行方しれぬ変革の怒濤の中にさらさんとする一種悲痛な感情とが交錯してゐる。（これらの中から新時代の表情を窺ふべき二三の例を挙げて見よう。）

一、五ヶ条の御誓文と同時に発せられた宸翰に曰く、（加田〔哲二

『現代日本文明史第一一巻 社会史』東洋経済新報社、一九四〇年〕頁九一)

二、版籍奉還上表(明治二年) 加田九六頁

三、徴兵に関する詔(明治五年十一月)

いまだ中央権力としてはきはめて薄弱な財政的、武力的基礎の上にこの様な変革を次々と断行すべき使命をもった明治政府の道程がいかに困難をきはめてゐたかは想像に難くない。

内外ノ大難皇国危急存亡ノ秋切迫スル事間不レ容レ髮抑昨年来兵乱漸平一時無事ノ形ヲ成ストモ^{〔ママ〕}大小牧伯各狐疑ヲ抱キ天下人心恟々然トシテ其乱ル、コト百万ノ兵戈動クヨリ可レ恐^{〔薄〕}(『大久保利

通文書』第三、日本史籍協会、一九二八年、一六一—二頁)

とは明治二年、大久保利通が岩倉具視宛書簡で述べた当時の政治情勢であった。巨大な封建勢力は全国に蟠居してゐた。維新変革の推進力となつた全国下級武士層は維新政府が攘夷を実行するどころか、率先開国政策に邁進し、旧習を打破し、西欧文明採入の選手たらんとする様相を不安と焦躁との念をもって注視した。さうして彼等の社会的な榮譽と特権が一つ一つ取上げられて行くに及んでやがてそれは勃然たる憤懣へと変じて行つた。さらに本来かうした封建的身分制の廃除によつて解放さるべき庶民層も急激な環境の激変に殆ど適応出来ず、雨と下る布告を煩しく思ひ、新しい生活様式にむしる敵意を示した。変革も解放もすべて庶民から隔絶した政治勢力によつて遂行される事から来る必然的結果は、さうした変革過程に対する庶民の能動的協力

を不可能ならしめ、かへつて、統一国家建設に伴ふ財政的負担の加重に對して反撥的態度に出た。例へば明治七年一月六日、東京日々新聞に曰く、

民間の情実は中々戸長村役人等の御上へ表向き申上ぐべき者に非ず。其間に立つ者は実に難儀なり。縦令は御上より一令出る毎に、先づいはく又何ぞやかましい事を出て来たか。今度は何の税を取るぞ、能くも能くも取る事計り触出す事だなどと云へり。各々が身の為になる事にも、新規の事は総て不便利なりと思へり。(同上〔田中惣五郎』征韓論・西南戦争』白揚社、一九三九年)、九七頁)

江州伊勢尾張辺の人氣殊に宜しからず、且御上の御布言を吞込たる者更に無して、兎角御上を疑ふ心ありて、政府は百姓町人を困らせる事にばかり掛りて居らせらるゝ様に思ひ込み、頻りに昔の時世を慕ひて、何事に付ても昔し世の能かりし時は云々とばかり云へり。……今の世は天下一般文明開化成り行きたる様に諸方新聞紙には書いてあれど、中々さうばかりでも無しといへり(明治七年(一、六)頃の國民氣質(田中、征韓論九六頁))

かくて本来利害相反すべき士族と庶民は、屢々一致して新政府に対する反抗を企てた。幕末に昂揚した一揆打毀しは維新以後減少するどころか逆にその数を加へ、しかもそれらは不平士族によつて指導されることが少くなかつた。かうした情勢に面して明治政府が端初にとつた態度には二つの基本的な方向が窺はれる。第一に、政府はひたすら

政府の経済的、武力的キソの強化によって封建勢力の反革命企図を鎮
壓せんとした。そのために、政府は当初の公議輿論尊重のスローガン
を漸次かなぐり捨てざるをえなかったのである。維新直後、政体書「官
吏公選」によって三権分立に基く上下両局が設置され、公選議員より
成る公議所が開設されたが、間もなく、明治二年、諮問機関の性格の
濃い集議院と変り、明治四年にはそれも廃止されて、僅かに純然たる
官選議員より成る左院へと変貌した。この所謂万機公論より有司専制
への過程は必ずしも公式的に反動的と目しえざるものがある。けだし
さうした公議機関はそのヨーロッパ的形態にも拘らずその実質は全く
諸藩の封建的利害を代表してゐたからである。

その（公議所）支配的雰囲気の封建性の例

切腹禁止議事 可三・非二百↓否決 小野清五郎暗殺さる

帯刀随意案 満場一致否決（提案者森有礼徴士を免ぜられ暗殺さ

れんとす）

禁洋服議 可決

しかも明治政府は一方かうして自己の権力的キソを強化すると共に、他方洋学者はもとより心学者や神官までも動員して維新とこれに伴う新政策の必然性についての啓蒙的宣伝を大々的に行ひ、以て社会意識と時代とのギャップを急速にうづめようとした。所謂文明開化の旋風はかくして全国をふきまぐるに至るのである。維新後の諸変革や諸施設の説明、旧習旧俗の打破、新技術、機械の解説等を主な内容とした「開化物」と呼ばれるパンフレットが何百種何千種と氾濫した。

さうして之と併行して民間にあつた洋学者もいまや幕府時代の有形無形の束縛から解放され、独自の立場から活潑な動きを示し始め、著書に翻訳にヨーロッパ近代文化の紹述につとめた。それはたしかに我国が未だ経験しなかつた啓蒙時代であつた。たゞこの啓蒙はフランスのその様に民間から自主的に熟したのではなく、どこまでも外からの刺戟により、政府のリーダーシップの下に行はれたのである。しかしそのためにかへって文明開化の流行は強度の伝染性を持った。古い意識は新しい衣装をまとふ事によって簡単に排除された様に思はれた。古いものは新しいものとの対決を経ずに打棄られた。前者は止揚されずして単に傍におしやられたのである。ひとびとはけんらんたる新文明に対し、戸迷ひし、面喰つたけれども、次の瞬間には憑かれた様にその怒濤の中に突入して行つた。封建的拘束から俄に解放された人々が自れを制御するすべを知らなかつたとしても咎めるに止りない。自由とは単に外からのたががはづれる事であつた。二、三の例を挙げよう。

時ニ値フ文明開化春 廃レ刀斬レ髪各闊レ新

身上ノ洋衣英雜レ仏ニ 懐中時計金耶銀

本心未レ脱蛮夷俗 外貌枉^{ケテ}郊西子鬢

江湖幾万青年子 誰^カ是^レ真開真人（開化のはなし）〔明治文化

全集〕文明開化篇、日本評論社、一九二九年、七四頁） 外貌的文

明開化）

実ニ近年自由ノ權利ト言フ事流行シテヨリ。其道理ヲモ辨ヘズ。

己レガ身勝手ナル事ヲスルヲ。自由ノ權ト思フ人。往々ニシテ在リ。サレドモ寢テ居テ禄ヲ食ヒ。自由ノ權ト思フ士族。又ハ経モ讀ミ得ズシテ。賽銭ヲ貪ラントスル。僧侶ナドニ比スレバ猶ホ勝レリト言フベキカ。(竹中邦香、民権大意上、明治七、三〔大谷津速堂、三丁ウー四丁オ〕 自由ノ濫用)

其の如何に極端まで奔りたるかを知らんと欲するか、此新空氣を十分に呼吸せる少年あり、裸体跣足して、父と客と相對話せる室内に突進して敢て耻るの色なし、父之を叱すれば即ち答て曰く、児之を父に聞く、文明開化の士人は旧風に頓着せずと。また士人にして、公然娼婦を携ひて市中を横行する者あり、篤行の人之を詰れば即ち曰く、自主自由の世、敢て拘々然として些の礼を顧みるべきにあらず、我れ我が錢を以て娼を買ふ、何の不可か之あらん、欧米の風、皆な自主自由なりと、(〔竹越与三郎〕新日本史、中〔民友社、一八九二年〕、七〇頁 自由の誤解(明治五、六年頃)又例へば、明治六年刊行の「文明開化童戯百人一首」(総生寛)にも同じ様な、開化風俗の描写が見られる。例へば、

参議堂

○御布告と日々新聞を読むべしとひとには告よあまのつりふね

〔「明治文化全集」文明開化篇、四四二頁〕

ここには矢継早の政府の新政策と社会の急激な変化に漸く追隨するに精一ばいの人民の感情が表現されてゐる。

○がす燈の光りぞ今は頼みなる 雲がくれにし夜半の月かな

○蒸氣車のはしるは見えて石炭のさしもしらすじなもゆるおもひは
○きのふあひけふ別れてもてれがらふ まつとしきかば今かへり
こむ

○鼻の先あつくなりにし巻煙草 長くもがなと思ひけるかな

これらはいづれも滔々として流入し來つたヨーロッパ技術文明に対する驚異を示してゐる(上からの、開化の結果。↓文明開化がいかに受取られたか。 technological civilization の側面への重視)。

それはリフォーメーションを伴はざる「自由」の当然の現象形態であつた。維新より七、八年頃までの間我が思想・言論界のみならず一般社会がこれほど潑刺とした開放的な空氣に満ちた時代は大正昭和を通じてもなかつたであらう。しかし悲しいかなそれは同時に感覺的快樂の奔放な爆発と一切の社会的モラルの喪失と価値のアナーキーの時代でもあつたことは当時の新聞雑誌からも充分窺ひ知られる。むろん「啓蒙」の眞の思想的エリットはかうした傾向に対して絶へず警告を發してゐた。しかしその声は文明開化の怒濤のなかで殆ど聞きとれなかつた。明治十年頃まで伝統主義を露わに代表した動向は次々と敗北し世人の嘲笑の彼方に葬り去られてしまつたが、そうした考え方の發こうする地盤そのものは文明開化思潮よりもはるかに強靱な根を国民の間にもつていた。とくに文明開化がなにより産業革命以後のけんらんたる物質文明の形において受け入れられたため、それは最初から国民を内面から規定する精神力として作用する余地が少なかつた。「ざんぎり頭を叩いて見れば文明開化の音がする」。しかも文明開化のイ

デオロギーそのものに、啓蒙思潮としての大きな制約が内在していたことによってその滲透力はいよ／＼稀薄^{〔カ〕}ならざるをえなかったのである。表面的な思想の興亡隆替の底に泥沼の様に沈澱した国民意識〔以下欠〕

第二節 文明開化思想

〔参考文献〕

大衆用

福沢諭吉「西洋事情」(慶応二年—明治二年)

「学問のすゝめ」(明五—九)

小川為治「開化問答」(明七)

加藤祐一「文明開化」(明七)

元田直「東京土産」(明四)

横川秋濤「開化の入口」(明六・七)

曲肱軒主人「開化のは那し」(明十二)

高級用

福沢「文明論之概略」(明八)

加藤「真政大意」(明三)

「国体新論」(明七)

津田「如是我観」

明六社↓森有礼主唱

明六雑誌

阪谷素、箕作秋坪、

西周、津田真道、中村正直、

福沢諭吉、森有礼、神田孝平、

加藤弘之

翻訳

ミル「自由之理」中村正直訳 明四

スマイルス「西国立志編」 〃

モンテスキュー「万法精理」何礼之 明八

ミル「代議政体」永峰秀樹 明八

ルソー「民約論」服部徳 明十

ギゾー「ヨーロッパ文明史」永峰 明九

維新直後に氾濫した所謂開化物にはほゞどの様な思想的共通性が見られるであらうか。まづそれらは啓蒙思想としていづれも当然に合理主義の立場に立ってゐた。旧習乃至旧制度の批判も、新施設新制度の説明もすべて一定の「道理」の見地から少しの陰影（カ）ものこさず、一刀両断的に下された。加藤祐一が「文明開化」に於て、

とにかく奇怪な事などを説かれて驚かされる、人は、(中略)文明開化の人とはいはれぬ、何事にもせよ、我心に得心せぬ事は、よくよく其理を推究めて、なる程左様あるべき道理じやとみづから辨別がついてから信ずべき「事」は信じ、信ずべからざる事は信ぜぬがよいじや(加藤、全上『明治文化全集』文明開化篇、一七頁)といひ、

世の諺に、理外の理といふ事をいふが、あれは究理のたらぬ人のいひ出した事で、理外の理といふもの、あるべき道理がない。夫

は我がありたけの智恵に、分別のいかぬ事を、理外の理などぬけ口上をいふたもので、今一つ理の究めやうが足らぬ故わからぬのじや(一八頁)

と断じてゐるのは最も明白にさうした立場を表明してゐる。(従つてその著では、

帽子はかならず着べき道理

沓はかならずはくべき道理

肉食は穢るべきものに非ざる道理

世に奇怪の事は決してあるまじき道理

化ものは化ものにあらざる道理

狐つかひといふものはあるまじき道理

天狗といふものはあるまじき道理

といふ標題の示す如く、問題が「べき道理」と「まじき道理」のいづれかとして取扱はれてゐる。) <

かうした考へ方に於ては、旧秩序乃至旧観念は人間の本来あるべき理性を蔽ひかくした所から発生する愚昧さを意味し、新秩序は即ち、その蔽ひがとれて事物の真姿が顕現せるものにほかならぬ。両者の間には歴史的な関聯は存せずしてむしろ、暗愚と開明との絶対的対立がある。いはゆる開化物が、旧観念を代表する人物(旧平、頑蔵)と新意識を代表する人物(開次郎、才助)との対話の形式を屢々とつてゐるのはここに由来するのである。かくして批判は、天狗、化物等の迷信の打破より始まって、封建体制の諸々の非合理性の摘抉に至るまで

峻烈をきはめる。しかもさうしたラディカルな批判をば殆ど予備知識をもたない庶民に理解され易い言葉で、彼等の意識の中にた、き込んで行かうと苦心してゐる点が、これら開化物の特色をなしてゐる。以下主要な批判様式を例示して見よう。

まづ政治的社会的な面で最も力を注いだのは当然に、身分的差別観の打破、人間平等意識の鼓吹であった。例へば

天道様が人を造へるに、大名だから四ツ目にして、手足が八本、穢多だから一ツ目にして手足が二本といふ差別はござり升まひ。

人間といふ物はみな両眼四足に出来てゐるところを見れば、人間の釣合は何の従五位でも権兵衛八兵衛でも同等なわけではござらんか（小川為治「開化問答」巻上〔『明治文化全集』文明開化篇、一一一頁〕）

といふ如き。かうした思潮を集約的に表現せるものとして一世を風靡したのが、かの福沢の「学問のすゝめ」の冒頭の句、「天は人の上に人を造らず人の下に人を造らず」であつたことはいふまでもない。

それはまた当然格式の打破へと導く。「以前にはむづかしい規則が有て、農家商家で三階造りなどにすると、直に驕りじやの身分不相応じやのといふて、察斗を受」けたが、元来〔一〕百万両の身代で百万両相応の華美を尽すはあたりまへの事で咎める所はない（加藤祐一「文明開化」〔一〇頁〕）。

経済的強制的排除はすなはち経済力の社会的解放にほかならぬ。身分の先天的差別を否定することによって、同時に、貧富の後天的差

異をば、学問や努力に根據づけつ、肯定するのである。

学問のすゝめの冒頭の句には、

人は生れながらにして貴賤貧富の別なし唯学問を勤て物事をよく知る者は貴人となり富人となり無学なる者は貧人となり下人となるなり〔『福沢撰集』岩波文庫、一九二八年、七二頁〕

といふ説明が続いてゐる。平等なる個人の自由競争といふブルジョアの理想が光まばゆく登場し来るのである。

しかしながらその前提として封建的な権力抑圧の体系を暴露し、庶民の眼前にその権威性を剥ぎとる事が必須の任務となる。小川為治「開化問答」は封建時代の人権無視について、

御用だとか御免だとかいふ文字を附れば、石でも材木でも人間より貴くなり又武士には切捨御免杯といふ法がありて、百姓丁人を切殺しかまはぬといふ事がござる。ナントこれでは百姓丁人の命は己の物ではなく、武士の借物同様にて理に悖たことではござらんか。（小川為治「開化問答」〔一一二―一三頁〕）

といひ、また、

人民の狭き料簡から家も政府の借物、地面も政府の借物……妻や娘も政府の借り物、しまひには我身命まで政府の借物と心得、政府が家をよこせといへば唯、地面をよこせといへば唯、……妻や娘をよこせといへば唯、身命をもよこせといへば即承引して唯といひ、たとへ心中には無理なる仕業非道なる仕向と齒を切つて悲り、足摺りして怨むとも……無據政府の意に曲順して、その言付

を肯ひたりし事でござる。ナント旧平さん、此等の事を考ふれば、昔の世界は身の毛が戦栗様ではござらんか（明文、134）

と論じてゐる。しかしこの点をもっとも鋭く衝き飽むことなく批判したのはやはり学問のすゝめであった。

学問のすゝめ、福沢撰集八一頁

さうして開化論者の苛酷な批判は、残存支配階級としての現在の士族にまで及ぶ。

……されば今日の士族は昔しの武士とはことかはり、軍役の為に設置る、事ではなく、唯その活計を御救助なさる為に御扶持を下さるわけでござる。されば名は百姓丁人の上に位すれども、畢竟百姓丁人の寄食人でござる。また足下は是までの武士を大そう役に立た物のやうにいひなさるが、僕の考へでは同じ二本ざしなら焼豆腐の方がはるかにましだと思ひ升。（「開化問答」二一四頁）かうした士族の「遺物性」を象徴するものとして集中的に批判を浴びるのは帯刀である。

今の御時節では刀は真に贅物でござる。なぜといふに、刀を頼しやれ大和魂だ抔と威張て居る人は、身体に魂はなくして刀が魂ゆゑ、若し刀がなければ身体は空虚にて何の用にも立升まひ。

（「開化問答」二一六頁）

福沢はさらに激しい。

文明開国の世の中に難有さうに兇器を腰にして居る奴は馬鹿だ。

其刀の長いほど大馬鹿であるから、武家の刀は之を名けて馬鹿

メートルと云ふが好からう（福翁自伝（岩波文庫、一九三七年、二一九頁））

さてこの様な旧体制や旧社会意識の峻烈な批判を通じて、これら開化論者の法と実定法の区別と両者の背反関係がいまや明白な意識に上るに至つたのである。自然法的意識は従来とも天理、天道といふ様

な名で宋学的教養のうちに存在してゐたのであるが、朱子学が社会規範と自然法則を同じ「道」のうちに総括してゐるため、そこでの自然法はもっぱら実定法に内在し、之をキソづける意味を帯び、両者の明確な区別はあまり説かれなかつた。

ところが今や歴史的秩序に対して道理が超越的に批判を下す地位に立つに及んで、いはゆる革命的自然法（トレルチ）の構成が自から熟したわけである。例へば加藤祐一はいふ。

世の中に人の随はねばならぬものが二つある、夫は正理と公法とじゃ、しかし其法といふものは、斯うなうては叶はぬ道理じやといふ處を考定めて法とするのでやはりもとは正理から割出したものじや、……扱其通り法といふものは正理から割出したものなれど、其時々勢に依て曲げて定むる法などもあり、又其時節には至極適當の正理なれども時勢が変化すると甚不的当になる事もあり、また何ほど正理でも暴行には一時勝たれぬ事などもある事じや、（加藤祐一「文明開化」三三二頁）

ここでは明白に正理といふ自然法が、実定法によって最初から、或は

時の経過と共に蹂躪される可能性が問題とされてゐる。また、小川為治「開化問答」が「人間の釣合」の平等性を説いた後に、

さて又人間の有様といふ物がござる。いはゆる貴賤貧富家柄格式の類にて、……これは天道様から命ぜられた事ではなく、人間仲間の私しの定めにて〔一一〇頁〕

云々といつてゐるのも、やはり人間の先天的平等と社会秩序の後天的（従つて実定的）不平等とを意識的に対立させてゐるわけである。かうした対立意識がやがて後に自由民権論に流れ込んでその批判性を形成して行くのである。

他方に於てまた開化論者は、この様な自然法の観念を以て、国際関係に適用し、固陋な攘夷的、反開国的風潮の打破につとめた。最高の政治権力としての国家が服すべき一つの道徳律があるといふ考へは、朱子学の天道とか天理とかいふ範疇のうちに含まれて居り、これが幕末に於て「天地の公道」といふ觀念に発展したが（松陰）、やがて之が和蘭フィッセルングなどから教示された「性法」すなはち自然法の思想に根據づけられるに至つたのである（天理／性法／公法／◎神田孝平「性法略」（明治四年）。本来、国際間に事実的な強弱関係以外を認識しようとする一般にとつて、幕末以来の外国勢力の重囲の下に開国するといふ事は、それ自体明白な敗北と思はれ、従つて、「攘夷」よりの退却はすなはち外国勢力に対する無限の退却の可能性を意味するものとして国際関係についていひ知れぬ恐怖と不安を抱いてゐた。

是に対して国内に於けると同じく国際間に於ける「道理」の支配を説

いてはれなき猜疑感と恐怖感を排除させるのが、開化論者の任務の一つであつた。例へば開化問答は、

刀を廢させて西洋人が日本を乗取る較計だらうとはあんまり行過た考へでござる。外国と御交際なさるには、御条約といふものがあり、實際の法といふものがござる。それゆゑ理の爲にはたとへアフリカの黒奴にも侘入り、道のためには世界が一团になつて攻て来たからとて懼るゝわけでは御座らぬ。（明文全P116）

といつてゐる。この最後の言葉の出所は「学問のすゝめ」である（福沢撰集、学問のすゝめ、七四頁、七五頁）。福沢こそは、この点に於ても、個人の自由独立と国家の自由独立とを道理、乃至権義を以て一貫してキソづけた点に於て、自然法の超越的批判的性格についても最も透徹した意識を持つてゐたといひうる。

さて、開化物が以上のようにして、旧体制、旧意識に対していはゞ無媒介的な直接的対立の態度をとつてゐるとの恰度うらはらに、それは維新以後の政府の政策に対しては殆ど完全に弁護し是認し、礼賛を惜まないものである。ここにこれらの啓蒙思潮のフォン・オーベンといふ性格がはっきりと窺はれる。それは、一般的に、民衆の批判的精神を喚起しようとするよりも、むしろ政府の新政策、新施設の宣伝、普及を第一の眼目としてゐた。旧制度を苛しやくなき批判にさらしたのも畢竟、コントラストによつて、さうした宣伝効果をヨリ高めんがためであつた。

従つて、そこでは旧制度は決して単にそれ自体として抽象的に批判

されない。必ず具体的な新政策とのいは、抱き合せの下に説かれるのである。かくて、封建制度の批判即廢藩置県の説明であり、身分的特権の批判は直ちに徴兵制の合理化であり、自由権の理想はそのまゝ、地租改正の讚美に流れ込む。過去に対してあれほどラディカルな批判性は維新政府とその政治に対しては全く影をひそめる。二三の例を挙げよう。政府の幕府時代にもまざる重税について新政府の財政困難からして、維新直後の民衆の負担はかえって旧幕時代より加重され、之に對する不満が一般化しつゝ、あつたことは前にものべたが、開化物はこうした不満をば、旧平に代表させて、

御一新以来何でもむやみに諸運上の穿議をなされ、屁を放つたことまで運上をおとりなさる。……それゆゑ下々の一口ばなしにも、この頃天子様は喘息を御累ひなさる、何故といふに頻に税々とおっしゃる杯と悪口をいふて居り升。〔開化問答〕一一六頁〕
といい、之に對して開次郎が

日本中の人が政府の為に年貢運上を納るは詰り己の仕事を天子様へ御頼み申ておき、その入用を辨へることなれば、銘々家産の大
小に従ひ、公平に割合出銀するは当然の理合でござる。〔一一八頁〕

として、いとも簡単に一蹴している。

いうまでもなく、近代国家においては人民が参政権を持ち、近代自由権は一方には Habeas Corpus Act として、他方には租税に對する議定権としてまづ第一に發展した。近代国家において租税が上から課せ

られるものでなく、人民自身の費用を自己で支辨するという意識はこうしたデモクラシーの發展と併行して涵養されて來た。しかるに「己れの仕事を天子様に頼み置く体制」そのものの批判をぬきにして、徴税の合理性を人民に納得させようとするところに開化物の性格がよく現われている。福沢が「学問のすゝめ」において、

人民は既に一国の家元にて国を護るための入用を払うは固より其職分なればこの入用を出すに付き決して不平の顔色を見はず可らず（七編）

というとき、やはり客観的には同じ様な意味を持ったにちがいない。たゞ福沢のこうした主張は、「人民が一国の家元」という意識を能う限り徹底しようとする努力と不可分に結びついていた。例えば、

抑も政府と人民の間〔柄〕は……〔二〕学問のすゝめ〔二編、福沢全集三卷〔国民図書、一九二六年〕十二頁〕

そこにやはり福沢の著が単に新体制のジャスティフィケーションを超えている所以があつた。ところが一般の開化物はこうした人民の自己決定というテーゼを現実に適用する面でも甚だ不徹底である。例えば政体についても、開化問答は、立君独裁と君民同治を分ち、君主独裁を「正真正の道理に背きたるものにて、これを野蠻の政治といふべし」〔一三三頁〕と罵倒し、イギリスによつて代表される君民同治の政体を極力賞讃してゐるが、さてこの論法を当時の政治的現実にあてはめる段となると、

当今の御政事は上向は君主独裁の如くなれども實際上に就て見れ

ば、所謂君民同治の政事にて、政府は万民の政府、政府の仕事は万民の仕事（小川為治「開化問答」〔一三四頁〕）

といふ詭弁を以て弁護してゐる。曲肱軒主人の「開化のは那し」も、政体をば、第一、

国ノ君タル人、土地モ人民モ皆自分ノモノトシ、取ルモ与ヘルモ、殺スモ生スモ皆君ノ心シダイ、道理ニハヅレタ狼意的政事デモ人民ガ如何スルトモナラズ、政事ニ与ル大臣モ門閥ノ人デナケレバ其官ニナルコトモ出来ズ下ノ卑シキモノハ、政事ノ片端ヘモ与ルコトナラズ、黔首ヲ愚ニスルトイフモノニテ、亜細亞洲ノ諸国ハ大抵這ヤフナ政事ガ多イ。コノ政事ハ天理人情ニモ背キタル至極悪ルイモノ、〔『明治文化全集』文明開化篇、七五―六頁〕

即チ君主専制。第二、

国君人民ノ上ニ在リテ土地人民ヲ支配スレドモ、今云フタヤフナル、天下ヲ私有トセズ、政事ヲスルニモ道理ニ合ハヌトイフハ無し、卑シキ我々ノ様ナモノモ政事ニ与カルコトガ出来、人ノ自由ヲ妨ゲズ、這様ナ難有キ政事ハ西洋ノ文明開化ノ国ハ皆コノ政事ヲスルコトデ御座ル〔七六頁〕

立憲君主政体。第三、

貴キモ賤キモオシナベテ徳ノアル賢コキ人ヲ選ビ、年期ヲ定メテ大頭領トシ、四年目ニ至タレバ、前ノ人ハ役ヲスマシテ、又別ノ才徳アル人ヲ択ンデ挙ルコトナリ。……至極公平ナル政事ニテコノ名高キモノハ、亜米利加洲ノ合衆国デ御座ル（曲肱軒主人 開

化のは那し〔七七頁〕）

共和政の三種に分ち、一応アメリカ共和政を最良の政体として押してゐる様であるが、結局は、「今吾御国の如き、上古神代より連綿と打ち続き、万古不易にて実に満世界を鉦太鼓で尋ねても決して無い結構なる国体」の礼讃となり、

王政御一新の後は、万事旧事の弊しき習はせは、御用ひなく、……官人も品流で用ゆる事もなく卑賤の吾々でも才徳さへあれば、怎麼様な重ひ役にもなり、士農工商の差別なく、……以前の様に、無理でも無法でも、諸侯や武士に頭を押しつけられ、狼意ひ目に逢ふことも無く、人民に自由を与へよくと、御世話のあるは、

此上も無き難有い事では御座らぬか。（開化のは那し〔七六頁〕）
といふ新政府の百パーセント謳歌に終つてゐる。われ／＼は最初に、これら開化物が、暗愚と開明の絶対的対立の相の下に一切を取扱つてゐることを述べたが、その際の「開明」は一応抽象的イデーとして出発しながら、実は維新政府のうちに完全に吸収されてゐるのである。

そこでは開明とは新政府であり、新政府は開明の具象化である。この認識はもちろん直ちに間違ひとはいへない。さきに述べた如く、当時の現実の歴史的段階に於て維新政府はたしかに文明開化の先頭に立つてゐた。政府に対する批判的、反対的言動は多く封建的旧勢力の立場からなされた。その限りで、開化論者がむしろ極力政府をバックしたのは当然である。しかし、文明開化が政府を起動点とすることは、

政府にて一事を起せば文明の形は次第に具はるに似たれども人民

には正しく一段の氣力を失ひ文明の精神は次第に衰ふるのみ……人民に独立の氣力あらざれば文明の形を作るも啻に無用の長物のみならず却て民心を退縮せしむるの具と為るべきなり（學問のすゝめ五編）

と福沢によつて指摘された危険性をもはらんでいたのである。のみならず、新政府は維新革命の本質に深く規定されたそれ自身一個の封建的勢力であり、従つてその近代化政策には超ゆべからざる限界があることもまた否定すべからざる事実であつた。然りとせば開化主義者が真に市民的啓蒙主義の立場に立つ限り、新政府の政策に対して揃つて百パーセントの礼賛をさ、げる必然性はならん存しない筈である。

（人民が政府を設くる所以は、銘々その所持の品物を安全に保護して貰はんためござる。且その所持する品物の本源を穿鑿すればみなその人の勤勞骨折を以て生じたるものにして、……かゝる道理によりて所持する地面を以て、政府の拝借物と心得ゐたる人民の愚はいふまでもなし。人民の物を猫ば、にて我物顔にとり扱ひゐたる政府は、これを超えて百倍も駄愚なるものではござりませんか。『開化問答』一五四頁）
〔radical〕^{〔カ〕}／＼批判的^{〔カ〕}でな^{〔カ〕}い
といふそれ自体至極當然の批判から何故一足とびに、
地券の制は人間の私有を堅固にする法にて、人間の性法といふものより起りたるもので御座る

といふ如き地券制度の是認が生れねばならないのか。自由なる土地所

有權の創設といふことと、さうした自由な所有權を現実の耕作者でなく、地主に認め、地主小作間に於ては封建的貢租關係を据置くといふこととの間には明白なるギャップがある。このギャップを意識的にか無意識的にか無視するところに、かうした一聯の開化物の意義と同時にその限界が存するのである。

さらに身分的差別の否定が、

此迄七百年ほど武家が政治を執り、彼の孔子や孟子が大嫌ひの覇業と言ふ道を行なつてゐた者だから、天子、將軍、大名、旗本、直々臣、陪々臣と同じ人間を段梯子のように位をたて、下々の土民の下にまたく、非人、乞食、穢多、番多等と幾層も直打を別けた者サ。今度は万国と同様に、孔孟の一生涯それが為に苦勞せられた王政復古の御政治とたち直つたから久しぶりで一天万乗の天子様は民の父母と言ふことが行なはれた。さすれば上は御一人、下万民は皆其御子と同様で……御年貢を上納すりや矢張天子の民（横河秋濤「開化乃入口」〔『明治文化全集』文明開化篇、五八頁〕身分的差別觀の打破（とくに穢多觀））

といふ如く、一天万乗の天子の下に於ける平等、といふ方式に於てなされてゐること、封建諸領地の非合理性がもつばら、普天率土の見地から、皇室よりのさんだつとして説明されてゐること、さうした点にも封建制の止揚の方向を一定の路線に、恰かもそれが唯一の路線であるかの如くに流し込んで行かうとする態度が窺はれる。

さうして、かうした路線に対するティコウは、文明開化の陣營では

なく、かへって反革命的な勢力とからみ合ひながら発酵して行く。

要するに批判のプロセスに於てどこまでもラディカルでありながら、その結論に於ては、現状に対する樂觀的な肯定に終つてゐるといふこと、——これが我が啓蒙思潮の歴史的特質にほかならない。

ヨーロッパ啓蒙思潮はなにより自由探究 (libre examen) の精神であり、一切の歴史的事物に対する苛借するところなき批判の精神であつた。

人間精神は自らあらゆる物を改革するように要請されていると結論し、自らを一種の造物主と看做すに至つた。即ち制度、思想、習俗、社会、人間自身、一切が造り直さねばならぬ様に見え、人間の理性は敢てこの事業を引受けた。嘗てこれ程大胆不敵な考えが人間の脳裏に浮んだ事があつたらうか

とギゾーは啓蒙精神を語っている(『文明史』第十四講(『ヨーロッパ文明史』下巻、一九四四年、三邦出版、二五二—二頁))。しかし日本のそれは始めから大きな枠を課せられていた。それは自律的人間の育成、道徳的自由の鼓吹ではなくして、むしろ新しい秩序えの上からの編成のための教説であつた。従つて、その批判精神は最初から徹底しえず、その理想主義は卑俗な意味での日常的(実)用主義によつてたえず中和されていた。新らしき明治国家のなかにいかにして人民を組み入れるかということが問題意識の中心点であつた結果は自から、啓蒙思潮における国家主義と立身出世主義との奇妙な抱合いとなつて現われたのである。ヨーロッパの百科全書家の学問観と次の学問観とを比

較せよ。

今日ノ人民ハ昔ノ学問ノ悪カリシ事ヲ知テ。此節ノ学問ノ善キヲ知ラズ。先ヅ此節ノ学問ヲ手近ク譬ヘテ言ハ。金儲ノ伝授ト。人ニ難義迷惑ヲ掛ラレヌ伝授ト。寿命長生ノ伝授ト。立身出世スル伝授ト。各々種々二分テ学ブガ如シ。(竹中、民権大意〔下、大谷津逮堂、一八七四年、五丁オーウ〕 功利的学問観!)
だからこれらの開化物が文明開化の民衆的普及に対して少からざる役割を演じた事はむろん認めねばならないが、それが国民精神の「回心」をもたらす程の力があつたかということについてはむしろ否定的に答えた方が正確であろう。文明開化の圧倒的普及は第一にそれが權威信仰と結びつき、新らしい天皇制国家の権威的背景の下に遂行されたことと、他面、我国的性格たる周囲の環境えの異常なる敏感さによることがはるかに大きいのである。

第三節 明六社グループ

上の如き通俗的な開化物と並んで、当時一流の新思想家を網羅して組織された我国最初の学会「明六社」が発行した明六雑誌は、専ら知識階級に対する啓蒙機関として明治初年に巨大な思想的足跡を残した。開化物が主として維新の変革及新政府の施設の追隨的な解説に終ってゐるのに対し、明六雑誌はどこまでも自主的な学問的見地に立って、我国の当面せる一切の問題をとりあげて批判的に問題の所在を解明して居り、高い指導的性格を帯びてゐる点に特色がある。従つてそのグループは時流に対して徒らに迎合せず、

吾社ニテ論ズル處ノ件ハ……(専ラ教育ニ係ハル文学技術物理事理等凡ソ人ノ才能ヲ富マシ品行ヲ進ムルニ要用ナル事柄ニシテ)而カモ、期スル處専ラ後世ニ属スルヲ以テ或ハ今時ノ忌嫌ニ触ル、事モアルベシ

といふ見識を持してゐた(第三十号、森有礼「明六社第一回役員改選ニ付演説」『明治文化全集』雜誌篇、日本評論社、一九二八年、一九九頁)。しかも、彼等の論ずるところ、政治経済社会のトピックスはもとより、教育、宗教、風俗、自然科学より哲学上の認識論にまで及んでゐるが、さうした一応抽象的なテーマも、決して高踏的な論議としてでなしに、どうかして近代的思惟に一般国民を慣熟せしめようとの切実な実践的動機から取上げられてゐるところに、啓蒙思想家としての彼等の面目があつたのである。明六雑誌が、当時の最高の学問

的水準を代表してゐながら、発行後一年間に八万百二十七冊を売尽し、毎号平均の販売数三千三百五冊に達したといふことは、この雑誌の果たした並々ならぬ時代の役割を物語つてゐる。

明六社の由来、構成

森有礼が明治六年七月アメリカより帰朝後、西村茂樹と相談し、津田真道、西周、中村正直、加藤弘之、箕作秋坪、箕作麟祥、杉亨二、福沢諭吉を最初の会員として組織し、明治七年二月会則を作り、明治七年三月を以て雑誌第一号を出した。会長は最初福沢が推されたが、固辞したので、森有礼が就任した。一年後には会員数約三十人となつた。毎月一日に会同して、その度に種々のテーマについて討議演説し、その結果を逐一雑誌に発表した。

明六社グループの思想的傾向は広い意味での啓蒙的自由主義たることに於ては一致し、そこには極端な保守的主張はもとより極端な急進論もまた見られないが、その間自からニュアンスの相異はあり、問題によつては、例へば民撰議院論や男女同権論、学者職分論、内地旅行論のごとく、同人間に激しい論争が行はれてゐる。また彼等はいづれも啓蒙思想家として当然に百科全書の知識の所有者であるが、やはり各々得意の部門をもつてゐた。例へば哲学や倫理学のキノ問題は西周、西村茂樹、中村正直らによつて、また風俗問題家庭問題は森有礼、福沢諭吉、津田真道らによつて、政治学は加藤弘之、津田真道、箕作麟祥らによつて、経済学は神田孝平、津田真道、杉亨二らによつて夫々多く論ぜられた。

しかしそれらの論議に共通する性格は、合理主義と実証主義の立場に立つ批判的精神であり、それは開化物の如くに、単に過去に妥当するのみでなく、言論出版の自由、拷問^カ廃止等の要求、国字改良乃至ローマ字論の主張等々として現実の環境に対してもある程度に於て進歩的方向に發揮されたのである。〈単なる現状批判という意味でのラヂカルな論調は、むしろ反動的陣営から多く発せられてゐる。広義の文明開化の陣営に立ちつゝ、しかもある程度かなり批判的でありえた事が彼等の特質であつた。〉

又、例へば彼等は我が国体觀念についても、いはゆる開化物の如くに、他の所論と不調和のまま、に放置し、中途半端で妥協することなく、どこまでも合理的に説明しようとする。西周は「教門論」に於て、人間の内面性を支配する教と外部の行動を規律する法令とを混同する神政政治（テオカラシー）の害悪を批判し、そこから、「言ヲ日神ニ託スルカ如キ」（八〇頁）国体の根據づけを斥け、更に「国民氣風論」（第三十二号）に於て、我が国民の権力に対する卑屈さが「神武創業以來皇統連綿茲二千五百三十五年君上ヲ奉戴シテ自ラ奴隸視スル」所より養成せられたるを説き、「士タル者ハ三代相恩ノ仇討モ仕ルヘク戰場ニ臨ミテハ花々敷討死モ仕ルヘク、又三民タル者ハ泣ク兎ト地頭ニハ勝レヌ者ナリト云ヒ、主親ハ無理ヲ言フ者ト思ヘ」といふ如き「專制ノ政府ニ（在テハ）極メテ都合ノ宜キ（最上ノ人民ノ）氣風」が存在したればこそ、維新の上からの急激な変革も可能なりし事を鋭く指摘しつゝ、しかもまさにこの無氣力さが「外国ノ交際始マリ」「民撰議

院ナド興サント欲スルノ日」にはなにより極枯となるべきを警告したのである（二〇七―八頁）。

津田真道が「本は一つにあらざる論」（第八号 明文 297）に於て宇宙の多元性を論じ、それを押進めて

国の本は君にて唯一つなりと謂^{おも}へる人あれども偽なり、こは早く漢人の民は是国の本といへること真事なりけり。されば国の本は千万の蒼生^{あまひじよ}なり。さて国の本は民なれば、君は末なること明らかなり

と断ぜるが如き、やはり論議の首尾一貫性が見られる。しかも彼等はまさに同じ批判的態度よりして、文明開化の皮相な氾濫に目を奪はれず、その底に流れる国民生活の実態についてもリアルな認識を忘れなかつた。かくて津田真道は「開化ヲ進ル方法ヲ論ズ」（第三号）に於て、口ヲ開ケハ則開化ヲ談スル者僅々官員、書生、新聞紙編集者ノ數十百人ノ外ニ出ス。抑之ヲ我邦人口三千万ノ多キニ比較セハ果シテ幾百千分ノ一二居ルヤ。果シテ闔国ノ人民ハ依然タル旧習ノ人ニシテ概シテ之ヲ言ハハ地獄極楽因果応報五行方位等無根ノ説ニ迷ヘル愚民ナリ。豈之ヲ半開化ノ民ト謂フコトヲ得ンヤ（六六頁）といつて、開化のフォン・オーベンの性質を衝き、また、「新聞紙論」（第二十号）に於て、新聞紙が自由の名に於て、猥雑な犯罪記事や他人の旧悪の暴露を事とせるを難じた。

就中文明開化がもつばら外部的、物質的側面に於てのみ取上げられることの危険を指摘し、人民の意識の変革こそ近代化の眞のパロメー

ターであることを切論したのは外ならぬ福沢諭吉（通説と異なる）と中村正直であった。福沢については後述しよう。中村正直は「人民の性質を改造する説」（第三十号）に於て、維新変革の外面性を委曲を尽して論じてゐる。

〔引用原稿欠。『明治文化全集』雑誌篇、二〇一頁下段一〇行―二〇二頁上段七行に対応〕

さうして彼はこの様な意識の変革をば芸術と教法の二側面より押し進めることを説いた。彼が已に明治三年にスマイルスの「セルフ・ヘルプ（西国立志篇）」を訳し、また同年ミル「自由」論を訳出した意図もそこにあつたのである（同人社（明治六年家塾））。更に彼は明治四年「擬泰西人上書」と題する一書に於ては西欧人に代つて天皇に上書した形式で、ヨーロッパの皮相的外形の模倣をいましめ、進んでキリスト教の摂取を提議してゐる。キリスト教を回避して西欧文化との対決はありえないと考へた点に於ては彼は福沢よりも更に進んだ認識をもつてゐたといへる。

要するに明六社グループの時代的意義は、当時の文明開化の風潮に単に追随するのではなく、一步高所に立つて批判的立場から日本の近代化の方向を指示したことにある。もとよりそのグループはかつての幕臣が多く、幕府時代から引続いて政府の知的顧問という様な地位を占めていたものが多く、民衆へのつながりは稀薄であつたから、彼等の思想の下層への滲透度には自から限界があつたし、その所説のうちに、むしろ個人的な差異があるが、どこか、距離のバトスに基く貴族

性がたゞよつていた。ある場合には殆どベダンティックな臭いさえも感じられる。しかしそのことを以て明六雑誌が全体として持つていたデモクラチックな性格を否定することは出来ない。それはやがて雑誌の辿つた運命によつて実証された。政府が不平士族及農民層の動揺に對處すべく、言論の抑圧に乗出し、明治八年讒謗律及び新聞条例を發布するや、グループは直ちに会合をひらいて協議した結果、節を屈して雑誌の発行を継続するよりは廃刊するに若かずという意見が多数を占め、第四十三号を以て短かく華かな活動を中止したのである。この席上で福沢が提出した「明六雑誌ノ出版ヲ止ルノ議案」は〔以下欠〕

第四節 反動思想と国粹思想

明治元年より十年までは、維新政府が「文明開化」政策の積極的リードを取った時代であり、ともかくも上からのブルジョア的変革を矢継早に実行した時代である。前述した維新政府の両頭の性格はいまだ表面化せず、むしろ自らを市民的進歩の化身と思ひ、他からもかく観られてゐた。従つてこの時代の反動的思想は一般的にいえば下からの反動として現われたといふ事が出来る。つまりそれは維新変革の推進力をなした下級武士及地主上層部（新地主）が、維新後急速にヘゲモニーを失墜する過程において起つた反政府運動のイデオロギーであつて、それが「官」の急激な欧化政策と是に適応出来ない「民」の意識のギャップに喰ひ込んで、地租改正をめぐる下層農民層の反抗を利用することとなつたのである。その思想及運動が例えばフランス革命後における反動思想と決定的に異なる点は、革命の思想に対して起つたものというより、革命の思想的背景たる尊王攘夷思想のそのまゝの継続であり、従つて維新政権の一つの面——文明開化的側面によつて一時カヴァーされていた面に連なつてゐるということである。従つて、この時期においてこそ政府の主流はそうした動向を抑えていたが、やがて十年以後自由民権運動が全国的にこうようして来ると、明治政府のなかに潜在していたこの側面が顕在化し、反動思想が公然と御用的地位に昇る様になるのである。ここに真の意味での反動思想の抬頭がはじまる。本節では主として十年までのいわゞ野党的段階における反動思想を取

扱う。（たゞ旧意識が一見文明開化の怒濤に呑まれたごとくにして、実はその底に脈々と流れてゐた事が、後の反動の地盤をなしたといふ意味に於て、それは看却されてならぬのである。）前述の様に、維新の変革に指導的な役割を演じた激派公卿及び下級武士の多くは維新変革のうちに単なる尊王攘夷の実現のみを期待し、封建的階級制そのものの止揚などは夢想だもしなかつたといつていい。然るに、維新政府は政權掌握早々に開国貿易政策を闡明して彼等の大なる失望を買つた。それから以後のあはたゞしい諸変革は悉く彼等のありしよかりし日の特権に対する致命的な打撃でないものはなかつた。彼等は当然裏切られたといふ意識を痛切に抱いた。かうしたギャップから生ずる反革命企図はまづ明治政府の進歩的と見られた官僚に対する個人的テロとして現はれた。明治二年正月参議横井小楠の暗殺、同年九月兵部大輔大村益次郎の暗殺等。前者は、耶穌教の宣布、共和政治の主張といふ理由の下に、後者は国民皆兵主義に対する反感から出てゐる。さらに明治三年七月、米沢藩士雲井龍雄ら数十名（全国に同志三千名といはれる）の封建制復帰陰謀発覚は同種の反革命行動が集团的形態をとつたさきがけである。雲井の口供に

当今郡県の御制度を説破致し、自然不服の徒有レ之節は党与の兵力を以て在朝の高官たりとも一々芟除致し、大城に押迫り、御政体を一変し、封建の御旧制に復し、宿志の如く主家並徳川回復を遂げ可レ申旨、魁首にて相謀（加田哲二『現代日本文明史第一巻

社会史』二二一頁）

云々とその意図を明かにしてゐる。雲井龍雄事件のメンバーが殆ど武士階級より成つてゐたのに対し、やがて同年十一月に発覚した愛宕事件は、士族（久留米、秋田、小倉等）と藩主及堂上公卿（愛宕通旭、外山光輔）との反革命連合であることと、外務大丞丸山作樂のリードする征韓運動と結びついてゐる点に特色を示す。

復古の業成るの後は堂上方の政權を執らるべき筈なるに、却て非役となり御所に離れ、新官横暴、百姓一揆所々に起る。……凡民人の困窮は物価騰貴、外国貿易より起る者にして、是れ先帝の叡慮を煩されし攘夷を執行せずして維新後に及び外交を厚くせるに
よる〔服部之総『明治維新の革命及び反革命』（『日本資本主義発達史講座』第一部明治維新史、岩波書店、一九三三年）三八頁〕と主張してゐるところに、それが幕末尊攘運動の継続であり、その担ひ手となつた複雑な各種の勢力が漸次新政權の寡頭化によつてふるひ落されて行く事に対する反対派の結集である事がよく示されてゐる（この路線は西南戦争にまで連つてゐる）。

（敬神党の加屋齋堅は、禁刀令に反対して上書し、
皇国神武の利劍を脱去し、独り狗彘羶裘の醜態に模倣し、固有の武勇を摩滅し、夷狄の糟粕を墨守し、神州固有の良法を廢し国勢を削弱し、素より外夷の難を制するに足らずして、愈々賊虜をして其技倆を逞せしむるに至らば、抑も廢藩置県の詔に『大義ヲ昭ニシ、名分ヲ正シ、内億兆ヲ保安シ、外以テ万国ト対峙セン』との朝旨にも乖戾し、〔大津淳一郎『大日本憲政史』第二卷、宝文館、

一九二七年、五八頁〕

云々といつてゐるが、この立場がそのまゝ、神風連の拳兵檄文に於て、却て醜虜に阿諛し我国（体）固有の刀劍を禁諱し、陰に邪教の蔓延を慫慂し、終に神皇の国土を彼に売与し、内地に雑居せしめんとす〔五九頁〕と發展してゐる。）

さうして、彼等の憤懣は版籍奉還と廢藩置県以後の強力な中央集權化政策によつて一気に激成されて行く。徴兵令の施行は彼等の封建的プライドをみじめに蹂躪した。秩禄處分は彼等の生活をして、商品生産社会の法則の翻るうにまかせた。帰農したものはやがて統々土地を失ひ、「士族の商法」は悲惨な失敗に終つた。かうして、知識階級の大량의ルンペン化が生じた。新政府の下級官吏の職にありつゝいた一部の者を除いて、彼等の労働力に対する大량의社会的需要はまだ殆ど起らなかつた。はげ口の無い過剩エネルギーをいだいた彼等の眼にうつつたのは、新政府の上からの近代化の財政的負担を一手に負つた農民であつた。「文明開化」政策が農業部門の犠牲に於て遂行される事は地租改正で明白となつた。と同時に、維新前後の列強の國際的重圧、彼等の生活を脅かす外国資本主義に対する反撥によつてふりたてられた対外意識によつて朝鮮修交問題は絶好の口実を与へた。この様にして、地租改正と征韓論を契機とする士族の武力的反抗が相繼いで突はつするのである。

（今日廟堂ノ上、孝允、重信ノ輩専ラ洋夷学ヲ主張シ、以テ聖明

ヲ蠱惑シ、群小ヲ煽動シ、一制ヲ廢シ一令ヲ出シ、事々洋夷ヲ模倣シ、古典ヲ破壞シ、朝制ヲ亡滅シ、名義ヲ輕ンジ、礼分ヲ紊リ以テ彼ノ洋夷腥氈ノ風ニ換セント。……嗚呼赫々タル神州、未ダ嘗テ外侮ヲ受ケズ、今日ニ至ツテ始テ彼ニ制セラル、祖宗在天ノ靈夫レ之ヲ何トカ謂ン。(山本克四大臣ヲ斬ントスル建言、評論新聞第二号)

熊本神風連の乱と呼応して起つた思案橋事件の能見鉄治(旧会津藩士)が、

先年封建ノ節ハ家禄モ充分ニシテ何等不足モ無之處、凶ラズモ維新ノ不幸ニ際シ無禄ノ身トナリ啻ニ自身ノ困難ナルノミナラズ已ニ旧主人ニ於テモ世襲ノ封土ニ離レ爾來微々タル為体、実以見ルニ忍ヒサルハ畢竟新政府ノ所為ト夙夜憤懣ニ堪兼罷在候〔尾佐竹猛〕『法窓秘聞』育生社、一九三七年、一四三頁〕

と自供してゐるのはこうした一連の反政府暴動の秩禄處分との不可分の関聯を示すと共に、前原一誠が一揆の檄文に〔一〕不肖一誠が現政府と方針を異にするは地租改正の一挙にあり〔二〕といったこと及び、西南戦争直前の風雲急なりしときに急據政府が、地租を三分より二分五厘に下げたことは共に、こうした運動の背後における農民層の動向を暗示している。それと共に、鳥尾小弥太(陸軍中將)が

文明開化てふ風の吹廻しにより、天下一般に騒ぎ立て、無二無三に西洋流と称し、一時に俗を破り、風を変し、人心転た浮薄に流れ、甚しきは楠公を権助に比する者さへあるに至る

事を慨嘆して、明治六年、西郷隆盛に向つて、

今日の計は断然武政を布きて天下柔弱輕兆の氣風を一変し、国家の独立を全ふする為には、外国と一戦するの覺悟を取るを以て上計とす

と進言したのは、対外武力進出によつて国内の滔々たる文明開化の潮流の逆転を計つたもので、征韓論の心理的背景の一つがこゝに典型的に現われてゐる。〔以下『講義録』第二冊一三二頁一五行―一三三頁二行〕

ところで、上の如き一聯の反革命的思想及行動は下級武士を主たる担ひ手とするいはゞ過激反動思潮であるが、之と併行して、藩主乃至封建の特権層の間には保守的反動思潮が執拗に残存してゐた。前者が尊王攘夷の継続であるとするれば、後者は公武合体イデオロギーの系譜に属する。かうした立場を典型的に代表したのが鳥津久光であつた。同じ薩藩の西郷隆盛と鳥津久光はかくして、夫々下士的及藩主的立場からの反動主義を体现してゐたのである。久光は本来、上下貴賤の名分を最も重視する正統的封建主義者であつて、さればこそ、寺田屋事件に於て急進的尊攘論を唱へる浪士輕輩を弾圧したのであるが、西郷、大久保らが維新革命の指導力を握つて、我物顔に新政権の中核を占めたのに快からず、病を口実に、維新後は帰郷してしまつた。とくに新政府の進歩政策は久光の不滿を決定的にした。朝廷及政府は、さなきだに巨大な封建勢力が全国各地に蟠居せる情勢下に於て、かうした久光の行動は影響する所大であるとして、再三勅使を以て上京を促し、

又、授位を以て懐柔せんとしたが、之に對し、久光は、

臣宿痾今に快からず、再三の召命に応ぜざる罪万死に當る……敢て賜ふ所の位記を封還す〔福地源一郎『校正久光公記』日報社、

一八八八年、二一七頁〕

として固辞する態度を取った。

明治五年夏、明治天皇九州御巡幸の折、久光ははじめて建白書を呈出し彼の平素のイデオロギーを開陳した。そこには、一、国本を立て紀綱を張る事、一、服制を定めて容貌を嚴にする事、一、貴賤の分を明にすること、一、嚴に淫亂を禁じて男女の別を明にする事等の条々が見られることによつて、如何に久光が骨髄からの儒教的礼治主義者であつたかが知られる。この機会に彼は維新政府の開化政策に対する平素のふんまんを一挙に吐露したものの如く、「方今の御政体にては共和政治の悪弊に陥ら〔せら〕る、事もあらん乎」と言上したといはれてゐる（久光公記〔二一八頁〕）。明治六年漸く久光上京し、六年十二月、内閣顧問に、七年、左大臣に任ぜられたが、政府の辿る方向は彼の意識とますく背馳するので、七年七月、政府の新政策に対する疑問を一括して、三条太政大臣に質問した。そこで問題になつた事を見ると、先王の法服を洋服に改めた事、太陽曆使用、教育、兵制、建築、風俗等に於ける洋風模擬（例へば「散髪脱刀の洋風を重じ束髪帯刀の御国風を賤むる事」〔二二四頁〕）等々であり、典型的保守主義者としての面目がよく現はれてゐる。とくに、前にも問題にした服制の嚴正は久光が最も強硬に主張したところであるが、八年、服制の事は

採用し難しと拒否されたので、遂に十月、左大臣を辭職するに至つた。

なほ、この辭職の直接の契機となつたのは、參議と諸省卿の分離問題で、久光はこの時、板垣と共に分離を主張して、共に職を去つたのである。「久光公と板垣參議とは平素その主義を全く異にせるに今度の議は両公ともに同論なるぞ不思議なる」〔三三三頁〕と当時噂された。「久光公記」は語つてゐるが、久光にとつては、分離問題はむしろきつかけであつて、他の封建イデオロギーに基く建言の拒否されたこそが決定的な原因であつた。ともあれ、民権論者と封建主義者がここで始めて、右と左から、反政府の共同行動を張つたことは注目すべく、維新政府が上からの集権的統一國家建設といふ自己の使命を漸く表面化し來つたことを示すものである。

しかし、久光は徹底した秩序のイデオログとして、一切の反革命的暴動にも又組みしなかつた。西南戦争の時、久光の挙動は天下の注目をあび、朝廷も念のため、勅使を派遣して彼を慰撫したが、その時、久光はむしろ、勅使に対して西郷等の家臣の志恩に対する反感を吐露したのであつた。この点久光が明治八年頃、自己の心境を述べた際に、

在官の藩士等も其多数は然る可らざる輩ともからに合体して猥に西洋の風俗を学び甚しきは權変詐偽を以て文明開化の事なりとし、放逸奢侈を以て自主自由の意なりとして互に之を称揚し、久光などが申条は守旧頑固の陋説なりと嘲りて幾と無用の言こととせり、凡そ君臣の情誼を忘れて旧主を蔑視するもの争でか帝室に誠忠の心を存すべき、榮耀の富貴を望みて士節の廉耻を棄るもの何ぞ国事に身

命を委ねて顧みざるの心あらんや（久光公記（二三〇頁））

と言つてゐるのは、端的に彼の藩主的イデオロギーを表明してゐる。雲井龍雄や神風連らの封建回復の主張に於て問題の中心が、士対農工商の秩序にあつたのに対し、久光に於てはそれと並んで、武士階級そのものの内部に於けるヒエラルヒーがとくに重視されてゐるのである。封建的忠君の延長の上に尊王をキソづけんとする点で、それは水戸学的尊王論の忠実な後継者であるといふ事が出来る。

次に、明治維新の精神的背景の一つとなつた国学的な復古主義の影響とその結末について述べよう。それこそ維新変革に対する反革命思想どころか、むしろ逆に維新の不可分離な一面をなしてゐたのであるが、本質的に近代化の方向と相容れないといふより、むしろ、あまりにかけはなれてゐるために、当初のヘゲモニーを維新後十年の間に、急速に失墜したのである。

新政府の王政復古の大号令に「諸事神武創業ノ始ニ原ツキ」とあり、これに依つて、明治元年正月、新政府の職制に於て、大化改新の制に倣つて、内国、外国、陸海軍、會計、刑法、制度の六科を置き、その首班に神祇科を置いた。二年七月官制改革に於ても、神祇官は太政官の上に置かれてゐる。かうした新政府の祭政一致イデオロギーの推進力になつたのは、平田派国学者であつた。即ち、津和野藩主亀井茲監、その藩士福羽美静、大國隆正等は神祇官副知事及神祇官判事として、又、隆正の弟子、矢野玄道、玉松操らは岩倉具視のブレインとして活躍した。彼等の影響下に、神仏分離が全国に令せられ、やがて、明治

三年大教宣布の詔発せられて、祭政一致による惟神の大道を宣揚する方針が闡明され、これに基いて、宣教使及宣教係が任命された。五年三月、神祇省（四年八月より）が教部省に改めらるゝや（福羽美静を教部大輔に任じた）、宣教係は廃され、教導職を置いた。かくて有名な三条教憲が発せられたのである。

第一条敬神愛国ノ旨ヲ体スヘキ事

第二条天理人道ヲ明ニスヘキ事

第三条皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守スヘキ事

之と関聯して六年に教導職に下された十一兼題が布教の原則をなしたのである（神徳皇恩之説、人魂不死之説、神天造化之説、顕幽分界之説、皇國之説、神祭之説、鎮魂之説、君臣之説、父子之説、夫婦之説、大祓之説で、その中核をなすものは平田神道）。五年、大教院を東京に置き、中小教院を府県に設けた。

さてこうした維新直後の神道イデオロギーの国教化と共に全国に燎原の火の如く燃えひろがったのが、廃仏毀釈運動であつた。新政府はたゞ神仏分離を命じたのみで、別に仏寺に対して弾圧を下す意図はなかつたのであるが、一度この令出づるや、それは末端に行けば行く程ラヂカルな形態をとり、強制的な廃寺合寺、乃至は仏具梵鐘の没収、寺田の払下等の措置が強行された。これは一つには、仏寺が徳川幕府によつてキリシタン弾圧のための行政手段となつて以来、仏教の腐敗甚だしく、僧侶は全く宗教的情熱を失つて無為徒食の遊民化していた事に対する久しい国民的反感が、たまたま王政復古において爆発した

という事情もあるが、それが政府がこの運動を大体において抑止せず、むしろ黙認の態度をとったのは、それが結果において政府の物質的キソの強化——富国強兵政策——と結合したからであつた。すなはち、廃された寺領は一部は人民に下附されたが、他は官有地となり、また、仏具梵鐘は鑄つぶされて、銃砲製造に供せられたのである。最も天上的なイデオロギーの変動が、最も地上的な国家的実用の考慮と結びついていたことは日本における宗教の社会的存在様式の伝統を象徴している。

そうしてこれによって手痛い打撃を受けた仏教陣営ではたゞちに護法運動を起したが、それは、宗教の自立性の上に立つて下からの圧力によって政治的干渉に対抗する方向においてではなく、逆に、王法仏法不離を説いて、ひたすら新政府とその政策に迎合するという態度となつて現われた。その功験は空しからず、五年に設置された教部省においては、僧侶も包摂されるに至つた（以後仏教はつねに反動的國家主義と結合す）。純粹な神道イデオロギーの征はは早くもこゝに終りを告げたわけである。やがて、大教院の内部での神官と仏僧との紛争に手を焼いた政府は八年七月、大教院を廃止し、九年十月には教部省も廃され、神祇事ムは内務省内に移管されてしまった。

この慌だしい祭政一致制度の没落はそれが当時のあまりに急激な変革（時代推移）のテンポに適應出来なかつたためであるが、本来一般に国学イデオロギーが政治Ⅱ社会思想の面で具体的建設的なプランをもちえないためである。むしろそれが無内容である限りにおいて文明

開化思想をも包ようする事は可能である。従つて、国学者神道家のうち比較的適応性に富んだものは、進んで開化物のイデオログとして活躍した。前述した加藤祐一のごとき、その一人である。

彼等は、支那的儒教的觀念からの解放のうちにはゆる「皇国」の主体性を見出さうとし、そのため洋学に対して積極的態度を示した。またヨーロッパ近代觀念の源泉を、我が国の神話のうちに探り出すことによつて、復古と開化との円満なる婚姻に腐心した。一例を挙げば次の如し。

千万がみを神つどへ、集へて議り給へるは、公論集議の源にて、我が皇統の貴きは、ならぶかたなき事ながら、尚も政治に遺漏なく、あらしめむとの神議、君民一和の政体を、遠き神代の昔より、定めて今も動きなき、皇祚のしるしとて……玉の緒ながく万世に、人民をおもほす皇道（小川持正「習字やまと魂」〔四丁ウー九丁オ）

しかし、宣長の文献学的な歴史主義をのりこへて一つの神学を打立てた平田派国学からは当然祭政一致の嚴密な施行が要求さるべきものであつたから、その忠実な使徒は文明開化の怒濤のなかにうすれ行く復古主義の運命をたゞ悲憤の眼を以て見守るのみであつた。玉松操の如き、既に、明治二年に於て、開国説を取つた岩倉に対して裏切り呼はりして野に隠れたのである。こうした平田派イデオロギーの転落過程が最も鮮かなのは、大学校、学校教育の推移に窺はれる。

王政復古とともに、学校教育の面でも平田派イデオロギーが王座に

ついた。明治元年二月、平田鉄胤、玉松操、矢野玄道の三名は学校制度規則取調を命ぜられた。その際の口達に、

此節不容易御時節是上外国ヨリ如何様之儀渡来可致も難計、仮令如何様之儀有之候共、一切彼二匹倒不被致様、御規則盛大嚴重二相立候様可致候事

とあるによつて、明治政府が成立当初、開国政策と共にヨーロッパ思想の洪水の如き流入を危惧し、復古主義による国民の思想的武装を意図していた事が知られる。

之によつて、主として、矢野玄道の文になつたのが学舎制である。之は学科を本教学、経世学、辞章学、方伎学、外蕃学の五科に分つた。国学は本教学として諸科の基礎たる地位を与えられ、従来の中心的な学問たる漢学は洋学とならんで外蕃学に編入されている。そうして、学内に皇祖天神社を祭ることとした。

ところが、之が具体化しないうちに学習院が開かれ、之がやがて大先輩代と改称されここにたてこもる伝統的儒教派と玉松・矢野らの国学派の抗争が激化した。かくて政府はこの紛争を解決するため同元年九月、皇学所、漢学所を設置し、結局、学舎制はそのまゝの形では実現されなかつた。しかし教育理念における国学の指導性は貫徹されその達中の規則に、

〔引用原稿不明。本頁下段一九―二二行に一部引用〕

やがて、遷都と共に、教育の中心も東京にうつり、大学校はまづ東京に設置されることとなつた。すなはち、是より先、明治元年に、幕府

の昌平黌が昌平学校として復興し、同二年六月には、昌平学校、開成学校、医学校を綜合して大学校とし、昌平学校をその根幹とすることとなつた。大学校は道の体を明かにし、開成及医学二校は道の用を極むるをその教育理念とした。道の体とは即ち国体であり、「皇道を尊み国体を弁ずる」ために、神典国典の研究を第一とした。これが漢学を主とした旧昌平黌との根本的相異で、ここに、国学が儒学に代つて、教育のヘゲモニーを握つた情勢が表はれてゐる。この推移を象徴するのが、二年八月大学校に於て行はれた学神祭であり、従来学神として孔子を祭る事が長い間の伝統であつたのに対して、この時、思金神が学神として祭られた。見聞者は、学神祭の模様（二年八月二日）を次の様に伝へてゐる。

八心思兼神を新築大講堂に祭り、朝廷より綾小路勅使となる。平田鉄胤白髪いかめしく(?)衣冠をつけ、〔中略〕学官一同青絹の長袖を着け、〔中略〕供物を三盆に盛り、之を捧ぐるときは皆白紙を以て口を蔽ひ、席上を膝行して相授受する様、いと異様に見えたり。〔高橋勝弘「昌平遺響」(『東京帝国大学五十年史』上巻、一九三二年、四七頁)〕

まさに国学者得意の場面であつた。昌平学校への太政官(?)の達には、「神典国典ノ要ハ皇道ヲ尊ミ国体ヲ辨スルニアリ乃チ皇国ノ目的学者ノ先務ト謂ヘシ」とあるのは、政府部内に於ける平田派イデオロギーの優越性を示してゐる。と同時に、同じ達の中で、「神典国典ニ依テ国体ヲ辨ヘ兼而漢籍ヲ講明シ、実学实用ヲ成ヲ以テ要トス」といつてゐ

るのは、やはり、時代の息吹を感じさせるものがあり、国学理念の純粹性を貫くことが至難であつた事が窺はれる。実学実用といふ功利主義的觀念と国体論とがそこで安易に結びつけられて居り、その間の論理的關係は少しも明白にされてゐないのである。他方、東京に於ける大学校設置と併行して、明治元年九月、宮、堂上及官人を対象として京都九条邸に皇学所が、梶井宮邸に漢学所が夫々設けられたが、その達中の規則に、「国体ヲ辨シ名分ヲ正スヘキ事、漢土西洋ノ学ハ共ニ皇道ノ羽翼タル事」とあつて、ここでも儒教と洋学を国学の主体性の下に位置づけようとしてゐるし、明治二年正月、皇学所規則には、「学方は羽倉東磨、岡部真淵、本居宣長、平田篤胤をもて本宗とし、其他諸家末書を博折衷可致事」と同じく本居―平田の学統の正統性が確認されてゐる。又学校発意之主意に、

凡百ノ學術ハ皆活用ヲ貴ンテ死套ニ陥ルコトヲ警ムヘシ今ノ時ニ當テ学ハサレハ以テ知見ヲ開クコトナク人才ヲ得ルコトナシ。其マナフニ何事ニヨラス一ツ弊アリ所謂頑固ナリ……譬ヘハ漢學者流ハ唯漢籍ノミナラテハト一途ニ思ヒコミテ互ニ排撃スルハ皆其学フ所ニ就テ頑固ノ二字ハ免ル、コト能ハス。(中略)コヒネカハクハ膠柱守株ノ弊ナカラント思フ婆心ナリ。(『東京帝国大学五十年史』上卷三七頁)

ところが、封建的イデオロギーとして長い間影響力を持った儒学は、しかく容易に国学の優位を承認しようとはしないのは当然である。明治二年九月、大学別当の名を以て、集議院に対し、皇漢学合併して、

皇国学神を祭り、孔廟積奠を廢する事、漢籍素読を廢し専ら国書を用る事について可否を諮問したとき、僅か二、三藩を除き殆どすべての藩が挙つて之に反対してゐるのを見ても、儒教の伝統が封建的勢力の間に如何に根強かつたかが知られる。かうした支持を背景として、大学校や皇学所内に於ける漢學者と国学者の紛争は「皇学漢学共互に是非ヲ争ヒ固我ノ偏執不可有事」(京都皇学所規則)といふ政府の注意にも拘らず次第に激して行つた。さうして、かうした紛争のうちに、皇学所漢学所は明治二年九月に、大学校は三年七月にいづれも閉鎖されてしまつた。それは結局、大学校は旧昌平黉の延長として、皇学所は旧学習院の復活として、新時代の開幕に指導的役割を果すべくあまりに過去の伝統の尾をひいた教育機関であつたからであるが、そのことは、同時に、そこで指導権をにぎつた平田派国学者が、しきりに、儒学の固陋を頑迷を指摘するにも拘らず(例)、自らにも維新の變革を積極的にキソづけるに足る理論をなんなら持つてゐなかつた事を暴露したもので、そこに、同じ国学の流れを汲んだ元田直などによつて、

皇道ヲ主張スルハ、廟堂ノ御趣意ナレドモ、国学者流固陋頑僻ノ説ハ、決テ御採用ニハナラヌ事ナリ。世ニ皇学トイヘバ本居平田ノ家言ナリト心得ルモノアリ笑フヘシ。本居平田ノ学ヲ奉テ、今ノ政体ヲ了解スル者能ク幾人ヲ得ン。……当世ノ急務盛ニ西洋学ヲ開カザル可ラス(東京土産 明四、七(四丁オ))

といふ如き批判を浴びる所以があつたのである。さうして、やがて、開成所の系統をひいた南校が大学の管轄をはなれ、文部省の所管の下

に、明治四年十月開校し、新らしき帝国大学のさきがけとなったとき、そこでは、もはや指導権は完全に洋学者の手に移つてゐたのである。

この指導権の推移はすでに、明治三年二月、大学規則及中小學規則が定められたとき（際）、文部大輔江藤新平が「学科といふものは国別で分けるといふ事は可笑しい、之を一つ打壊はすと云ふことにしなければならぬ」といつて、学科の分け方を国別から事項別に改めたときに、表面化してゐた（之には加藤弘之の影響あり）。さうして、明治五年八月新日本の教育組織の根本を定めた学制が頒布されたことによつて、教育の「欧化」、それに伴ふ国学イデオロギーの没落は決定的となつたのである。すなはち、そこでは

従来学校ノ設アリテヨリ年ヲ歴ルコト久シト雖モ或ハ其道ヲ得サルヨリシテ人其方向ヲ誤リ學問ハ士人以上ノ事トシ農工商及ヒ婦女子ニ至ツテハ之ヲ度外ニ置キ學問ノ何物タルヲ辨セス又士人以上ノ稀ニ學フ者モ動モスレハ國家ノ為ニスト唱ヘ身ヲ立ルノ基タルヲ知ラス

と封建的教學の貴族的性格を批判し、

日日常行言語書算ヲ初メ士官農商百工技芸及ヒ法律政治天文醫療等ニ至ル迄凡人ノ當ムトコロノ事學アラサルハナシ
として學問と日常生活との結合を説き、

自今以後一般ノ人民必ス邑ニ不學ノ戸ナク家ニ不學ノ人ナカラシメ
ン事ヲ期ス

と普通教育に対する新政府の熱意が表明されてゐる。ここにはもはや

国学乃至漢學の常套語は、剩へ名分を正す事を以て學問教育の主眼とする僅か三年前の大學校の理念は全く影をひそめて居り、そこでの基本觀念は、福沢の「學問のすゝめ」に於ける

學問とは唯むつかしき字を知り解し難き古文を読み和歌を樂み詩を作るなど世情に實のなき文學を云ふにあらず。……専ら勤むべきは人間普通日用に近き實學なり。〔初編〕

といふ主張と殆ど共通してゐるのである。維新と共に慌しく登場した復古国学は、この様にしてまた文明開化の怒濤の中に慌しく姿を没したのであつた。

第三章 二つの巨像——加藤弘之と福沢諭吉

第一節 序論

明治初期の啓蒙思想家のうちでも、特に政治思想史上に於て重要な理論的見解を示し、維新直後の啓蒙思潮の政治的側面を体系的に集約したのは加藤弘之と福沢諭吉であった。彼等はいづれも明六社グループであるが、彼等の理論は単に明六雑誌を通じてよりは、むしろその単独の著作に於てより多く闡明されてゐるので、その思想の体系性と、その圧倒的な時代的影響力に鑑み、むしろ別個に取扱ふを適當とする。加藤弘之の「真政大意」（明治三年）、「国体新論」（明治六年）、福沢諭吉の「学問のすゝめ」（明治五年以降）、「文明論之概略」（明治八年）は、その内容の理論的水準からいっても、またその時代の普及性からいっても、明治十年頃までに於ける啓蒙思想の代表的著作といふ事が出来る。さらにこの二人の思想家は啓蒙期を超へて後も絶えざる思想的發展を示し、その教育家としての活躍と相俟つて、政治・社会思想の上に永く巨人的足跡をとどめたといふ点でどこまでも類比される人物であった。まことにこれほど一面では相似た経歴を辿りながら他面全く対蹠的な歩みかたを示した例は思想史上も数多くないと思はれる。両者ともあまり裕といえない旧藩士の子に生れ（弘之、山陰但馬国出石藩／諭吉、豊前中津藩）もつとも弘之の父の家禄は二百二十石、

仙石騒動で半減したが、藩内では中以上の格であった）少にして洋（蘭）学を修め（弘之は佐久間象山、大木仲益、諭吉は緒方洪庵）、その知識をもつて共に幕臣に揚げられ、幕末時代共に開国論者及立憲政の紹介者として活躍し（弘之「交易問答」「鄰草」、諭吉「唐人往来」「西洋事情」）、維新後は明六社同人として第一線に立つて旧觀念形態の打破につとめ、やがて一は東大の初代総長として、他は慶応義塾により教育事業に尽す、いした。しかも両者の対蹠的な性格からくる志向の相異は早くも幕末期にあらはれ、弘之は蘭学より独逸学に転じ（ドイツ学の開祖）、従つて、法学的傾向を早くから露はにしたのに対し、諭吉は英学に転じ、就中経済学と歴史学を主たる関心の対象とした。弘之は新政府に召し出されて、政体律令取調御用係以下、最初から官僚としてスタートし、明治三年―八年、まだ二〇才そこそこの明治天皇及皇后の侍読となり、七年、左院一等議員、八年、元老院議員より、やがて開政学校総理となり、その後は帝国学士院長、帝国大学総長（二十三年）、明治二十三年、東京大学校長に再任（二十六年まで）、同年貴族院議員に勅選、宮中顧問官（二十八年）等の諸頭職を歴任し、三十三年男爵を授けられ、三十九年枢密顧問官となり、文学博士、法学博士、東大名譽教授、正二位、勲一等その他無数の肩書にかざられた。――まさに教育者として位人臣を極めたといふも過言でない（位階勲等をくわしく自伝に書いている。↑↓「学者職分論」）。之に対して福沢はどうか。新政府の膝をまげての勧誘にも応ぜずして、明六雑誌で学者の任官について同人と論戦^五、民間布衣の一教育者を以て甘んじ、その

後度々の叙勲授爵の沙汰をひたすら□□□より慶応義塾に補助金をくれ)、学位すらも受けず、(「従三位」(贈位もない))一生、無位無官の大平民たるの誇りに生きた(明朝の遺臣)↓ヤセガマン／江戸平民／安全□幸福／「官員様」。

×?大槻博士の「言海」出版記念会の席次

○明23、工学会臨時大会(民間の会) 皇族大臣は別席、学問に大

臣も平民もない、出席をことわる

しかしかうしたコントラストにも拘らず、弘之と諭吉はともに明確に近代ヨーロッパの思想と文化を身につけ、ともに夫々の面よりして、アンシャン・レジームの思惟形態の打破につとめ、しかも日本の近代化に伴ふ歴史的制約をも夫々異った側面に於てではあるが、自らのうちに刻印してゐた。彼等の思想は共に日本の国民的統一と近代国家の建設の線に影の形に伴ふ如くに沿つて成長した。たゞその建設の方向については、弘之の中央集権的に対し、福沢の地方分権的、弘之の法律的に対し諭吉の経済的、弘之の画一的に対し諭吉の機能的分化的等の根本的なちがいが見られた。いはゞ、弘之は明治国家の思想家であり、諭吉は明治市民社会の思想家であるともいえるであろうか。諭吉が終始近代化のチャンピオンであったことは大体承認されているが、弘之の方は、「人權新説」以後の転向により、しばしば封建的反動の権化の如くいはれる。しかし、後に見る如く、そこに決して本質的な立場の推移が存したわけではない。初期の思想に窺ひうる限りの近代性は晩年の著作にも保持されてゐるし、後期の思想に露はなつてゐる様

な国権主義的色彩は実は初期のそれにも混在してゐるのである。晩年の弘之は一方では、基督教の反国体性を厳しく論難しつゝ、他方、徹底せる唯物論の見地に立つて一切の宗教及觀念論的倫理を排けし、終始多くの伝統的思想家たちの憤激を買つてゐたのである。彼も福沢と方向こそ異なれやはりともに明治国家の持つていた二面性のうち、精神文明的側面の体現者であつた。

彼等の思想的活躍はかくて明治全期に及んでいるがこゝでは、彼等が啓蒙思想家として最も活躍した初期の思想を中心に考察し、彼等の後期における發展は改めてその折に説く事とする。

福翁自伝(岩波文庫、一九三七年)一八〇頁、一八二頁

徳川降伏の際に於ける加藤と福沢の態度

封建的門閥性に対する二つの対決

〔加藤〕弘之自叙伝(一九二五年)七〇頁

今日では、士・農・工商の身分家柄の相異なく、誰でも政治的にえらくなれる(高位高官にも任せられる) 子孫に対する要望

諭吉、自伝、門閥制(親の敵でござる)二八頁、一八頁、一六五頁

「そんな事をするに役人にするぞ」

子孫に対する要望 インデペンデンス(日々のおしへ)

自伝の最後

第二節 加藤弘之

加藤弘之は天保七年丙申六月二十三日、但馬出石藩士の子として生れ、十六才にして江戸在勤を命ぜられた父に従つて江戸に來り、やがて佐久間象山の門に学んだ。十九才より和蘭学をはじめ、やがて二十五才（万延元年）拔擢されて、蕃書調所教授手伝となり、之より彼の関心は漸く兵学を去つて、倫理學政治學に向つた。翌年、二十六才にして、彼の處女作であり、天賦人權論に基いて立憲制度を解説した先驅的著作ともいふべき、「鄰草」が成つた。元治元年、二十九才の時、開成所教授職（蕃書調所の後身）に任ぜられ、ついで大目付御勘定頭となつた。この少し前頃から、独逸が歐洲各国中學術のもつとも盛んな国であることに着目し、プロシヤが条約締結のため特命全權公使を派遣して來たとき、公使の旅館に電信機の伝習を受けに行つたのを機會として、ドイツ語を自習しはじめ、かくして、我國に於けるドイツ學の開祖となつたのである。新政府成ると共に、彼は政法律令取調御用掛を命ぜられ、ついで、大学大丞に任ぜられた。「真政大意」「立憲政体略」はこの頃の産物である。明治三年侍讀となり、八年まで御進講をつづけた。主にプルンチュリのアルゲマイネス・シュターツレヒトが講ぜられ、之が後に「国法汎論」として出版された。ピーデルマンの「西洋各国立憲政体起立史」も同様、進講されたものである。明治六年「国体新論」を著し、彼の前期の思想は之を以てほゞ完成された。この間、文部大丞、外務大丞、左院一等議官、元老院議官を歴任

し、やがて、明治十年開成学校綜理を囑託せられ、開成学校が東京大学と改めらるゝや、その法学部、理学部、文学部綜理となり、十四年には第一回の東京大学綜理となつた。なほこれより先、十二年には、東京学士会院會員となつてゐる。十五年、彼の大きな思想的転回として騒がれた「人權新説」を出版、之をめぐつて民権論者とはげしい論争を惹起した。二十三年、帝国大学総長に任ぜられ、貴族院議員に勅選せられ、二十六年病で辞するまで総長の職にあつた。二十八年宮中顧問官となり、三十三年男爵を授けられ、三十八年、帝国学士院長、三十九年には枢密顧問官に任ぜられた。この間、教育關係の幾多の要職に歴任（例へば高等教育會議議長、哲学会會頭、国家学会評議員長、独逸學協會學校長等）、宛然官學教育界の大御所の地位を占め、とくに、幼監期と成長期に於て帝国大学の制度的發展は殆んど彼によつて礎石を置かれたといつてもいい。なほ「人權新説」以後の自然科学的進化的傾向を押し進めた著として、著名なものに、「強者の權利の競争」（明治二十六年）、「道德法律の進歩」（二十七年）、天則百話（三十二年）、「道德法律進化之理」（三十三年）、自然界の矛盾と進化（三十九年）、我が国体と基督教（四十一年）、「迷想的宇宙觀」（四十四年）、「自然と倫理」（四十四年）がある。それらは概ね觀念論者や仏教徒乃至キリスト教徒との論争から生れたもので、論争的性格は一貫して彼の著作を特質づけてゐた。教育者として殆ど位人臣をきはめつゝ、大正五年八十一才で没した。

弘之の初期思想の代表的著作としての、真政大意と国体新論の根底

に流れてゐるのは徹底した合理主義精神であり、それに基く一切の神秘的、非合理的信仰乃至伝承の排除である。これはもとより前述のごとく文明開化思想に共通の特色であったが、弘之ほど旗幟鮮明に、その論理的帰結を大胆に押し進めた者はなかつた。この点で彼はヨーロッパ的自由主義観念を以て、いはゆる伝統的な国体観念と真正面から対決し、之に苛酷^{カク}なき批判を浴せたのである。例へば、

本邦ニ於テ国学者流ト唱フル輩ノ論説ハ真理ニ背反スルヲ甚シク
実ニ厭フベキモノ多シ〔「国体新論」三丁ウ〕

として、

天下ノ国土ハ悉皆 天皇ノ私有億兆人民ハ悉皆 天皇ノ臣僕ナリ
トシ……凡ソ本邦ニ生レタル人民ハ只管 天皇ノ御心ヲ以テ心ト
ナシ 天皇ノ御事トサヘアレハ善悪邪正ヲ論ゼズ唯甘シテ勅命ノ
儘ニ遵従スルヲ真誠ノ臣道ナリト説キ……此等ノ姿ヲ以テ我国体
ト目シ以テ本邦ノ万国ニ卓越スル所以ナリト云フニ至レリ其見ノ
陋劣ナル其説ノ野鄙ナル実ニ笑フヘキ者ト云フヘシ〔「国体新論」四
丁オ〕

と断じ、

天皇ト人民トハ決シテ異類ノ者ニアラス 天皇モ人ナリ人民モ人
ナレハ唯同一ノ人類中ニ於テ尊卑上下ノ分アルノミ〔四丁オーウ〕
と断じ、遂に、君権と民権に天地霄壤の懸隔を立つる如き、「野鄙陋劣
ナル国体ノ国ニ生レタル人民コソ実ニ不幸ノ最上ト云フヘシ」〔二丁
オーウ〕とまで極言するに至つた（同上、二十五頁（原書）、十頁^カ）。

しかもその際、外国の例に於て神政政治を否定するのはいゝが、我が皇室が天孫たることは神典に明白で、之をも疑ふのは国体を誹謗するのではないかといふ論に対して、

余亦敢テ神典ヲ疑フニハアラサレトモ本居平田等ノ説ニモ凡ソ神
典ニ挙ケラレタル事ハ皆神々ノ御事業故実ニ奇々妙々ノ事ニテ決
シテ人知ヲ以テ思議ス可ラサル由ナレハ、右ハ神典上ノ事トシテ
敬テ尊信スルハ可ナレトモ 今日人間界ノ道理ニハ合ハヌ事故
国家上ノ事ヲ論スルニ就テハ絶エテ關係セサルコソ可ナルヘシト
余ハ思フナリ 国家ハ人間界ニ存スル者ナレハ苟クモ人間界ノ道
理ニハ合ハヌ事ハ断然取ラサルヲ可トスヘシ〔「国体新論」六丁オ
ーウ〕

と論じてゐる所に、一切の論理的妥協を排して、ひたすら神秘的迷蒙のとばりを突き破らうとする弘之の強烈な合理主義を窺ふことが出来る。

この様な徹底した合理主義の立場から、弘之は、伝統的なる「野鄙陋劣」の国体に対するにヨーロッパ近代国家に範を取つた公明正大なる国体を対置し、その理論を積極的に展開して行くのである。

まづ彼は国家（政府）の發生の由来よりしてその本質を究明しようとする（「国体新論」、原書、七―八頁）。国家發生に関する神勅説、人民契約説、人民委託説、征服説、氏族説等を挙げて、これらの部分的真理を認めつゝ、しかも国家君民成立の大根元は他にありとし、之をアリストテレスに従つて人の自然的本性のうちに求めた。人々は相結合

することによつてはじめて安寧幸福を全うしうるので、天が、かうした社会性を人間に賦与したといふのである。かくて彼によれば、国家は人民の安寧幸福の必要上生れたものであり、従つて、人民がどこまでも主眼で国家政府は本来人民に奉仕する存在である（この点彼は君為輕、民為重といふ孟子を特に称揚する。儒教的伝統の読みかえ（クツション）。従つて政府の支配権はなんらアプリアリな妥当性をもつものではなく、むしろ逆にアプリアリな（すなはち天賦の）自由権を保護伸張するために存在する。その自由権とはいひかへれば私事の自由で、身体の自由、所有の自由、信教の自由、思想言論結社の自由である。これはたとひ立憲国家でなく、君権無限の国に於てもなほ政府の侵すべからざる絶対的な条理であるから、君主政府が暴政によつて之を侵害する場合は、人民は不服従の権利があるのみならず、義務がある。むしろ人民は政府の命令處分を正当に復せしむるため百方努力せねばならぬが、それが不幸成功しない場合は、「已ムヲ得ズ君主政府ニ抗シテ暴政ノ大災害ヲ免レ以テ天賦ノ人權ヲ全ウセサルヘカraz」〔国体新論（二二丁ウ）〕。弘之に於て人民の抵抗権は義務にまで高められたのである。ここにも彼のすこしも苛酷しない論理の追求が見られる。

しかし彼のかうした天賦人權説は決して外見ほどラザカルなものではないことを注意せねばならぬ。彼に於て基本的人権としてアプリアリ性を認められてゐるのは、上の様な数個の私権のみであつて、之に對する公権、すなはち国民の參政権の如きは決して天賦人權と稱すべき

でなく、むしろ、

此權利ヲ許スト否トハ專ラ邦國治安ノ景況ニ着眼シテ定ムル事当
然ナレハ許シテ害アルヘク見ユル者ニ此權利ヲ許サルハ固ヨリ

正理ナリト云フヘシ（国体新論（二二丁ウ））

とされるのである（大陸自然法／公法（統治關係）と私的自治）。彼は「鄰草」以来の政体分類に従つて、君主擅制政体、君権無限政体、立憲君主政体、立憲民主政体を区別し、後二者を以て、最も人性の本質になつた良正善美の政体として称揚を惜まないのであるが、しかも彼はその自然法的な普遍妥当性を否定し、そこに歴史的契機を導入する。

右ノ国々ノ内ニモ、自ラ開化文明ノ遅速モアリ又国々ニテ人情風俗モ自ラ相違シテ居ル故、宜シク時ト處トノ二ツニ注意シテ時勢人情ノ宜シキニ適スル憲法ヲ立テ又追々ト改革シテ參ル事デ縱令如何程結構ニ見エテモ時勢人情ニ協ハヌモノデハ何ノ益ニモ立タヌノミナラズ却テ害ヲ生ズル事モアルデゴザル（『真政大意』卷上三三三丁ウ）

（「人民は彼にふさわしい政府をもつ」）

従つて、弘之はギリシヤのソロンが「吾レハ万世不朽ノ良法ト云フモノヲ知ラズ唯現今ノ時勢人情ニ適スル良法ヲ立テタリ」といへるを以て「不朽ノ確言」と賞讃する（三四丁ウ）。そこからして、

夫レ故未ダ全ク開化文明ニ進マズシテ愚昧ナ民ノ多イ国デハ、立憲政体ヲ立テ、博ク公議輿論ヲ取リタトコロガ、唯頑愚ノ議論ノ

ミテ却テ治安ノ害ヲナスデゴザルカラ、箇様ナ国デハ已ムコトヲ得ズ、姑ク專治等ノ政体ヲ用ヒテ自然臣民ノ權利ヲモ限制シテ置カネバナラス事モアルデゴザル（真政大意上（三六丁ウ））

といふ如き立憲主義に關する漸進的主張が導き出されるのは敢て異とするに足りない（cf. 孫文 軍政——訓政——民政 国体新論にはなほ明瞭に立憲主義の歴史的性格を指摘してゐる。原書十七頁以下参照！）。四年後、板垣らの民撰議院の主張に対して弘之が我国開化の現状よりして尙早論をとなへた根據はすでにこゝに伏在してゐるのであつて、弘之が後年進化論に據つて、自由民権論者の天賦人權説の非歴史性を攻撃したのも、彼にして見れば、権力への阿諛や、圧迫による強ひられた転向といふよりは、初期の思想のかうしたモメントの自然な論理的發展であつたのである。なほかうした考へには、公議所に於ける弘之の實際の経験も作用してゐると思はれる（森有礼の廢刀案「満場一致否決」）。

この様な穩健な保守性は政府の職能論にも窺はれる。

政府の任務については、弘之は、第一に、臣民の生命權利私有を保護するを以て足り、他の一切の干渉を排する自由主義的夜警國家觀と、第二に、「臣民交際上ノ諸事悉ク政府デ世話ヲヤイテ其幸福ヲ得サセル様ニ致サネバナラス」〔『真政大意』卷下二丁オ〕といふ、絶対主義的福祉國家觀とを挙げて、そのいづれも誤謬であり、この中庸に真理があるとなし、政府の任務を、保護と勸導の二段に分け、勸導の裡に、〈教育〉（國民の教化撫育）と産業助成（百工芸芸ヲ關ク）と社会施設

（養病濟貧）とを数へてゐる。

立憲政体ノ国々デハ……天下億兆貴賤尊卑貧富大小ノ差別ナク。憲法ノ上ニ於テハ皆同一ノ臣民ニシテ皆共ニ同一ノ保護ヲ受クベキ權利デ……實ニ此權利ガナクテハ一視同仁ノ政トハ申サレヌデゴザル（真政大意卷上（二六丁ウ—二七丁オ））

元來國家政府ノ起リト云フモ億兆ヲ統一合同スル者ガナクテ人々思ヒ々々デハ連モ權利義務ノ二ツガ並行ハレテ人々ガ其幸福ヲ求ムヘキ土台ガ立タヌトイフ自然ノ道理ガ第一ノ根元トナリテ出来タモノデ、ソコデ元來不羈自立、敢テ他人ノ制馭ヲ受クベキ道理ノナイ民人タル者ガ是ニ於テ此政府ノ臣民トナリテ其制馭バカリハ必ズ仰ガネバナラスデゴザル。乍レ去此制馭ト云フモ決シテ政府ノ為メニ束縛驅役サル、訣デハナク、唯統一合同ノ為メニノミ、其制馭ヲ受ル事デゴザル（真政大意上（二一丁オ—ウ））

こゝに見る如く、弘之はいはゆる英仏流のレッセ・フェールの自由主義の立場ははじめから取らず、政府の育成により國民の自由權を伸張させてゆくといふ、プロシヤ的な國家的自由主義（national liberal idea）にむしろ組してゐたことが知られるのである。これは福祉論吉の學問のすゝめに現はれた徹底した國家商會社觀と、好個のコントラストを示すもので、弘之が論吉の學問のすゝめ四編に於ける學者職分論に現はれた思想を明六雜誌二号で次の様に批評してゐるのは、兩者の立場の相異、いひかへれば弘之の自由主義がいかにドイツ的國權論によつて中和されてゐたかをよく示してゐる。曰く、

先生ノ論ハリベラールナリ。リベラール決シテ不可ナルニハアラズ。歐洲各国近今世道ノ上進ヲ裨補スル最モリベラールノ功ニ在リ。去レトモリベラールノ論甚タシキニ過ルトキハ國權ハ遂ニ衰弱セサルヲ得サルニ至ル可ク、國權遂ニ衰弱スレハ國家亦決シテ立ツ可ラス。

たしかに、論吉も後述の如く、民権論と國權論を結合させてゐたが、論吉の場合の國家はどこまでも下からの、國民によつて支へられた性格を貫いてゐるのに対して、弘之のそれは、むしろ二元的であつて、一方天賦人權の不可侵性を認めつゝ、他方、その國權にはどこか超越的性格がたゞよつてゐるのである（國家——市民社會）。

それは一つは彼のドイツ法學的教養の表現であると共に、他面、早くより明治政府の顯官であり、また天皇の侍講であつたといふ社会的立地の反映でもあつた。

しかしそれにも拘らず、この時代の弘之の特質はどこまでも近代國家の近代性の強調にあつたことは否定されえない。彼が、（支那）中國の公議思想を批判して、

往昔ヨリ漢土抔ハ勿論、其外君主專治ノ國々ニモ明君英主ノ世ニハ随分ヨロシイ政事ノアリタリモゴザレドモ……如何様ナ仁政モ多クハ其一代限りノ事デ其次ニ閻君カ又ハ暴君カ出レバ忽チ其政事ノ模様ガ変リテ全ク民心ヲ失フ様ナ事ニナルテゴザル。（真政大意上〔三一丁ウ—三二丁オ〕）

といひ、むろん支那にも例へば、堯舜が芻蕘に諮詢したとか、明君は

兼聽するとかいふ考へがあり、独裁を排する思想はあつたけれども、それがきはめて偶然的で制度的に確保されてゐないために永続しない（唐、魏徵／偏信／兼聽）。臣民の公權といふのは畢竟「芻蕘ニ諮詢シ或ハ兼聽スル制度ノ確乎ト立タ」〔三二丁ウ〕ものにはかならぬ。

彼の貢獻は近代國家における法治主義の意義を闡明したことにある。法は支配者の被支配者に対して下す命令である（法者治之端也、君子者治之原也）といふ伝統的な觀念をば、支配者自らをも拘束する抽象的一般者としての法——（すなはち近代法）——の觀念に転化さすべく努力したことは弘之にしてはじめてなしうる貢獻であつた。真政大意にいふ、

幸に明君賢相のみあるものなれば、法はなくてもすむ様なもの、先づ暴主姦臣の方が多しものじやから、そこで此憲法と云ふものが猶更に大切なわけで……然て見れば法と云ふものは自ら暴主をも明君とならしめ、姦臣をも賢相とならしむる種となるわけのもので、所謂治の端たる法が又治の原ともなるでござる（『真政大意』卷上二一丁ウ—二二丁オ）

武官 恭順 リベラール

〔吾輩人民若シ自己ノ心ヲ放擲シ只管 天皇ノ御心ヲ以テ心トスルニ至ラハ豈始ト牛馬ト異ナル所アルヲ得ンヤ天下ノ人民悉皆牛馬トナルニ至ラハ其結局ノ有様如何ソヤ〕〔『国體新論』二五丁ウ〕と述べてゐるのも、彼が近代デモクラシーの制度性——近代的デモクラシーのいはゆる東洋的仁政との差異について明確な把握を持つてあ

た事を示してゐる。

彼が単なる封建的官僚主義からいかに遠かつたかは、明六雜誌十八号に「軽国政府」と題して、たとひ立憲政に到達せぬ国家でも、

政府妄ニ国事ヲ秘匿シ人民ヲシテ敢テ之ヲ知ル能ハサラシメ以テ制圧ヲ恣ニスルノ権ハ固ヨリ之アラス

といつて封建的秘主義を断乎として斥け、同じく、第七号に掲げた「武官ノ恭順」に於ては、政府文官に政令批判の自由あり、立法府には独立不羈の権限があるのに対し、武官には却つて恭順の義務のみあつて、政策を議する自由がないのが文明国家の特質であるとなし、

開化未全ノ国ノ如キハ動モスレハ武官権力ヲ恣ニシテ妄ニ和戦ノ是非得失ヲ議シ以テ政府ヲ圧倒セント欲シ、政府モ亦大ニ武官ノ暴力ニ畏縮シ頗ル之ニ諂諛シテ輕卒ニ事ヲ謀リ遂ニ国事ヲ誤ルニ至ル。豈懼レサル可ケンヤ

と殆ど現代からかえり見て、予言的な言辞を述べてゐるところからも明かであらう。

封建的尚古主義や農本主義に対してもまた彼は腐儒ノ俗論として、苛しやくなき批判を加へた。

前者、

凡ソ人ノ知識ト云フモノハ後世程追々闊ケテ參ルモノデ、夫レニツレテ世ノ中ガ段々ト開化文明トナリテ都テ百工技芸利用厚生ノ術ガ次第ニ進テ參ルノハ、万国自然ノ道理デ、歴史ノ上ニ明瞭デゴザル。……太古ノ質朴ナ風俗ト云フモノハチヨツト聞タ所デハ

頗ル慕ハシイ様ジヤガ。実ハ人知ノ闊ケルタメニ愚直ナノデ決シテ取ルニハ足ラヌ風俗デゴザル〔『真政大意』卷下九丁ウー一〇丁オ〕

古風ナ学者ト申ス者ハ何分ニモ此理ヲ知ラズ、……ヤレ衣服ガ立派スギルノ、飲食ガ奢侈ニスギルノト所謂重箱ノ隅ヲ箒テ掃除スル様ニ漫ニ世話ヲヤイテ、夫レテ太古ノ質朴ナ風俗ニ復シタガル事ジヤガ、……奢侈ノ度ト申スモノモ追々變リテ參ルモノデ、千年前ニ奢侈ジヤト申シタ事ハ、百年前ニハ平常ノ事ナリ、又当今ニナリテハ、却テ節儉ニスギル位ニナリタ事ガ多イデゴザル。

然ルニ唯今モ申ス如ク、例ノ太古ノ質朴ナ風俗ヲ万世不易ノ良風俗ト心得テ居ル腐儒等ガ眼カラ見テハ今日ノ事何ニヨラズ奢侈ニ相違ナイ。到底箇様ナ人ノ氣ニ入ルノハ所謂酒屋ヘ三里豆腐屋ヘ二里トカ申ス様ナ山ノ奥ニ住デ居ル人ヨリ外ニハナイ。是等ハ実ニ質素節儉ヲ極メテ太古ノ良風俗ヲ失ハヌ者ジヤト申シテ定メテ称歎スル事デゴザラウガ、左様ナ眼デ此ノ世ノ中ヲ視テヤレ奢侈ヂヤノ立派ヂヤノト云ハレテハ実ニ迷惑千万ナ事デゴザル。(真政大意下卷(一〇丁ウー一二丁オ))

後者(農本)

厚本抑末ノ論モ丁度コレト同シ事デ本タル農ヲ如何程骨折リテ盛ニシヤウトシタレバトテ、農ノ作り出シタモノカラ色々ノ物品ヲ造製シタリ或ハ売捌イタリスル工商ヲ抑ヘル様ニシテハ〔其〕本タル農モ自カラ抑ヘラル、道理ニナルデハゴザラヌカ。(真政大

意(巻下一八丁ウ)

ここには市民的進歩への確固たる信仰が躍動してゐる。弘之は主観的にはともかく客観的には終生この觀念から脱却してゐないのである。

なほ、弘之はまた我が国に於て社会主義乃至共產主義の思想の最初の紹介者として記憶されねばならぬ。彼は上述の明六雜誌に於ける福沢のリベラリズム批判の後に、(フランクスの Physiologie von Staat[en] からの引用として)

フランクスト云ヘル人ノヒシヨロギー・ホン・スタートニ「リベラル党トコム、ニスト党ノ論ハ全ク相表裏スレトモ共ニ謬レリ。其故ハリベラル党ハ務メテ国権ヲ減縮シ務メテ民権ヲ拡張セント欲ス。故ニ教育ノコト伝信ノコト郵送ノコト其他総テ公衆ニ係レルコトヲモ悉皆民人ニ委託シテ決シテ政府ヲシテ是等ノコトニ関セシメサルヲ良善トナス。然ルニコム、ニスト党ハ務メテ国権ヲ擴張シ務メテ民権ヲ減縮シテ農工商ヲモ悉皆国家ノ自ラ掌ルヲ良好ト爲ス。蓋シニ党各国権ト民権ノ相分カル、所以ヲ知ラサレハナリ云々」ト云ヘリ。

といつてゐるが、真政大意下巻には、さらに積極的に、共產主義社会主義に対して次の様な評価を下してゐる。

コムミュニスメヂヤノ或ハソシアリスメ杯申スニ派ノ経済学ガ起リテニ派少々異ナル所ハアレトモ先ツハ大同小異デ(今日天下億兆ノ相生養スル上ニ於テ衣食住ヲ始メ都テ今日ノ事ヲ何事ニヨラ

ズ一様ニシヤウト云フ論デ)元來此学派ノ起リタ所以ト云フモノハ天下ノ人民ヲ各々勝手ニ任セテ置テハ其才不才ト勤惰トニヨリテ大ニ貧富ノ差ヒヲ生ジテ富者ハ益々富ミ貧者ハ益々貧シクナリ就テハ四海ノ困窮モコレヨリ生ズル「ジヤカラ今日衣食住ヲ始メ其外私有ノ地面器物及ヒ産業等ニ至ル迄都テ人々ニ任セルコトヲ止メ、各人ノ私有トイフモノヲ相合シテ悉ク政府デ世話ヲヤイテ右ノ如ク貧富ノナイ様ニシヤウト云フ所謂救時ノ一法デゴザリテ、素ト勸導ノ心ノ切ナル所カラ出タ事ニハ相違ナケレトモ、其制度ノ嚴酷ナル事実ニ堪ユベキニアラズ。例ノ所謂不羈ノ情ト權利トヲ束縛羈縻スル事此上モナク甚タシイ事デゴザルカラ、実ニ治安ノ上ニ於テ尤モ害アル制度ト申スベキノデゴザル(真政大意下(一五丁オー一六丁オ))

市民社会の思想家としての彼の立場はここに最も明瞭に露呈してゐる(市民的進歩の立場は必然に自由競争の肯定へと導かれざるをえなかつた)。

(社会主義の紹介者としての弘之)

要するにこの期の弘之の思想は明治政府が後に自由民権運動の昂揚に面してその兩面的性格を露はにするまで、ほゞ直線的に押し進めて来た「上からの近代化」政策に内在する諸理念を最も論理的に蒸溜して居り、その意味で、鳥尾小彌太のいはゆる「上流の民権説」の典型的なものであつた(維新政府の進歩的官僚、例へば木戸孝允の思想など著しい共通性がある)。たゞ弘之の抽象的な合理主義的思想は

屢々彼の筆鋒をきはめて鋭角的な、ニュアンスを缺いだ公式的叙述に陥らしめ、それが、前期の彼をあまりに急進的に、後期の彼をあまりに反動的に世人に映ぜしめる結果となった。彼に一貫して欠けてゐるものがありとすれば、それは、現実的歴史的感覺であつて、彼の自由主義にしても国家主義にしても、多分に演繹的性情を帯び、日本国家の置かれた現実的環境への直視から生れたものではなかつた。彼の論述が殆んど全く日本の国際關係に觸れてゐないのはそのためである（なによりその証據である）。まさにこの点に於て同じく市民社会の思想家たる福沢諭吉と彼とは、はっきりと分れるのである。

第三節 福沢諭吉

天保五年十二月十二日大阪堂島にある中津藩倉屋敷に生れた。三才の時父（百助）を失い、母にともなはれて郷里に帰る。十四、五才より白石常人に漢学を学ぶ。安政元年二十一才にして長崎に出て蘭学を学ぶ。翌年大阪の緒方洪庵の門に入った。安政五年、藩命により江戸に出て、築地鉄砲洲内に塾を開く（慶応義塾の起り）。万延元年、幕府の海外派遣使節に伴つて渡米、帰国の後幕府の外国方翻譯御用となる。翌年（文久元年）再び遣外使節に加はり、ヨーロッパ諸国を巡遊（この時の見聞をキソとし西洋事情成る）、慶応三年渡米、翌四年芝新銭座に塾舎^カを移し、慶応義塾と名づく。新政府より出仕を命ぜられたが受けず明治四年塾、三田に移る。明治二年頃より、啓蒙的な外国事情紹介の著述をものしていたが、五年より「学問のすゝめ」を出し始めて漸く独自の思想を展開しはじめ八年「文明論之概略」、九年「学者学心論」^{（イ）}「分権論」、十年「民間経済論」^{（ロ）}、十一年「通俗民権論、通俗国権論」等連続的に出し、民間著述家としての地位を確立した（最初の全集が十二年に出ている）。この間明六社の中心人物となり、また民間雑誌（七年）、家庭叢談（九年 後に（一〇年）民間雑誌と改題）を發行す。十二年、東京学士会員に選ばれる。十三年一月交詢社を設立。十五年、時事新報創刊。官民調和論を唱う。明治二十二年東京市参事会員に選ばれる、も辞し、屢々の爵位叙勲の沙汰も固辞して受けず、慶応義塾の教育と時事新報による論陣とに全エネルギーを集中した。三十一年脳

溢血にてたをる。一旦恢復したが、三十四年再発、二月三日、享年六十八にて逝去。

性格と思想との照応（彼の思想がヨーロッパの借り物でないことを示

す→むろん自伝でのべた幼時の考には、後年の

考の投影も認められるが）

一、実証的＝経験主義的精神

俗信迷信に対する反抗

（神札を足で踏む、『福翁自伝』『福沢全集』第七巻、国

民図書、一九二六年）三三三頁）

（稲荷様の石をとりかへる。三一四頁）

単に合理主義ではなく、実験的精神によつて媒介されている。

形式的権威に対する反抗

五三五頁→馬鹿メートル

自伝、全集、三三三頁、奥平の名の書いた紙をふむ

四七五頁→幕府の空威

四七三頁→自分の家で殿様といわせない。

四六六頁→人間平等感

四八一頁→他人を呼びすてにしない。

四七〇頁→金の方が拝りよしの紋服よりもよい。

儒教的リズムに対する反撥、人間自然性（デモクラシー）の尊重→自律主義え

自伝、全集、三三一頁、死に至るまで孝悌忠信

三五〇頁、五七六頁→遊郭遊び

四八二頁、江戸城での悲憤（うがいをけいべつ）。

封建門閥制との闘争

（三一五頁→開いた社会への憧憬

三一八頁、長崎へ行くとき、故郷につばをはきかける。

↓彼の愛国心が愛郷心（お国自慢）の単に空間的

拡大ではない。

独立精神、四六九頁、四七一頁

藩に対して「薄情」

その代り求むるところなし。

相手の身分を見て物をいう態度への反撥、五二七頁

一、福沢主義の基礎構造

〔大観院〕「独立自尊居士」とは彼の戒名である。福沢の全思想と全事業は独立自尊主義というテーマのおりなすヴァリエーションであるといつていい過ぎではない。ところで独立自尊とはなによりもまづ本来の意義における個人主義と相弊（ウチゴト）う觀念であることもまた贅言を要しない。この意味で福沢主義の第一の規定が個人主義的自由主義であるという昔からの通説は依然として真理たるを失わない。（ちかごろ、福沢を国権主義、国家主義者としての福沢に彼の本領を見ようとする見解が盛んになったが、福沢の国権主義的モメントをいかに強調する人といえども、彼の思想における強烈な個人主義的性格を抹殺する事

は出来なかつた。) われわれは、こゝでもこの平凡な規定から出発しつゝ、その個人主義といわれるものの論理的構造を掘り下げようとするのである。天は人の上に人を造らずという「学問のすゝめ」の冒頭の句は天下に喧伝され福沢は天賦人權論の申し子に見られた。しかし福沢を他の多くの天賦人權論者乃至啓蒙的個人主義者から特質づけるものはその基礎づけ方にあつた。いゝかえるならば多くの文明開化論者において天賦人權の主張が抽象的自然法的な真理として説かれていた中であつて、福沢はそれを徹底して日本の歴史的現実に対する効用価値(実践的意義)の観点から、その観点からのみ説いたのである。彼の主張したあらゆる命題が、プラグマティックな目的意識との関聯においてのみ意味をもつということ——この基本認識を離れて、福沢主義の理解はありえないのである。

福沢は文明論の概略の冒頭につきの如くのべる。

軽重長短善悪是非等の字は相對したる考より生じたるものなり軽

あらざれば重ある可らず善あらざれば悪ある可らず故に軽とは重

よりも軽し、善とは悪よりも善しと云ふことにて此と彼と相對せ

ざれば軽重善悪を論ず可らず〔岩波文庫、一九三二年、一三頁〕

〈といふ句で始まつてゐる。これは恰も「学問のすゝめ」劈頭の句「天は人の上に人を造らず人の下に人を造らず」と同じく、全篇の骨子をなす考へ方である。「天は人の上に云々」が社会秩序に於ける先天的固定性の排撃だとするならば、前者は、善悪美醜真偽等の価値判断の先天的固定性の排除といつていゝ。福沢によれば、真偽とか善悪とか

いふ判断は絶対的固定的に下しうるものではなく、その判断を下す人の実践的目的との関聯に於てのみ成立しうる。例へば城郭は守る者のために利なれども攻る者のためには害である。守る者の立場、攻る者の立場を離れて利害得失を論ずる事は無意義である。それでは同じ面に於ける認識が相異した場合、之が真偽を決定するのは何かといへば試験乃至実験である。「凡そ世の事物(は)試みざれば進むものなし」〔開闢の初より今日に至るまで或は之を試験の世の中と云て可なり〕〔五七頁〕。議論の対立を究極に於て止揚するものは、社会的実践の進歩である。例へば「弓矢劍鎗の争論も嘗て一時は喧しきことなりしが小銃の行はれてより以来は世上に之を談ずる者なし」〔一四—五頁〕。この様な価値判断の相対性の認識からして、文明概念もまた相対的機能的に把握される。福沢は人類の進化を野蛮、半開、文明の三段階に分つが、野蛮に対しては半開も文明であるといひ、従つて、彼がとつて以て範とせる西洋近代文明も、決してそれ自身絶対化さるべきイデーではなく、日本・支那等の東洋的社会にとつての目標にはかならなかつた。

さうして文明の相対性はまた政治形態の相対性を規定する。けだし政治は文明の程度と相関的のものであり、

世に未だ至文至明の国あらざれば至善至美の政治も亦未だある可らず。或は文明の極度に至らば何等の政府も全く無用の長物に属す可し〔五七頁〕

かうした機能的關係的把握が福沢を他の啓蒙論者の二元的対立の上に

立つ抽象的な合理主義と根本的に分つ点であった。いなむしる逆に、福沢にとってはこの様な価値の絶対的、固定的対立からの解放こそ近代的自主独立精神の確立のために必ずや通過せねばならぬ試練であった。かくして懷疑はいまや自由への福音となったのである。

野蠻を去ること遠からざる時代には「人民の」智力未だ發生せず、

〔中略〕唯恐怖するのみ、〔中略〕人文〔漸く〕開化し智力次第に
進歩するに従て人の心に疑の勇氣を生ず（文明論、第二章（一三

〇―四頁）

信の世界に偽詐多く疑の世界に真理多し。〔中略〕文明の進歩は

眞實を發明するに在り、〔中略〕其源を尋れば疑の一点より出でざ

るものなし。（学問のすゝめ、十五編『福沢撰集』岩波文庫、一

九二八年、一五九頁）

福沢はこの懷疑の精神をふりかざして、一切の伝統的思惟様式に対する果敢なる偶像破壊者となった。

恐懼の時代は首魁ロベスピエールの名と伴ふか如く、福沢の時代

は直ちに福沢の名と連結し、天下新奇なる議論を吐くものあれば、

称して以て福沢論と為すに至る。（竹越、新日本史中、四九頁、四

六頁）

そこで批判の対象となったのが五倫五常とか、上下貴賤の別とかいふ儒教的範疇であった事は当然である。けだしかうした儒教的思惟こそ、

政府の専制これを教ふる者は誰ぞや、仮令ひ政府本来の性質に専

制の要素あるも、其元素の發生を助けて之を潤色するものは漢儒者流の学問に非ずや（概略（一七九頁））

で、封建制のイデオロギー的な柱にほかならなかつたからである。しかし彼が儒教批判を一生の課題の一つとしたのは、単に儒教倫理の内容が反近代的だからといふのみではない（これだけでは他の啓蒙思想家と同じだ）。ヨリ根本的には儒教的思惟様式そのものが典型的な価値の固定的対立（善悪、正邪、忠逆）の上に立ってゐるからであり、儒教が自らの価値内容に附した先験的妥当性が長い年月の間に人々のいはゞ生理的肉体的な信条と化してゐるといふ事が、東洋思想の、したがって、東洋文明の泥沼の様な沈滞の原因と考へられたからである。さればこそ福沢は儒教的価値を相対化する事に主力を注いで、之に対して他のヨーロッパ的イデオロギーを絶対化する事を極力避けた。軽信こそ彼の敵であり、「東洋を信ずるの信を以て西洋を信ずる」ところの滔々たる文明開化風潮は彼の眼から見れば伝統的精神の単なる衣装がへにすぎなかつたのである。必要なことは人民に絶対価値を押しつけることではなくて、彼等を多元的な価値の前に立たせて、自ら思考しつゝ、選択せしめる事であつた。

けだし自由とは自主的な選択能力であり、従つて、多様性のないところに自由は存しない。福沢にとって、思惟の単純性、画一性こそ東洋的停滞の、逆に、複雑性多様性こそ、ヨーロッパ的進歩の最後の秘密であつたのである。

◎支那と日本の差、至尊と至強（二九頁以下）

輕信的にとられた西洋文明は、すぐ反動によってくつがへされる。自主的批判的精神そのものの根源を培ふことが大事なのである。

閉鎖的社会では、人々の社会關係が習慣的に固定化する結果、同じ思考様式が再生産されつゝ、漸次沈澱して固定化する。人間精神のさうした化石化を福沢は「惑溺」と呼んだ。従つて、彼の仕事は政治、經濟、教育、文学等あらゆる領域に巢喰ふ「惑溺」現象の指摘と之の解放でなければならぬ。惑溺よりの解放は異物との接觸にはじまる。惑溺よりの解放によつて社会の閉鎖性が打破され、固化せる精神が異物と接することによつて流動化し、そこに潑刺たる創造性が生れ、文明の進歩が可能となる。福沢の社交（「人の智見の進むに最も有力なるものは人と人との交際なり」、會議、演説に対する異常な熱意、自由討議（「人生活潑の氣力は物に接せざれば生じ難し、自由に言はしめ自由に働かしめ富貴も貧賤も唯本人の自から取るに任して他より之を妨ぐ可からざるなり」）（学問のすゝめ十三篇）、なほ、文明論之概略、一九頁、二〇頁）及寛容の精神の力説、一方的偏執に対する厭惡、は皆ここに胚胎するのである。

その言路をふさぐとき發生する病理的現象が、「怨望」である。それは惑溺のいはゞモラルに於ける表現にほかならぬ。

学問のすゝめ、一四七頁、八頁、九頁（御殿女中）

（氣分の沈澱うっ積）

惑溺が真理の大敵である如く、怨望こそは、衆惡の母とされたのである。

東洋の停滞性を打破することは、かくして、具体的には、東洋的イデオロギーの惑溺よりの解放である。かうした惑溺の一つとして福沢がとくに重視したのが智に対する徳の優位といふ考へ方であった。社会過程の複雑化が進歩であるならば、文明の進歩は徳よりもむしろ智にこそ求められねばならぬ。徳——とくに私徳——は社会關係そのものよりも個人的内心の問題であるから勢ひ靜態的であり、反之、人智は環境の征服にあるのだから勢ひ動態的であり、無限に拡大進歩する。

智徳の対照

第一、空間的伝播性流動性（概略一〇〇頁）

第二、時間的發展、進歩（一〇三頁）

かくして、私徳を文化の中核とする社会は積極的な活動よりも悪事を避けるといふ消極的態度に陥ることによつて勢ひ閉鎖的かつ停滞的となる。

「路傍に石像あり……」（『文明論之概略』一一一頁）

しかもなほ悪いことには、本来情誼的結合ならざる社会關係を外部から徳を注入することによつて偽善を發生せしめる。

学問のすゝめ、一三七頁

福沢は徳義の本来行はるゝ社会——いはゆるゲマインシャフト——と、規則を以て維持さるべき社会——いはゆるゲゼルシャフト——とを明確に區別し、しかも歴史的発展に伴ふ社会過程の複雑化は必然に前者の範圍を益々狭くし、後者の範圍をますます大ならしむる事を認めた。しかもこの徳義より規則への發展をいさゝかも墮落、頽廢と見

ることなく、むしろさうした終末観をするどく排撃した。ここに市民社会に対する福沢のゆるぎなき信頼を読みとるのである。

(二) 政治Ⅱ社会観

彼の政治思想は専ら上の様なプラグマティックな批判主義の上に構築されている。彼によれば政治的価値規準もまた、他の一切の価値規準と同じく、アプリアオリに決定されるべきものでなく、当該政治社会の置かれた具体的な situation に於て、はじめて定まるべきものであった。それなら当時の日本の歴史的状況において、彼がうち立てた最高の実践的目標は何かといえば、外ならぬ、日本国の独立であった。いかにしてこの国際的重圧のさなかに日本民族と国家の独立を全うすべきか——このライト・モチーフから、彼のすべての政治的立言はみちびき出された。彼の政治的見解にいかなる変遷があるかと、一切の国内問題を国際的視野との不可分の関聯において説くという——ここに彼の政治思想の最大の特質がある。——この一点は、彼の生涯にわたって変るところがなかった。だから、彼が、

西洋諸国の人が東洋に来て支那其外の国々に対する交際の風を察するに其権力を擅にする趣は封建時代の武士が平民に対するものと稍や相似たるが如し東洋の諸港に出入する軍艦は即ち彼れが腰間の秋水にして西洋諸国互に利害を共にして東洋の諸国を压制するは武家一般の腕力を以て平民社会を威伏する者に異ならず（条

約改正、続〔福沢〕全集第一卷（岩波書店、一九三三年）、八一九頁）

といったとき、それは単なる比喩ではなかった！ 内部の解放と外部の独立とは不可分の問題として提起されてゐた。

彼のアンシャン・レジームの批判は実にこうした切実な実践的課題から出発していたのである。

福沢は以上の如きプラグマティックな批判的立場を日本の伝統的な社会・文化の上に適用して、それを根本的に規定してゐるところの一つの構造法則を探りあてた。彼が、「権力の偏重」と呼ぶところのもの即ちそれである。権力の偏重とは有様（コンディション）に従つて権義（ライト）を異にする事をいふ。そこでは人間と人間の結びつき方が人格として、即ち抽象的一般性に於て現はれず必ず具体的地位乃至環境に於てのみ現出する。二人の人間が具体的環境に於て互に同等といふ事は殆ど稀れであるから、このことはまた、人間相互の結合が平等者間のそれとしてではなく、必ず強者と弱者の上下関係として存在することを意味する。それが最も露骨に発現するのは、むしろ政治的支配関係である。

政府の吏人が平民に対して威を振ふ趣を見ればこそ権あるに似たれども此吏人が政府中に在て上級の者に対するときはその抑圧を受けること平民が吏人に対するよりも尚甚しきものあり譬へば地方の下役等が村の名主共を呼出して事を談ずるときは其傲慢厭ふべきが如くなれども此下役が長官に接する有様を見れば亦苦笑に堪へ

たり名主が下役に逢ふて無理に叱らるゝ模様は気の毒なれども村に帰て小前の者を無理に叱る有様を見れば亦悪む可し、甲は乙に圧せられ乙は丙に制せられ、強圧抑制の循環、窮極あることなし亦奇観と云ふ可し（概略、一六三頁 x）

しかしそれは決して政治の領域のみの現象ではない。

日本にて権力の偏重なるは洽なく其人間交際の中に浸潤して至らざる所なし……此偏重は交際の至大なるものより至少なるもの及び、大小を問はず公私に拘はらず苟も爰に交際あれば其権力偏重ならざるはなし（一六二頁）

天秤と結晶体

凡そ社会関係のあるところ必ずこの原理によつて支配されてゐる。例へば、男女間、親子間、兄弟間、長幼間、師弟主従間、貧富貴賤間、新参古参間、本家末家間の如き、皆権力偏重の支配せざるはない。従つて、国家的独立の究極的な担保としての独立自主の精神の確立のためには、この日本社会の隅々にまで浸潤せる原理と真向から対決すること、いまや死活の要請でなければならぬ。かくて福沢は「日本文明の由来」の章に於て、かゝる権力偏重の日本歴史上に於ける種々なる表現形態をば驚くべき執拗さを以て追求したのである。

そこから彼は次の様な諸命題を導き出した。

一、日本歴史の循環性
日本の歴史は治者の更迭の歴史である。「日本国の歴史はなくして、日本政府の歴史あるのみ」

歐洲では国勢の変化が政府の変化を促す。日本では、王室が武家となり、平家が源氏となり、足利が豊臣となつても、それによつて社会的實質は何等変化せず、文明の進歩は見られない（一六八頁以下）。

二、治者被治者の固定性（日本の人民は国事に関せず）

治乱興廢は皆治者のみのもので人民は全く之に無関心である。例へば日本の戦争は「武士と武士の戦にして人民と人民との戦に非ず」〔一〕、人民は「〔二〕双方の旗色次第にて昨日味方の輜重を運送せし者も今日は敵の兵糧を担ふべし」〔三〕、「故に日本は古来未だ国を成さずと云ふも可なり」！（一七〇頁以下）

従つて治者と被治者が交替する事がない。被治者中より立身出世して治者になつた者はあるが、それは被治者の身分を脱して治者となつたので、被治者全体の地位はそれによつてすこしも変動しない（藤吉郎、一七二頁）。

湿地→高地

独立市民の欠如。

三、宗教及学問の独立性の欠如、その階級的性格
イ、宗教 一七三頁

宗教は俗権の一部分であり、治者の力に依存しつゝ、布教した。純粹に宗教のために治者と闘つた例がないのがその証據。

ロ、学問 一七七頁―八頁 学問に権なくして却つて世の専制を助く

学者は政府の御用としてのみ存在しえた。またその学問は人を治めるための学問で、治者になる手段であった。

四、武士に於ける内面的個性（インディヴィデュアリチ）の欠如

一八一以下！

武士的モラルの他律性

五、経済に於ける純生産者と純消費者の固定的対立

一九一頁

ところでこの様な社会のあらゆる面に於ける権力の偏重は、一切の文化的価値の権力者への集中をもたらし、そこに自ら価値の凝固による停滞を生み出す。して見れば権力の偏重とは前に述べた「惑溺」のいはゞ対象化にほかならぬ。怨望が惑溺の主観的倫理面に於ける表現であった様に、権力の偏重は惑溺の客観的人倫態での一般的特性であったのである。しからばその客観的人倫態のうちでも、とくに政治的支配の領域に於て、惑溺はいかなる具体的作用を及ぼすか。権力の偏重は政治的權威にいかなる非合理的影響を与へるであらうか。

惑溺の政治的表現として、アンシャン・レジームを特色づけた権力の偏重はしからば、維新によつて解消したか。いな、

近日に至り政府の外形は大に改りたれども其専制抑圧の気風は今尚存せり人民も稍権利を得るに似たれども、其卑屈不信の気風は依然として旧に異ならず（すゝめ四編（九二頁））

むしろ福沢は、維新後の日本に、いわゆる文明開化の外形的進展に逆比例して人民独立の精神が退化する危険性をすら読み取ったのであつ

た。けだし、「在昔足利徳川の政府に於ては民を御するに唯力を用いたが、現在では政府は軍備教育、鉄道電信等近代文明の手段が悉く政府に集中している（二〇〇頁）。

従つて、幕政下の人民は単に権力に対する恐怖から従うのみで心服してはいなかつたが、現在の人民は、智力においても全く政府に圧倒されている。

古の政府は民の力を挫き今の政府は其心を奪ふ、古の政府は民の外を犯し今の政府は其内を制す古の民は政府を視ること鬼の如くし今の民はこれを視ること神の如くす古の民は政府を恐れ今の民は政府を拝む（学問のすゝめ（五編一〇〇頁））

この様に福沢は文明開化の国家権力による推進に憂如たりえなかつた。

福沢は、我国近代化を積極的に推進する力〔を〕いづこに見出したであろうか。彼はそれを維新政府の官僚に求めえなかつたと同時に、他方それを最下層の農民層にも期待しえなかつた。福沢にとつては現実の農民は無力卑屈にして、狭隘な私利私害よりほか一切の社会的關心を持たず、たゞ窮乏に迫られては本能的衝動的な暴発行為に出るのみであつて、到底新社会創造の課題に耐え得ない様に思われた。かくして、彼は自から文明の推進力として中間層としてのインテリゲンチヤに望みを嘱さざるをえなかつた。

今我国に於て彼のミツヅルカラッスの地位に居り、文明を首唱して国の独立を維持す可き者は唯一種の学者のみ（一〇一―一二頁）

それだけに当時の洋学者が皆その地位に安んぜず争って官途につこうと競う様を見たとき彼の失望は大きかった。そうして彼はこの状態に對して長大息し痛哭すればするほど、それだけですく、将来の市民社会の自立的な担い手を養成すべき慶應義塾の教育にすべてのエネルギーを集中して行ったのである。

ところで、日本社会の構造法則としての権力の偏重、その現実的結果としての自由平等精神の欠如は日本国家の独立の確保という切実な目的に對していかに阻止的に作用するか。彼はそれを

一、独立の気力なき者は国を思ふこと深切ならず〔『学問のすゝめ』三編八五頁〕

由らしむべし知らしむべからず、
今川義元の例、

外国に對して我国を守らんには自由独立の氣風を全国に充滿せしめ国中の人々貴賤上下の別なく其国を自分の身の上に引受け、智者も愚者も目くらも目あきも各其国人たるの分を尽さざる可らず〔八六頁〕

二、内に居て独立の地位を得ざる者は外に在て外国人に接するときも亦独立の權義を伸ること能はず〔八七頁〕

三、独立の氣力なき者は人に依頼して惡事を為すことあり〔八八頁〕

という三ヶ条に分つて論ずる。そうして、これらのポイントは結局かの「一身独立して一国独立す」という有名な命題にまで總括されるの

である。

福沢の旧政治⁽²⁾に社會意識に對する、痛烈骨を刺す批判——それはかの權公權助論まで惹起し、しばしば彼の生命の危険をも呼び起した——は、つねに、こうしたプラグマティックな論題によって終始規制されていたから、いかに彼の破壊作業が大胆に見えようとも決して自己目的化することがなかった。

偶像破壊者としての福沢を一躍有名にした「学問のすゝめ」において、すでに彼は単に日本人民を封建的拘束から解放するのみでなく、同時にこれを近代国家の国民にまで再編成するための規範意識を強調している。

〔この間原稿欠。一部は『講義録』第二冊一一五頁一一四行、一一六頁六一八行に對応〕

〔彼は分限という旧い言葉を用いてまで、個人的自由の理念を〕放恣への転落から護つたと同様に、彼の國權論も少くも原理的に帝國主義的膨張の否定を含んでいた。たゞ日本の置かれた國際的環境の特殊性、漸く弱肉強食の帝國主義競争が漸く絶頂に達しようとする十九世紀末の世界環境に加えて、東洋におけるともかく唯一の近代國家としての日本の特殊な國際的地位が、やはり彼の國權論に後年危い橋を渡らせる結果となつた事は否む事が出来ない。

福沢の政治的立場は彼の「國体」觀念に最も鮮明に表われている。福沢は政治的權威に對するあらゆる非合理的神秘的なヴェールをひきはがし、プラグマティックなキソづけのみを認めた。「すべて世の政

府は唯便利のために設けたるものなり」〔『文明論之概略』五〇頁〕。だからいわゆる国学者的な国体観念との真正面な対立は不可避であった。

福沢に於ては政治的權威のキソはひたすら文明の促進といふプラグマティックな目的に置かれた（「都て世の政府は唯便利のために設けたるものなり」）。〈従つてこれ以外の非合理的なキソづけはすべて惑溺の種々なるアスペクトにすぎなかつた。か、かるものとして福沢は大體三種を数へてゐる。

一、超自然性に基く權威（ウエーバーのカリスマ的支配に相当す）
之は神政政治のキソづけである。未開社会に於ては、實質的な理由づけで人民を服従させる事が困難なところから、非合理的な權威（理外ノ威光）を用ひる。之を政府の虛威といふ。所が一たび權力者が虛威に依存する様になると、虛威は次第に手段的意義を變じて自己目的と化し、かうした虛威を維持することが逆に政治の目的となつてしまふ。君主の權威に種々の修飾を附し、遂に天命説や神託説の如く君主に人民と質的に異つたなんか超自然的性質を帰属させるところの神政政治はかうした目的の倒錯から生れるので、福沢は之を以て惑溺の典型的なるものとした（三九頁以下）。

二、歴史的連続に基く權威（ウエーバーの伝統的支配に相当す）

世界中何れの人民にても古習に惑溺する者は必ず事の由来の旧くして長きを誇り其連綿たること愈々久しければ之を貴ぶ

ことも亦愈々甚しく其状恰も好事家が古物を悦ぶが如し〔四二頁〕

として福沢は印度の歴史の例を挙げ、徒にその典籍の古きを競ふ間に政権を英國人に奪はれて植民地化した愚をわらひ、

天地の仕掛は永遠洪大なるものなり何ぞ区々の典籍系統と其長短を争はんや……彼の二十億年の日月は唯是れ瞬間の一小刻のみ此一小刻に就て無益の議論を費し却て文明の大計を忘れたるは輕重の別を知らざる者なり……世の事物は唯旧きを以て価を生ずるものに非ざるなり〔四三頁〕

といつてゐる。

三、先験的人間性に基く權威（いはゞ自然法的權威）

前出、君臣の倫を本然の性と見なす朱子学がその典型。これも「物ありて然る後倫あるなり、倫ありて然る後に物を生ずるに非ず」でやはり倒錯現象である。〕

国学者の如き、国体の非合理的キソづけは、未開社会にこそ意味を持つたが、人智開くるに従つて妥当性を失ひ、「人民を御するの法は唯道理に基きたる約束を定め政法の実威を以て之を守らしむるの一術あるのみ」となる（例、四一頁、終）。ところが、政府はかうした段階になつてもなほしいて、外形の修飾に恋々するならばその結果はどうであるか。

虛威を主張せんと欲せば下民を愚にして開闢の初に還らしむるを上策とす人民愚に還れば政治の力は次第に衰弱を致さん、政治の

力衰弱すれば国其国に非ず、国其国に非ざれば国の体ある可らず
斯の如きは則ち国体を保護せんとして却て自から之を害するもの
なり。(四二頁)

福沢はかうして、近代化の方向に対して国体をふりかざす反動主義者
に切々たる警告を送ったのであった。(以下『講義録』第二冊一一三頁
五―一二行、一一四頁二―六行)

※編著注 本項の以下の部分では、一九四五年度講義のために作成されたと考えら
れる原稿が再使用されている。再使用された部分の前の原稿を以下に翻刻する。

「福沢の問題意識」

福沢論吉は日本のヴォルテールといはれる。まことに彼はその所論の対象
の広汎さに於てのみならず、またそれを一貫せる問題意識の深さに於て、ひ
とり明治初期といはず、殆ど近代日本思想史の上に卓然と聳り立つ巨像で
あった。彼が維新直後の啓蒙期に与へた圧倒的影響は殆ど想像を絶するもの
がある。彼の著書が民間にとつてと等しく政府にとつても新時代の虎の巻で
あったことは、彼が「烏なき里の蝙蝠」と謙遜しつつ、自認するところであ
る。しかし彼の影響がしかく圧倒的であったといふことは必ずしも彼が正当
に理解されたといふことではない。いなむしろ福沢ほど浅薄に理解され、或
は曲解された思想家もまた少いのである。彼の「学問のすゝめ」が最もした
轟々たる反響、いはゆる楠公権助論のごとき皮相な誤解はその最も顕著な例
であるが、さういふ個々の点だけでなく、福沢の問題提出そのものが、明治初
期どころか、今日に至るまで、殆んど一般に把握されるに至らなかつたといっ
ていゝ。そのことは、逆にいへば、日本の近代化が思想の面に於ていかに停
滯的であつたかを示すものである。「明治の末年にも、大正にも、昭和にも、
福沢に還れとの痛切な叫びが出たが、日本人が福沢の提出した問題と真剣に
対決することをいかに怠つたかは今次の戦争で遺憾なく暴露された。」

昭和十九年三月、四月、国家学会雑誌

福沢は日本の近代化の問題をまづ最も目につく、顕著な現象から取り上げ
て行つて、これを次第に掘り下げて行き、遂にその最も深奥な根底としての、
庶民の意識構造の根本的な変革といふ問題に行きあたつたのである。之が文
明の精神としての人民独立の氣象と呼ばれるものであつた。彼にとつては近
代文明の諸々の制度、文物はかゝる意味での文明の精神の上に築かれた上部
構造であつた。従つて、福沢の提示した近代文明の構造は幾重にも層をなし
た龐大なものとなり、勢ひその叙述が驚くべく多方面にわたらざるをえな
かつたのである。彼の初期思想界に与へた圧倒的影響といふのも畢竟、彼に
よつて提示されたヨーロッパ市民社会の全貌が我國民にとつて、全く異質的
であつた結果にほかならず、福沢の問題意識と当時の一般的レヴェルとのあ
まりに甚だしい隔絶のため、世人はいはゞその上部構造のけんらんさに圧倒
され、これが吸収に精一ぱいであつて、その層をつきぬけて彼の問題の最奥
にまで到達する余裕がなかつたのである。これが福沢をして物質文明のチャ
ンピオンと見、甚だしきは彼の思想を拜金宗と呼ばしめた所以である。事実
はまさに逆で、福沢こそ、文明開化の外面性を痛言し、之に対して内面的文明
の重要性を力説して止まなかつた(この誤解は就中深刻である)。

〔『文明論之概略』岩波文庫、一九三一年〕(二四頁―二五頁)

しかしそれにも拘らず、福沢は日本の近代化について終始樂觀的であり、
内面的文明に対する外面的文明の不均衡的な発展についても、是認的な態度
をとつた。彼の晩年の回顧は、日本の近代的発展の目ざましき、それに対す
る己れの貢献についての満足感に満ちてゐる(自伝〔岩波文庫、一九三七年〕
三〇三頁以下、全集緒言)。

「これは何故か。一つには福沢の樂天的な性格にもよらう。しかしヨリ根本
的には、福沢の最も切実な関心が日本の國際的独立といふ事にあつたためであ
る。初期の福沢の著書に一貫して流れてゐるのは國際的危機の意識である。い
かにして日本を印度、支那、ビルマ、安南の運命から救ふか、日本を植民地化
から防止するか、これが一刻も彼の腦裏を去らぬ問題であつた。日本の近代化
の必要も、その近代化に於て、精神の近代化を最も緊要と考へたことも、ひた
すら日本の独立といふ彼にとつての至上命令からキソづけられた。一身独立し

て一國独立すといふ有名な命題はかうした切実な意識の産物にほかならぬ。

「彼は近代文明の普遍性、近代化の歴史的必然性を確く信じた。若し日本が、また東洋諸國が自らの手で自らを近代化する任務を怠つたならば、必ずヨーロッパ勢力によつてそれは行はれるであらう。しかも自主独立の精神を以て文明の根本要素と見た福沢にとつて、他力による近代化といふことはそれ自体矛盾であつた。

今我日本の諸港に西洋各國の船艦を泊し陸上には洪大なる商館を建て其有様は殆ど西洋諸國の港に異ならず……事理に暗き愚人は此盛なる有様を目撃して……我貿易の日に盛にして我文明の月に進むは諸港の有様を一見して知る可しなどとて得色を為す者なきに非ず大なる誤解ならずや、外國人は皇國に輻湊したるに非ず其皇國の茶と絹絲とに輻湊したるなり諸港の盛なるは文明の物に相違なしと雖ども港の船は外國の船なり陸の商館は外國人の住居なり、我が獨立文明には少しも關係するものに非ず……我日本は文明の生國に非ずして其寄留地と云ふ可きのみ（『文明論之概略』卷之六、P. 233）

従つて彼は文明の超國家性と普遍性を誰よりもよく理解し、かつ意義を認めつ、しかも敢て、「國の獨立は目的なり國民の文明は此目的に達するの術なり」（二一九頁）として、文明を手段視し、

目下日本の景況を察すれば益々事の急なるを覚え又他を顧るに遑あらず先づ日本の國と日本の人民とを存してこそ然る後に爰に文明の事をも語る可けれ（二二〇頁）

といはざるをえなかつたのである。しかもこの様なせつばまつた危機意識の下に於て一たび近代化が國家的獨立の手段へ視されるや、そこにいつしか一種の意識の倒錯を生じ、國家的獨立が保持され益々強固になり行く事實を以て逆に日本が着々近代化されつ、あることの証示と考へる傾向が発生するのはきはめて自然であつた。日清戦争に至るまでの日本國家の上昇的發展は、福沢の心理に於ける危機意識からの漸次的解脱として現はれ、これが福沢をして終始、日本の近代化について樂觀的展望を抱かせたのである。

福沢の原則的立場から日本の近代化過程を見るとき、この樂觀と満足が当

を得てゐない事は明白である。彼があればど力説した自由獨立の精神についてはいはずもがな、例へば市民社會（國力）の平均的發展といふ問題をとりに見て見よう。文明論の概略卷之六にかういつてゐる。

一種の愛國者は……外國交際の困難を見て其原因を唯兵力の不足に帰し我に兵備をさへ盛にすれば對立の勢を得べしとて、……英に千艘の軍艦あり我にも千艘の軍艦あれば必ず之に對敵すべきものと思ふが如し必竟事物の割合を知らざる者の考なり 英に千艘の軍艦あるは唯軍艦のみ千艘を所持するに非ず、千の軍艦あれば萬の商売船もあらん、萬の商売船あれば十萬人の航海者もあらん、航海者を作るには學問もなかる可らず、學者も多く商人も多く法律も整ひ商売も繁昌し人間交際の事物具足して恰も千艘の軍艦に相應す可き有様に至て始めて千艘の軍艦ある可きなり、……割合に適せざれば利器も用を為さず、警へば裏表に戸締りもなくして家内狼藉なる其家の門前に二十インチの大砲一坐を備るも盜賊の防禦に適す可らざるが如し、武力偏重なる國に於ては動もすれば前後の勘弁もなくして妄に兵備に錢を費し借金のために自から國を倒すものなきに非ず……故に今の外國交際は兵力を足して以て維持す可きものに非ざるなり。（二二八—二九頁）

（國力の發展をいふ場合、軍事力が不均衡の發展をいましめ、市民社會の生産力の發展をキノにおいた。）

福沢はかうした立場から、國防のキノとしての生産力の均衡的發展を重視したのである。しかるに日本資本主義の辿つた道はまさに福沢の警告した「家内狼藉なる其家の門前に二十インチの大砲を備へる」方向ではなかつたか。もつとも「文明」が國家的獨立の手段化されることによつて、後者がいつしか前者との相關性を離れて自己目的となることの危険性については福沢は意識しないわけではなかつた。さればこそ、彼は、

此議論は今の世界の有様を察して今の日本のためを謀り今の日本の急に應じて説き出したるものなれば（固より永遠微妙の奧蘊に非ず）學者遽に之を見て文明の本旨を誤解し之を輕蔑視して其字義の面目を辱むる勿れ（P. 230）

と態々断つたのであり、又後に「通俗國權論」に於て國權擴張を最急務となす時にも

天然の自由民権論は正道にして、人為の國權論は權道なり、或は甲は公にして乙は私と言ふも不可なし〔時事小言〕『福沢全集』第五卷、國民圖書、一九二六年、二四九頁〕

と明言しつゝ、敢て、「〔我輩は權道に従ふ者なり〕」(二五六頁)と論じたのである。彼をしてこの危険性を知りつゝ、「權道」につかしめ(た)ものは、漸く帝國主義段階に入りつゝ、ある世界情勢によつて規定された彼の危機意識であつたのであり、それからの救ひの歓喜は現実に対する彼の見透しをいつしか安易にしてしまつたのである。しかも權道はつひに權道ですらありえず、人民の自由のしかも彼の樂觀論の根據となつた人民の自由(獨立)の氣象によつて裏付けられざる(精神なき)國家的獨立はつひに空虚で(ある)ことは(が)いかに空しいものであるかは)今日我々が身を以て知らされた。彼の死後、殆んど五十年にして、歴史は福沢の樂觀を見事に覆すことによつて却つて彼の問題提出の根本的正当性を立証したのである。

福沢の哲學的キツ

福沢はもとより哲學者ではなく、自己の思想の哲學的立場について何も表明してゐない。にも拘らず、彼の論述及批判の底にはやはり一つの共通した思维方法が流れてゐる。彼の所論がその対象の驚くべき広汎性にも拘らず、読者に決して雑ばくな感を抱かせないで、ひしひしと論理的迫力をもつて迫つて来るのはそのためである。普通彼の思想的立場は英仏流の功利主義、實証主義、合理主義だといはれる。むしろそれは間違ひではないが、かういふ一般的な表現では、福沢は他の啓蒙思想家とすこしも異らず、彼の特異の論理が見失はれてしまふ。福沢の方法論は彼の問題意識と密接に関連してゐるのであつて、この関聯をみきはめる事がこゝでの問題なのである。

かういふ観点から見ても、若し彼の哲學の特色をしひて概括的に表現するならばプラグマティズムといふのが一般適確であらう。それは根本に於て実体的よりは機能的である。それはまづ価値の相対性の認識より出發する。文明

〔第五章 復古的潮流と反民権論〕

第二節 民権運動に対する対抗的思潮

明治十年代における民権運動の華々しい展開と、それに伴う自由主義思潮の蔓延は、単に政府の権力的強圧をよび起したにとゞまらず、当然にイデオロギーの面においても強力な反対に遭遇しなければならなかった。この期における民権思潮とそれに対する反動思潮との抗争は、決して、さきにわれわれが見た如き、維新直後の文明開化思潮と反動思潮との間における対抗関係の単なる継続乃至延長ではない。なによりまづこの抗争において政府権力の地位はまさに転倒した。かつては、啓蒙思潮の先頭に立ったのはほかならぬ維新政府自体であり、之に対して、伝統主義＝保守主義の立場は反政府運動によって代表されていた。政府が維新直後において旧習打破へまっしぐらにばく進する様は、福沢のごとき新時代のチャンピオンすら、たゞ瞠目するばかりの勢であった。「福沢は尊王攘夷の張本人と思ひ込んでいた新政府のこのめざましい開明性を見せつけられたときの驚喜の情のいかに大きかったかを後年しばしば告白している。例えば、

明治政府の発論は攘夷論にして大事成るに及んで開国主義に変化し、俗に云ふ悪に強きは善にも強しの諺に洩れず、昨日までの殺人暴客は今日の文明士人となり、青雲に飛翔して活澆磊落、言ふ

として実行せざるはなく、実行して効を奏せざるはなし。傍觀の吾れ吾れに於いても拍手、快と称す、況して当局の本人に於いては愉快極まり得意極まる（全集緒言）

といい、また、

当時洋学者流の心事を形容すれば恰も自分に綴りたる筋書を芝居に演じて其芝居を見物するに異ならず固より役者と作者と直接の打合せもなければ双方共に隔靴の憾はある可きなれども大体の筋に不平を見たることなし（福翁百余話、禍福の発動機）

しかるに、明治十年代の思想的対抗においては守旧イデオロギーの背後にはいまやまぎれもなく明治政府が立っている。一切の伝統的教義——一時は文明開化の怒濤のなかに呑み込まれて、たゞ汲々としておのれの新時代への適応性を証示しようとしていた一切の伝統的教義は、こうした国家権力の強力なひ護を見出して、たちまちその開明性のころもをかなぐりすて、満々の自信を以て、ふたゝびその本姿を思想界に現わして来たのである。むろん現実の事態は一が進歩主義、他が反動主義と分けうるような、簡単なものではない。一方民権論者のなかに古いイデオロギーが強力に見出されることはもちろん、他方、条約改正という大事を前にひかえて、ともかく世界の前に否応なく日本の近代化を証示せねばならぬ立場に置かれた明治政府にとつても封建的或は前近代的イデオロギーの鼓吹には自から限度があった。のみならず、そうした体裁の問題だけでなく、日本を急速にヨーロッパに對抗しうる実力を持った資本主義国に引上げるために、ミニマムに必

要な近代化——制度上だけでなく思想上の——は現実ののつびきならぬ要請でもあった。さてこそ右手に欧化主義、左手に復古主義という明治政府のきわどい芸当が生れたのである。

さらに、この期の思想的対抗を文明開化時代と区別する第二のポイントは、——いまのべたことと関聯する事であるが——ここでは、民権思想に対する反対が単に、儒教とか神道とかいうような伝統的イデオロギーの動員によって行われるだけでなく、新たにヨーロッパにおける反動思想の系譜を援用し、或は、直接反動思想でなくとも、自由民権論の思想的根拠をくつがえすに都合のいゝと考えられたヨーロッパ哲学を利用する様になった事である。近代化に対する抵抗の論理が従来のように西洋に対する東洋（或は日本）という立場でなされていた時はその主張者自身にもなにか時代遅れといったひげ目を感じられていたのであるが、それが、近代ヨーロッパ思想の地盤の上でも自己の立場のジャステイフィケーションを見出しえたことは甚だしく反民権主義者の自信を強めたことは否定出来ない。藩閥政府が、きわめて絶対主義的色彩の強いプロシヤ憲法の存在にいかにか心を強くし、シュタイン、グナイストの様な半官的学者の言辞をいかに喜び迎えたかはずでに周知の事に属するが、政府とそのイデオロギーは単に具体的な制度の上だけでなく、思想や哲学の上でも、民権主義に對抗する理論をけんめいに探し求めたのであった。明治十四年、当時の元老院権少書記官金子堅太郎がエドモンド・パークの (Reflections on the Revolution in France, 1790) の内容を要約し、これに他の二、三の所

論を加えて「政治論略」として元老院より出版し（地方官から郡長に配布、訓示資料とす。陛下に奉呈、皇族・華族に金子が講義す。明治十五、三、七、以下土陽新聞、ボルクを殺す）、さらに、明治十七年、ホップスのレヴァイアサンの一部が、英国学士弘波士著「主権論」として文部省によって訳出されたときはまさにかゝる傾向の産物にはかならぬ。この様なヨーロッパの学問に依據せる民権論との思想的抗争において、最も巨大な役割を演じたのが外ならぬかつての天賦人權論者加藤弘之であった。

以下、順序として、まづ最初の伝統的思潮の復活の状況を見、次に、第二の類型の反動思想に及ぼう。

政府の復古イデオロギーへの転回はなによりもまづその教育政策に現われた。その転機となったのは、明治十二年三月、明治天皇が侍講の元田永孚を通して下された「教学大旨」である。そこでは次の様にいわれている。

教学ノ要仁義忠孝ヲ明カニシテ、知識才芸ヲ究メ、以テ人道ヲ尽スハ、我祖訓國典ノ大旨、上下一般ノ教トスル所ナリ（以下、稲富栄次郎、明治初期教育思想の研究（創元社、一九四四年）、三九三頁）

これは明治五年の学制以来、ヨーロッパ的教育思潮が圧倒的なヘゲモニーをとっていた教育界に対するいわゞ爆弾的な教示であり、それが儒学しかも朱子学の正統を守る元田永孚ら宮中の保守勢力から発せ

られたことはすこぶる注目に値する。ここにはじまった教育における伝統的イデオロギー（広義）の復活は、十四年五月「小学校教則綱領」における「尊王愛国ノ志氣ヲ養成センコト」を目的とする国史教育の重視、同年六月「小学教員心得」の発布を経て、やがて、明治十五年、有名な「幼学綱要」の発布に至るのである。これは元田永孚の手になり、孝行を第一、以下二十徳目を、ことごとく儒教經典に依據しつゝ、解説し、徹底的な儒教イデオロギーに貫かれたもので、これが、全国の学校に配布されて修身教科書となったのみならず、広く全国民に頒布されたからその影響は測り知る事が出来ない。これを、明治初年代修身教科書として最も広く行われた、たとえば福沢諭吉の「童蒙教草」の内容と比較すれば、何人も教育思潮のあまりに急激な推移に一驚しないものはなからう。この教育方針の転換はかの明治十四年の政変を機として、公然たる政治的意味を帯びるに至った。政変後まもなく、文部卿福岡孝悌は、府県学務官を召集し、

教育には碩学醇儒にして徳望あるものを選出し、生徒をして益々恭敬整肅ならしむべく、修身を教授するには必ず皇国固有の道徳に基きて儒教の主義に依らんことを要す

と訓示し、なを学校教員の民権運動参加を厳禁し、教科書全体に厳密な検閲制を施行した。明治十五年九月二日発行の「穎才新誌」第二百七十四号は次の様なエピソードを伝えている（尾佐竹〔猛〕『日本憲政史大綱』、下〔日本評論社、一九三九年〕、六二〇頁）

政府が儒教復活に対し、いかに細心な政治的考慮を以て臨んだかは、

当時教科書として儒教經典が殆ど洩れなく採用されたに拘らず孟子の數篇のみは民権的臭味ありとの理由で削除されたという様なところにも窺われる。かねて復古主義教育に対して最も猛烈な攻撃を加えていた福沢の時事新報は、早速にこのエピソードをとらえて、孟子が地下からプロテストした訴状を掲載して痛烈な諷刺〔カ〕を浴せた。

こうした復古的潮流は宗教界にも現われた。神道と仏教は好機来れりとはかりに勢を得て、その攻撃の鋒先をキリスト教会に向けた。我國の近代思想史において、社会的反動の抬頭は必ず反キリスト教運動と結びついている。その意味においてキリスト教の享受しうる宗教的自由は、そこでの社会的、政治的自由一般を測定する最も正確敏感なバロメーターである。竹越三又の新日本史は、明治十三、四年頃からとくに表面化して来たキリスト教に対する社会的迫害の模様を次の様に伝えて居る。

明治十三、四年以後、神仏二教の基督教に対する、迫害を以て唯一の武器となせり。此に於てか党類を組みて基督教會堂に乱入して教徒を傷るものあり、或は基督教徒たるの故を以て、数十年來住み慣れたる土地家屋を取り返さるゝものあり、市邑同盟して基督教徒と交を絶つあり、村落の少年を教唆して神輿を基督教徒の屋前に立て、出入を妨ぐるあり。（讒謗百方、私行を公会に述べあり）……志を当世に得ざる不平投機家は、また此の争を奇貨として、耶蘇退治の演説を為して讒謗罵言するものあり、夜忍びて教会の執事を殺すものあり、兵營にある兵士は聖書を携帯した

るの故を以て、五日十日の間營倉に投せられたるものあり、小学
中学の教師、基督信徒たるの故を以て、突然その職を免せらる、
あり、当時の基督教徒はありとあらゆる手段を以て苦しめられた
り。(新日本史 中(二八五頁))

しかも一見奇怪に見えることは、こうしたキリスト教への迫害が自
由民権運動に対する反動思潮の抬頭と密接に關聯しているにも拘ら
ず、民権運動者乃至は民権運動の言論機關は、この問題に対してはそ
れほど真剣にとりあげず、多くこれを黙過したことである。例えば(こ
れも竹越のあげている例をかりれば) 当時最も代表的な民権派新聞の
郵便報知が、岡崎地方に起つた真宗教徒とギリシヤ教徒との紛争を機
としてキリスト教問題を論じている(明一四、五) 所を見れば、キリ
スト教の蔓延によつて、我国に久しく行われて習慣の一部をなしてい
る伝統的宗教との衝突が甚しくなるのを憂へ、習慣に激変を生ずるの
をひたすら恐れて居る。政治問題では政府を守旧反動と罵倒して止ま
ぬ新聞がここでは我国の習慣風俗を重んずるまぎれもなき伝統主義者
として現われているのである。これには色々の事情も考えられる。民
権論者として人民の大多数の信仰を把握している神仏宗派への遠慮も
あるうし、当時のキリスト教会が、殆ど外国人に実権をにぎられ、恰
も我国における欧米勢力の象徴の如き感を与えていたことが、民権論
者の国権論的側面に反撥したことも無視出来ない。しかし、信仰の自
由ということの意味を実感として持つことの出来ない自由民権運動が
かかるものとしていかに無□であり不具であるかということも到底否

定することが出来ぬ。我国の自由主義が早くから国家主義のなかに吸
収し尽された所以の少くも重要な要因はこのあたりに伏在していると
いつていい。

しかし以上の様な伝統的イデオロギーの復活は、この時代において
はまだ社会的に一般化するには到らなかつた。教育方針の轉換など
ということはその効果が社会的に現われて来るのは少くも十年を要す
る。明治十年代を通じて思想界に支配的だったのは何と云つても民権
思想であつた。思想的反動は明治二十三、四年頃から漸次本格的とな
る。この時代に播かれた芽がやがて、二十年代において、教育勅語の
発布、国家主義教育の確立となり、キリスト教と国体との真正面から
の対決となつて現われるのである。うちしをれていた神官、僧侶、儒
者が経書古典の塵を払ひつゝ、古裝束で登場して来るさまは、まだ目下
の時代にあつては新聞雑誌によつて、カリカチュアの好個の対象とさ
れていた。

さて、次は、ヨーロッパ思想に依據せる反民権思潮である。政府は
一方では伝統的教義の振興を以て民権思潮に対抗したが、それだけで
はすでに文明開化の洗礼を一応浴びた国民には説得力が乏しいので、
極力自己の立場の根據づけをヨーロッパ文献のなかに探し求め、その
結果、政府官僚の手によるパークやホップスの翻譯となつたこと前述
の如くである。儒教教育復興の場合と同じく、こうした翻譯のイニシ
アティブも宮中勢力から出た如くである。元田永宇と共に明治天皇の

側近にあって重きをなした佐々木高行の日記によれば、明治十四年一月十一日、佐々木高行は、有栖川宮邸に伺候し、熾仁親王に對し、民権運動に對して、明八年の聖詔に則る国是確立の必要を論じ、

千七百三十年に生れたる英国のエドモンド・ボルクが仏国革命の弊害を見て大に政治の主義を論じたるを見るに、我國今日の国是一定には、参考として読むに有益のもの認め、元老院にて金子堅太郎に命じて翻譯させて居ります。殿下には此の書を御一覽あり、政府の方針を立て「させ」給はん事を希望致します（侍補を経て〔宮内省御用掛〕、〔津田茂麿『明治聖上と』〕臣高行「自笑会、一九二八年」、四九三頁）

と言上している（なお高行は立憲帝政黨を援助し、東京日々や明治日報等の政府系統の新聞に補助金を支給するために尽力した）。その結果、（以下問原稿欠）

かくして、金子堅太郎は、有栖川宮（熾仁、威仁）、伏見宮、東伏見宮、北白川宮にこの書を隔習^{マヤ}一回進講し、やがて、之が「政治論略」として出版されるや、内務卿山田顕義は、地方官をして之を任地に數十部づ、持帰らしめ、県官郡長に頒布した。この書が民権論者の間に一大センセーションを起し、ついに植木枝盛をして反駁文をものさせた事情は、土陽新聞小歴史が次の様に伝えている（土陽新聞、明三二、七月——十二月）。

斯の如く政論の旺盛にして自由主義のまさに天下を風靡せんとするや、千七百年代に在て歐洲全土に其名を轟かしたる英国保守党

の名士エドモンド ボルクが仏国革命の弊を論じ、保守主義の長所を称揚したる論文を訳述し之を朝野の論客に配布したるものあり。其何人の手に成りしを知らずと雖ども論鋒鋭利、引証該博にして当時在朝の政治家並に政府に応援を与へたる人々は之を以て民権党を防ぐ唯一の武器と為し、之を相述し敷衍して以て自由主義者を悩ませしめ、民間の自由主義者は競ふて之を論駁したるも未だ能く之を挫き得るものあらざりしが、植木枝盛氏は之に激し「勃爾罽を殺す」と題する一大長篇を高知新聞に掲げたるが其論理明晰にして、深く排難^{マヤ}攻撃の体を得単刀直ちに敵の心竅を刺すが如くなりしかば、これよりボルクの崇拜者も亦来りて撃つこと能はず（鈴木安蔵編『自由民権運動史』高山書院、一九四二年、二九頁）

なをホップスのレヴァイアサンの翻譯も出たが、この方はバークほどの反響を起さなかつたらしい。ともかく、一般的に言つて、この頃のヨーロッパは、十九世紀後半、すでに二月革命以後、封建的行動に對する自由主義の國際的勝利が確實となり、進んで社会主義思想が漸く隆盛にならうとしていた時代であり、哲学としては実証主義と自然科学的唯物論が支配的であつたから、日本のアブソルティズムにとつて都合のいい、基礎づけになる様な洋書はあまり入つて来なかつた。東京日々新聞の主筆で、立憲帝政黨を組織して言論に行動に民権派と抗争これつとめた福地源一郎が、この時代の話題をにぎわせた主権在君（欽定憲法）對、主権在民（民約憲法）乃至主権在國家（國約

憲法)の論争において苦戦した次第を回顧して次の様にいつているのは、当時の状況をよく示している。

余は漸進の主義を則とりて時事を論ぜしが其中にも尤も苦戦の思を成たるは主権論の問題にてありき。……余は此主権在君主説に於ては初より深く心に信し、斯の如くならざれば我帝国の安全を不窮に謀る可からずと思ひ込たるが故に巍然として論難の衝に当りしが扱外邦政治学者の所説如何と諸書を閲して以て我説の応援を覓めたるに残念なるかな余が平素敬服の心を置たる英米諸大家の説は概皆余の所説に異なりて却て反対の論趣のみなれば……余も是に至りて頗る落胆して色を失ひたり……あはれ余が独逸文を読得たらんには彼国大家の議論に余と同説の名論をも見出して敵を論倒するの材料にも為さんものと思ひたれども其詮なし(福地源一郎「新聞紙実歴」)かくして、福地の歎声を恰も裏書することく、この時代の思想界における民権論えの最大の抵抗は我国ドイツ学の祖加藤弘之によって行われた。弘之はまさにこの時代のヨーロッパの支配的思潮であり、本来政治的にはむしろ自由主義と結びついている進化論的実証主義を逆用して民権派に立向ったのである。」

ひとり弘之のみならず我が思想界の一般的傾向は、一十年代を境としてミル、ベンサム、ルソー等の啓蒙主義乃至功利主義思想からバックルやスペンサー等の進化論的実証主義へと移りつゝあつた。バックルの英国開化史(Thomas Buckle, H. of Civ. in England)はすでに明治八年大島貞益によって訳されているが、とくに顕著な意味を持つのは、

スペンサー及ダーヴィンの移入である。スペンサー哲学の紹介にあつて力あつたのは、東京文科大学教授の外山正一であつた。彼はとくに彼の進化哲学の紹介に力を尽した。明治十四年に、松島剛の訳によつて「社会平権論」(Social Statics)が出て、社会平権という言葉が一種の流行となり、なにか社会主義的な意味を帯びるものの如く考えられた。他方ダーヴィニズムを紹介したのは、同じく東京大学の動物学教授として明治十年來朝した米人モールズであり(Edward S. Morse 動物学 Japan day by day)、彼と共に、アメリカ帰りの矢田部良吉もまたダーヴィンの学説につとめた。またモールズの輓挽によつて、明治十二年來朝したフェノロッサ(Ernest Fenollosa)が、ダーヴィニズムを適用してキリスト教を批判したりしたので、漸次ダーヴィニズムがいわゆる社会ダーヴィニズムとして普及する様になつた。

こうした一般思潮の背景の下に、弘之はヘッケル(E. Haeckel)の自然科学的一元論やダーヴィニズムによつて教えられた自然淘汰と優勝劣敗の原理を大胆に政治原理に適用して、あのきわめて挑戦的な人権新説の所論を展開したのであつた。

「人権新説」はまづ近代自然科学の実験的方法の發展によつて自然現象の領域では巨大な進歩が見られたに對し、「心理に係れる学」即ち精神科学の領域では依然として実理に非ざる妄想主義のばっこせる実状を歎き、天賦人権主義を以てかゝる科学的実理に裏づけられざる妄想の典型となす。とくに、「古來未曾有ノ妄想論者トハ誰ゾ。即彼有

名ナル蘆騷氏はナリ」〔『人權新説』第三版、『明治文化全集』自由民権篇、日本評論社、一九二七年、三五八頁〕として、ルソーの民約論の妄想が遂にフランス大革命の惨事を生んだ所以を述べ、ついで、

余ハ物理ノ学科ニ係レル彼進化主義ヲ以テ天賦人權主義ヲ駁撃セント欲スルナリ。進化主義ヲ以テ天賦人權主義ヲ駁撃スルハ是実理ヲ以テ妄想ヲ駁撃スルナリ。之ヲ一撃ノ下ニ粉碎スル、何ノ難キコトカコレアラン〔三五九頁〕

という弘之にふさわしい激しい闘志と満々たる自信を以て、本題を展開する。彼はダーヴィンによって動植物界における進化を説明して、そこからして、

宇宙ハ宛カモ一大修羅場ナリ。万物各自己ノ生存ヲ保チ自己ノ長育ヲ遂ケンカ為メニ、常ニ此一大修羅場ニ競争シテ互ニ勝敗ヲ決センコトヲ是勉ムルナリ。而テ其結果タルヤ、常ニ必ス優勝劣敗ノ定規ニ合セサルモノハ絶エテアラサルナリ〔三六二頁〕

という、彼のいわゆる「永世不易ノ自然規律」を導き出すのである。かくて、この優勝劣敗の定規は人間世界においても動かす可らざる実理であり、従つて、「吾人々類体質心性ニ於テ各優劣ノ等差アル」を無視する天賦人權の如きは宇宙法則に決定的に矛盾するところの妄想であり、恰も蜃気楼のごときものであるというのである。この著書の口絵には、荒ぼうたる大海を航する帆船を描き、その上空にもうろううとして浮ぶ古城の蜃気楼に、天賦人權の四字を記している。ただし、この蜃気楼を實在する目的地と錯覚して航海する船の危険性を警告し

たつもりなのであろう。ここにも弘之の旺盛な攻撃精神が遺憾なくあらわれている。

すべて権利は保有権利であり、国家組織が形成されて後に発生したものである。つまり、人間集団に協力の必要が切実になったときに、そのなかの最大優者が、集団の統一性を確保するために、社会における優勝劣敗を自然的に放任せずして、優者の行使する圧力から弱者を保護するために若干の基本的権利を与えたのが、その始源である。

だから弘之によれば優勝劣敗から生ずる弊害を抑制する手段もまた優勝劣敗法則の発現として生れたものにほかならぬ。単に権利発生のときだけでなく、

今日文明ノ世ニアリテモ国家ノ大権ヲ以テ各個人ノ権利ヲ保護シ以テ互ニ凌辱妨碍スルヲ得サラシムル所以ノモノハ、蓋シ全ク大優勝劣敗ノ作用ヲ用ヒテ以テ小優勝劣敗ノ作用ヲ防遏スルニ外ナラサルナリ〔三七六頁〕

さらに進んで権利が漸次進歩した所以もまた優勝劣敗の闘争にありとし、

縦令人民力治者ノ保護ニ由テ権利ヲ得ルモ人民力能ク之レヲ保有シテ妄リニ他ノ為メニ毀損妨碍セラル、ヲ防禦シ并ニ其足ラサルモノハ更ニ之レヲ得有セント欲スル気力ト并ニ此権利ヲ保有若クハ得有スルニ耐フヘキ知識アルニ非サルヨリハ其権利ハ殆ト有名無実ニシテ……欧米人民カ政府貴族〔等〕ノ圧抑ヲ防キテ漸次自己ノ権利ヲ鞏固ニスルヲ得及ヒ愈之レヲ増大スルヲ得タルハ全ク

右云フ所ノ氣力知識等〔即〕精神力ノ優大ナリシカ為メナリ〔三七六頁〕

（権利のための闘争を奨励する）

そうしてこの命題をさらに実証するために、弘之は、原始社会において自然法論者の想定するとき自由平等の社会といかに異った苛烈な優者による劣者の苛烈な圧迫と抑圧が行われていたかを詳述する。そうして、弘之によれば、この優勝劣敗適者生存の闘争は単に野蛮な時代の事実であるというだけでなく、野蛮より文明への進化の原動力もまたこの闘争にあるのである。

かつての国体新論において激越な口調で述べられた天賦人權論の印象が未だ消えやらぬうちに、この人権新説で示された弘之の百パーセントの転向ぶりは世人を嘩然たらしめた。そうして、さきに国体真論・「真政大意」が当局の問題化し、弘之自らこの二著を絶版に附し、やがて、明治十四年十一月内務省達によって発売禁止になった後に、この人権新説が現われたという様な事情のために、恰もこの書は弘之の転向証明書の如き感を与え、弘之は学問的節操を欠いだ御用学者として嘲弄され攻撃されるに至った。しかし前節にも述べたように、弘之の転向を単にそうした外面的観点からのみ理解するのは皮相をまぬがれない。

もし彼が保身主義者だったら、もっとうまいやり方がある。急角度の論理の転回はむしろ論理主義の徹底性を示す。

弘之の天賦人權論に対する疑惑はかなり早くから萌していたのであ

り、それが進化論を知るに及んで決定的になったのも、すでに明治十二年頃のことである。

彼は明治十二年十一月、東京愛宕下青松寺において、また翌十三年両国中村楼において開いた講演会で、進化論に依って天賦人權論を批判した。その後、Carneri, Sittlichkeit und Darwinismus, 1871, Henne am Rhyn, Allgemeine Kulturgeschichte, 1878, Jhering, Der Zweck im Recht, 1877, 同、Der Kampf ums Recht, 1877, Hellwald, Kulturgeschichte in ihrer natürlichen Entwicklung, 1877, Schäffle, Bau und Leben des sozialen Körpers, 1881, 等を読んで漸次彼の思想を成熟せしめて行ったのである。人権新説はそうした彼の内的発展の一応の総決算として現われたものであった。

弘之の後年の主著、例えば、「道徳法律進化の理」「強者の権利の競争」「自然と倫理」「自然界の矛盾と進化」がことごとくこの人権新説の所論の発展深化であるのを見ても、これを以て単に一時の風潮や便宜から生れた時局物に帰する事は出来ない。

のみならず、この著書に含まれた思想を少しく些細に検討すると、一層この書と国体新論との立場との連続性が明かになる。

彼はここで天賦人權の非科学性をあばき、一切の権利が優勝劣敗による闘争の産物なる事を説き、自然科学的の一元論に徹底した様に見える。たしかに弘之において、優勝劣敗は単なる自然的事実であって、正邪善悪の価値ではない。けだし

優劣ノ別ハ、体力精神力等総テ力ノ等差ヲ云ヒ、正邪善悪ハ専ラ

心術徳義ノ反対ヲ指スモノニシテ、固ヨリ異物ナレバ、正必スシ
モ優ナラス、優必スシモ正ナラス〔三八四頁〕

しかし同時に弘之は人類進化の過程を、邪悪なる優勝劣敗より漸次良
正なる優勝劣敗の妥当する過程への進歩として理解する。とすれば、
弘之の論理にはその邪悪と良正とを区別する価値規準の存在が暗々裡
に前提されていなければならぬ。それは何かといえれば即ち市民社会の
進歩観であった。

彼は、近時ヨーロッパにおける「上等平民」が貴族僧侶の特権を排
して勃興せる状況を述べ、之を以て下剋上の不祥事とする論を一蹴し、
上等平民こそは「智識才能徳義品行学芸財産農工商業等ノ淵叢トモ云
フヘキモノニシテ、国家ノ元氣ハ専ラ此種族ニ存」〔三六八頁〕すると
して之を讚美する。彼によれば欧米（諸国の）世界的優越はかゝつて
この上等平民の勃興にあり、之に対して、「古来擅制政治ノミ行ハレテ
自由ノ平民ト称スヘキモノ」〔三六九頁〕なき他洲は長く未開のうちに
沈倫せざるを得なかつた。つまりそれは良正なる優勝劣敗と邪悪なる
それとの間の相異にほかならない。

かくて、弘之は、この歴史の教訓に則り、吾邦においても、「漸次欧
米の上等平民に均しき者起リテ社会ノ優者トナリ、以テ社会共存上ノ
大権力ヲ占有シ、更ニ此権力ヲ以テ政權ニ参与スルヲ得ルニ至」〔三八
五頁〕るを期待し、「今日ノ民権者流カ務メテ急躁過激ヲ避ケ、専ラ着
実敦厚ノ風ヲ養ヒ、真ニ社会ノ優者トナリテ永ク皇室ノ羽翼タランコ
トヲ希望」しつゝ、此書を閉じているのである。

ここにわれわれが見出すのはまぎれもなく初期の弘之に見られたあ
の「上流の民権説」の継続であり発展である。事実、彼のロゴスの転
回にも拘らず彼のエトスは殆んど変っていないのである。初期におけ
る天賦人權論も生命財産思想言論等、彼のいわゆる「私権」について
のみ認め、人民の参政権については歴史的状况による差異を容認して
いた。人権新説における弘之も決して封建主義の立場に帰つたのでは
ない（その国権主義も初期と同じく、人権新説においても世界国家へ
の将来の発展を予想し祝福する程度の開放性を依然として失っていな
い）。彼の基底には、権利の進歩も畢竟人間の安全幸福をはかるため
だという功利主義的観点が横わっていることにおいて民権論者と共通
する。たゞ彼が「妄想論者ナル天賦人權者流」を最もはげしく攻撃す
る点は、

欧米人民力数十百ノ星霜ヲ積ミ、漸次ニ得有セル諸權利ヲ拳ゲテ
一朝ニシテ之レヲ東洋ニ移サント欲スルハ今日我邦ノ妄想論者カ
本旨トスル所ナリ。凡ソ吾人モ亦動植物ト同シク全ク漸々徐々ノ
道ヲ履ンテ次第ニ進歩スルハ万物法ノ一大定規ナレハ、縦令人智
ヲ用ヒテ進歩ヲ謀ルモ纔ニ之レヲ促スニ過キサルノミナルニ、妄
想論者カ一朝ニシテ之レヲ速成セント欲スルカ如キハ実ニ万物法
ノ定規ヲ知ラサルモノト云ハサル可ラス〔三八一頁〕

（権利ノ進歩モ吾人ノ「安全幸福」ノタメ）

というように、社会進化を無視する民権論の機械的適用であった。「保
守ト漸進トハ社会邦国ヲ興スノ道ナリ、急進ト守旧トハ社会邦国ヲ倒

スノ術ナリ」(三三三頁)という言葉が典型的に示す様に、彼の基本的立場はここでも依然として漸進主義であり、たゞ彼の敵はいつでもその当時における急進或は守旧のラヂカリズムであつた(論理的ラヂカリズムで社会的ラヂカリズムに敵対す)。このラヂカリズムはかつては武士階級の反革命的動向のなかに見られたがゆえに、弘之はそのイデオロギー的背景をなした儒学国学に最大の批判を向けたのであり、いまやほうはいたる自由民権論のなかに社会党虚無党にも通ずる急進主義の動向をよみ取つた故にかつてと同じ闘志を以て之に立向つたのである。攻撃対象の推移はそのまゝ、明治国家の成熟状況を反映しているのである。

そうして彼の国体新論なり真政大意なりが現実以上にラヂカルな自由民権論の主張と映じたように、彼の人権新説はその現われた時代と、その挑戦的な筆致によつて、これまた事実以上に保守的反動の主張として受取られる運命をもつた。

果して、是を見て自由党乃至改進黨系の言論機関は一せいに湧き立つた。「人権新説」は明治十五年十月に出て、早くもその年十二月に再版、翌年一月一日に増補して三版を發行したが、その緒言で弘之は、此書初版刊行以来今日ニ至ル迄未タ僅ニ七十日ヲ出テサルニ論者ノ之ヲ駁撃スルコト頗ル盛ニシテ、既ニ人権新説駁撃新論石川正美、氏纂輯、人権新説駁論集植木甚三郎、氏編纂、人権新説駁論集中村尚樹、氏編纂、人権新説駁論集植木甚三郎、氏編纂、天賦人權辨植木枝盛、氏著述、等陸續刊行スルニ至レリ(三五六頁)といつて反駁の盛況を述べている。このほかなほ馬場辰猪の「天賦人

権論」ももつぱら弘之の反駁であり、また必ずしも民権論の立場でないが東大教授外山正一も、弘之の新説に示されたヨーロッパ学界に対する智識のづさんさを指摘した(註)。

これらの批判を通覧するに、むろんなかには単に感情的な反駁乃至は、政治的立場の相異を示すにとゞまるものもあるが、流石に、矢野文雄、馬場辰猪、植木枝盛といふごとき民権派の一流論客の反駁は外山正一のそれと並ぶ理論的水準を持ち、よく弘之の矛盾を衝いている。公平に見て弘之は少からざる創夷(カ)を蒙つた。弘之が前記第三版緒言で、これら批判に対する反批判を約束しているにも拘らず、遂にその約束は直ちに果されなかつたのも、一つには彼自身これらの反駁によつて自己の思想の脆弱性——少くも欠けている点——を意識することと少くなかつたためではないかと想像される。人権新説のヨリ一層の發展であり、深化である「強者の権利の競争」(日独両文)が出るまでには弘之は十年余の思索を要したのである。

註

矢野文雄(郵便報知)

法権は理権より生じ、理権は道理より生ずる。

道理は物類天然の態勢と異なる。これを混同したのが加藤氏の誤り。

一、前者は人類多数の最大幸福となるべき事柄であり、場合によつては動植物も含めて物類の態勢と相反する場合がある。

二、道理は共同の利益を目的とし、物類自然の態勢は単独（最強者）の利益を目的とす。

優勝劣敗はたゞ天地間の現象にすぎぬ。

最優者といえども随意勝手に権利を変更出来ぬのは、権利の究極の根據に、人類天賦の性形があるからである。

権利は権力から生じ、国家あつてはじめて権利ありというのは、実行と実存を混同し、実行されなくても権利が実存する事を忘却しているからである（*gelten* と *wirken*）。

東京横浜毎日の評

弘之が一方において自由なる平民の出現を以て良正なる優勝劣敗となしながら、他方我国の民権家を粗暴過激と罵倒するのは、專制治下に自由なる上等平民の出現を求むるの矛盾を冒している。

外山正一「人權新説の著者に質し併せて新聞記者の無学を質す」

○加藤（外山大先生の駁撃を復駁す）

「再び人權新説著者に質し併せてスペンセル氏の為に冤を解く」（学芸雑誌）

天賦人權に反対した説をさも新奇の様に、カルネリやイエーリングにのみ探し求めているのは博学高識の士として驚愕に堪えぬ。

「兎ても穿鑿せらるる位ならば序のことに東京大学図書館に備へ置かるるポルク、ベンサム、レウキス、ウルゼー、エモス等の書

をも少し見られたらば、まさかに斯かる過はせられざりきものを最と惜しむべし」（四二八頁）。

優勝劣敗は天理矣といひながら、過激民権者の行動に罵言を浴せているのは矛盾している（恣に、四度／妄りに、十一度／妄想論者、二十九度）。とくに社会党、共有党の猖獗をきわめている歐洲の事情を恐怖の眼をもつてながめているのは、そういう勢力が優者となる可能性がある事を前提としているではないか。

馬場辰猪「天賦人權論」（明一六）

Droits De l'Homme を Droits d'Homme、Droits Humains を Droits - Humains といふ書がある。

- 1、民権論が過激になるのは、頑迷な保守派が圧迫するからだ。
- 2、歐洲で立憲政治発展のために踏んだ段階を後進国は一々踏む必要なし。過誤は避けてい、。歐洲と同じ手数を要するのなら、歐洲と同じ凄惨な闘争を繰返す事を希望するのか。
- 3、ルソーが大革命の原因になったというのは顛倒している。
- 4、自然法と実定法の混同

植木枝盛「天賦人權辨」（明一六）

- 一、自然法と実定法の混同を排す。天賦人權は国法に非ず。
- 二、権利の本来と権利の保安（（カ））との區別。
- 三、元來進歩的變革に適用さるべき進化主義を以て保守主義をキ

ソづけるのは奇怪である。これは「己レノ城ニ向ヒテ銃ヲ放タントスルノ兵卒ヲ採用シテ敵軍ヲ攻メントスルニ比フヘキ所以」〔四八二頁〕だ。

第六章 平民主義と日本主義

第一節 総説

近代日本の形成過程において、維新から明治十年までを混乱期、二十年までを準備期とするならば明治国家が本格的なスタートをあらゆる領域で開始したのはまさに二十年以後のことであるといつて差支ない。維新革命が内包している社会的な編成替えがほゞかたがついたのは、それより早くも遅くもなかった。という意味は、むしろこの頃までに封建的社会体制が市民社会の新たな形成によつて終局的に解体したということではない。ただ封建的な遺産のうち何が後者のなかに引続き持ち込まるべき運命をもち、何が廃棄されるべき運命をもつたかということについての見極めがはっきりとついたので、大体明治二十年前後の頃だということである。われわれはいまや封建日本より近代日本への舞台の暗転が漸く終つて、新たな場面が展開しようとする徴候を政治・経済・文化等すべての領域で読み取ることが出来る。

まづ社会構造として、廢藩置県より秩禄處分までの過程において封建的身分制と大土地領有が一応廢止され、藩的勢力の独立性が西南戦争によつて實質的に覆滅して後、日本資本主義にとつての原始的蓄積が十年代に精力的に遂行されるのであるが、そのクライマックスをなすのが、明治十四年以後、松方正義による幣制整理とそれに伴う十六

年——十八年にかけての農業恐慌である。この過程において、一方、国立銀行を媒介として貨幣資本の蓄積がなされ、他方、中小自作農の広汎な没落とつとに秩禄公債を手放して無産化した一般士族層によつて自由なる労働力が創出され、この苛烈をきわめたデフレ・ションの底からして、資本主義的生産が主として綿糸・紡績等衣料部門を枢軸として二十年代にたくましく勃興して来るのである。

イ、繰綿輸入額は、明治二十年に、内地産額の一四%しかなくつたものが、二十三年には一一七%となる。棉花輸入税の撤廃されたのは明治二十九年。

ロ、かくして、綿糸の内地生産高は、明二十三年に至つて早くも輸入高を突破した。その後の勃興に速度は驚くべきもので明治二十九年に至つて、綿糸輸出高は輸入高を突破す。

ハ、また同じく綿布の内地産額は、明治十八年にすでに輸入額をオーヴァーしている。

二、^(カ)なを、明治十七、八年頃から、政府が従来の官営工場をかなりの程度民間へ払下げはじめた(註)ことも、これまでの模範工場の段階から一応自立的な工業生産の段階への転化を象徴するものであった。

明治二十四年「国民の友」に、

此頃まで切齒扼腕ステッキを振り舞はし、高履を着けたる世の所謂壮士(等)すら手提革囊を提げ、新形の背広を穿ち実業家になれりと吹聴し歩るくを見れば、亦以て実業風の社会を吹き渡るを

見るべし〔「虚業家」(『国民之友』第一三二号)〕

とあるのは、こうした市民社会の急速な成熟をよく示している。そして、かくの如き社会的経済的地盤の上に、二十二年憲法公布、二十三年第一回帝国議会開会となり、きわめて顕著な絶対主義的実質を帯びながら、しかも一応近代的な形態をと、とのえた日本的立憲政治もスタートを切るのである。自由民権派の錚々たる人々が、昨日までの殺氣立った対立感情を打忘れたかの如く、明治憲法公布を寿いだのも、あの悲惨な弾圧と暴動の時代はすぎてなにか政治生活のうえにも新しいパースペクティヴが開けるのではないかという漠然たる国民的期待を反映したものであった。

註1 明治十八年日銀正貨準備 四千五百万円

明治十七年五月、最初の兌換銀行券発行、通貨安定

十六年七月——十八年十二月、日銀紙幣償却高 一百六十万円

註2 深川工作分局(セメント、人造石等)を、十七年浅野へ払下げ

長崎造船所——十七年三菱に貸与、二十年払下

兵庫 〃 →十八年川崎へ

十八年、模範鉦山官行の制廃止、三池(炭山)、生島、佐渡の外悉く払下

明治十九年、愛知紡績所を篠田へ、新町屑絲紡績所を三井へ

なほ、明治三年に設置されて以来、殖産興業の花形だった工部省が明治十八年廃止され、通信、農商務、文部に分割されたことも意味深い。

他方一転して、文学の世界を見ると、ここでもこの時代と同じような本格的な近代化への動向が看取されるのである。維新直後には戯作や読本⁷⁾という様な徳川時代の形式を大体そのまま、踏しうし、たゞそれに文明開化的内容をもった文学が行われた（成島柳北の柳橋新誌や仮名垣魯文の戯作、黙阿弥のざんぎり物、魯文のは、「西洋道中膝栗毛」「安愚楽鍋」）。そうして、こうした戯作の内容をなすものは、感覚の野ばなしの解放を反映したエロティシズムや嗜虐的傾向であった。ついで十年代に支配的になったのが、自由民権運動を反映した政治小説である（それは、まづ翻譯小説として現われ、例えば、デュマのバースチーユ占據が「仏蘭西革命記 自由の凱歌」、レウロップ・ステプニャクの地下のロシアが「虚無党実話記鬼啾々」として、シエイ「ク」スピアのヂュリアスシーザーが「自由太刀余波鏡鋒」^{（坪内雄蔵訳）}として出た。ついで創作の政治小説が試みられたが、最も広く愛読され、民権運動に大きな影響を与えたのは矢野文雄（龍溪）の「経国美談」であり、また末広鉄腸の「雪中梅」（十九年）、東海散士の「佳人之奇遇」等である）。そうした政治小説は、むしろ政治的イデオロギーの強調が先に立ち、文体も漢文調で、その形式外貌ほどに新しい文学とはいえなかった。

ところが、明治十八年に至って、坪内逍遙の「小説神髓」が出て、はじめて勸善懲惡的乃至戯作的傾向から解放されたりアリズムの芸術方法論をうちたて、自ら、この方法によって当世書生氣質（春廼屋隴著）を書いた。他方同じ年に尾崎紅葉と山田美妙によって、硯友社が

造られた。そうして、日本における真の近代小説の先駆となり、逍遙の理論を驚くべき高さにおいて実践した二葉亭四迷の「浮雲」は実に明治二十年に現われたのである。

この様に、政治経済文化のすべての領域にわたって、過渡期より建設期への一大転換の兆候が見出されるとき、思想界においてもまた、之に呼応するかのごとく二つの有力なる動向が現われた。この二つの動向は表面の傾向としてはまさに対蹠的地位に立ちながら、しかもその置かれた歴史的地位によって微妙に相通するものを持ち、両々相きっこうして、思想界に一大潮流を形成した。その一が即ち白面の一青年徳富蘇峰によって率ゐられた民友社による平民主義であり、他の一が陸羯南、三宅雪嶺、志賀重昂らによる日本主義運動である。

第二節 蘇峰と平民主義

「国民の友」出版までの徳富蘇峰の歩んだ道

文久三年、肥後水俣みなまたに生る。父一敬は横井小楠の高弟。熊本洋学校に学ぶ。明九、上京。東京英語学校入学（時に十四才）。いくばくもなく（二ヶ月たらず）、京都同志社に転じた。新島襄より絶大の感化により、洗礼を受く。クリスト教を信じたというより、新島襄を信じたためだと蘇峰は自伝で語っている。明治十三年、同志社を退学、東京に数ヶ月滞留後、帰郷。ここでマコーレーの「ミルトン」論を読み、新天地を発見す。民権的結社相愛社と近づく。相愛社で新聞「東肥新報」を発行することとなり、そこに社説を書き、またマコーレーのエッセイなどを翻譯して載せた。田口鼎軒の「東京経済雑誌」、中江兆民の「政理叢談」（矢野龍溪「経国美談」）等を愛読。

やがて大江義塾を創立（明治十五年、二〇才）。数学を除いて、歴史、経済、漢学、英学、あらゆる学科を教う。英語など、わからぬ時は、大声で怒鳴る様に講義してごまかした。当時の蘇峰はむろん民権論者であったが、他の民権論者のように征韓論乃至武断主義ではなく、徹底したマンチェスター・スクールで、相愛社とすでに全く離れていた。十五年夏上京して板垣と会見、さらに、中江兆民、田口卯吉、馬場辰猪らと交遊。馬場辰猪より、モーレーの「コブテン伝」をすゝめられ「天啓」のごとき暗示を受く。明一七年、土佐を訪れ、自由党の連中と交る。大江義塾で、マコーレーの「英国経済史」、トクヴィルの「アメ

リカにおけるデモクラシー」を読み大に影響を受く。なを、米国の進歩的雑誌ネーションを愛読。

明治十七年、「自由、道徳、及儒教主義」を著す。これが後に、「第十九世紀日本の青年及〔其〕教育」を経て明治二十年の「新日本の青年」へと発展したもので、同年出版の「将来の日本」と並んで一躍蘇峰の文名を決定的にした。

まづ明治十八年、二十三才にして「〔第〕十九世紀日本の青年及其教育」を三百部ばかり自費出版したが、之が田口卯吉の東京経済雑誌に連載され、本人も意外のほどの好評を博した。之に勢を得て、蘇峰が「子の当時有する総ての思想、一切の知識、凡有る学問を傾倒し尽し、心血をそ、いで書き上げたのが、「将来の日本」である。田口卯吉の激賞するところとなり、彼の「経済雑誌社」から出版された。そうして、之によって名声帝都にあまねくなつたので、蘇峰は東京に本拠を据えんと決心し、郷里の大江義塾を閉じて、明治十九年十二月一日、一家を挙げて、熊本を去り、東京に移った（冒険！）。

かくてかねての計画に従って雑誌創刊に乗出し、姉婿湯浅治郎をマネージャーとして民友社を造り、明治二十年二月、「国民の友」第一号を発行した。当時雑誌の発行部数は、（自伝によれば）千部以下が普通だったが、第一号は驚くべき売行を見せ、再刊、三刊、遂に万を超えた。国民の友という名は米国のネーションによつたのである。

やがて、「〔第〕十九世紀……」を増補して、「新日本の青年」として出したが、之また「将来の日本」と共にベスト・セラーズとなつた（ス

タイル)。こうして蘇峰の平民主義は発足したのである。明治二十三年からは「国民新聞」が、「国民之友」と共にその機関紙となった。

蘇峰は、その「国民之友」第一号に掲げた「嗚呼国民之友生れたり」（名文！）において、彼の平民主義が何故時代の要請として生れねばならぬかを最も簡明に説いている。彼はそこで、維新より今日までの二十年間のあわたゞしい変遷を回顧し、維新変革を担当したる人々が或は既に黄泉の彼方に永眠し、或は内閣、元老院の高官となり、或は華族に列し、夫々残年を楽しみ安息するに至つたが、之を以て維新の変革の断じて安息すべからざる所以を説く。

然らば即ち改革彼自身も亦た安息する事を得可き乎、曰く否、改革よ改革よ、汝は決して安息することを得ざるなり。〔『蘇峰文選』

民友社、一九一五年、八頁）

何が故に、維新変革の目的は今日なを成就しないというか。彼はなにより所謂日本の近代化を貫く貴族的性格を挙げるのである。

ヨーロッパ社会は平民的であり、其文明も亦た平民的の必要から生れた。ところがそれが我国に入り来るや、それはごく上層部に滲透したのみで、大多数の国民生活は全くそれと無関係に放置されている。見よ、衣服、食物、建築の欧化が、茅屋に住む人民生活にいかなる変革を与えたか、商業、製造等経済的生産については依然として武断社会の典型を脱せず、人民は自由競争の何物たるを知らない。

◎蘇峰、「欧化」の貴族性

衣服の改良何かある、食物の改良何かある、家屋の改良何かある、金モールの大礼服は馬上の武士を装うて意気揚々たれども、普通の人民は「スコット」地の洋服すら穿つこと能はず。貴紳の踏舞には柳絮の春風に舞ふか如く、胡蝶の花間に飛ぶが如く、得意の才子佳人達は冬夜の曉け易きを憾む可しと雖も、普通の人民は日曜日に於てすら、妻子と笑ひ語りて其の樂を共にする能はず。煉瓦の高楼は雲に聳え、暖炉の蒸気体に快くして、骨を刺すの苦寒なほ春かと疑はれ、電気灯の光は晃々として、暗夜尚ほ昼を欺き、羊肉肥て案に堆く、葡萄酒酌んて杯に凸きの時に於ては、亦た人生憂苦の何物たるかを忘却す可しと雖も、我か普通の人民は、寂寥たる孤村茅屋の裡、破窓の下、紙灯影薄く、炬火炭冷かに、二三の父老相對して濁酒を傾るに過ぎず。……

且つ商業、製造、工芸其の他一切生産的の事に關しては、依然として旧来武断社会の典型を脱する能はず、社会の弊習は我か人民を放つて、未だ随意に自由競争の戦場に立つを許さず……未だ知らず何の日か、經濟世界か超然高举、以て自由の世界たるを得る乎。（『嗚呼国民の友生れたり』〔『蘇峰文選』一一—二頁〕）

官尊民卑の弊風は社会を蔽うている。しかも他方、日本の婦人はこうした日本社会の階級的抑圧を一身に背負つてミゼラブルな境遇に沈んでいる（例（不明））。智識の分布また甚しく均衡を失し、一方、顔色蒼白の学者先生がカント、スペンセル、ダルヴヰン等の精緻博大なる哲学を講ずる他面には、大多数の人民は無智と迷信とタブーの世

界を脱する事が出来ない。立憲政治の開設は目前に迫りながら人民は自由人民が普通有する程度の言論、出版、集会の自由さえ満足に享有していない。しかもこうした不均衡と矛盾が社会的に存在するだけでなく、個人のなかにも住み、思想は新にして行為は旧なる者あり、行為新にして思想旧なる者あり、達徳の君子に醜行あり、民権論者にして武断政治を悦ぶ。天下この様な襍然たる社会があるうか。それはミルトンの失樂園にうたうごとき、ケイオスと Eternal anarchy の社会である。——かく蘇峰は、過去の日本を診断した後に、しかし、いまや漸く一転機を劃すべき兆候が見え来った。二十年の歲月は個人にとってこそ長いが、国家にとっては一瞬時にすぎぬ。◎「実に明治二十年の今日は我が社会か冥々の裏に一変せんとするものなりと云わざる可らず、来れ来れ改革の健児」『蘇峰文選』二〇頁」として、新日本の建設を青年層に呼びかけているのである。

◎ここに明らかなることく、蘇峰の国(平)民主義は、まさに日本の上からの欧化政策のもたらしたあらゆる領域における矛盾と不均衡に対するプロテストを通じていわゞ下からの欧化をめざしたものであり、その意味で維新直後、福沢の指摘した権力の偏重という課題への対決をまさしく継承したものと出ることが出来る。しかも文明論之概略時代において未だ将来へのテーゼとして抽象的にのべられた日本近代化の諸テーゼは、その後十数年の日本社会の歴史の変貌——それがいかに大きな意味を持った変貌であるかはいうまでもない——の経験によって鍛えられて、ここに著しい具体性を帯び来った(抽象的——

士族)。蘇峰の平民主義はその政治的主張においてはむしろ自由民権論である。しかしなによりそのテーゼの具体的現実性という点では彼は自らを自由民権論の段階から區別しているのである。

抽象的の政論天下に雷鳴する間は士族即ち政治世界の主人公たりしなるべし、然れども実際の政論、社会を風靡するの日ににおいては、平民、即ち政治世界の主人公とならんとするの前兆と云はざる可らず(将来之日本)『隠密なる政治上の変遷』『蘇峰文選』六五—六頁)

すなわち彼はいわゆる従来の自由民権運動が多く士族を担い手として来った事から来る諸制約を指摘しつゝ、自らの平民主義の社会的地盤をば、まさに我国に勃興しつゝ、あると彼が見たところの厳密な意味でのブルジョアジー——中産的生産者層——に求めて行つたのである。

我邦に於て従来中等民族無し、而して是れあるは実に今日に始まる、吾人は実に此の民族の社会に生せんとするを見て、我邦の爲めに祝せざるを得ず、何となれば、此民族の生ずるは、我邦が漸く平民社会に入るの兆候にして此民族が愈よ勢力を得るは、我邦に於て平民主義が愈よ勝を制するの兆候なればなり。夫れ中等民族とは何物ぞや、独立自治の平民なり。故に彼等は自治自活の社会に非されば決して生長する能はず、若し社会の制度にして唯だ主人と奴隸との二階級を以て組織するの時に於ては、中等民族なる者は決して存在すること能はず……我邦従来の制度実に斯くの如くありしなり、……而して現今に於て中等民族の生長せんとす

るは、即ち新日本の生長する所以にして、吾人は実に此の民族の成長を以て、我日本の新たに蘇生したるを認む（隠密なる政治上の変遷、明二一、二、^(四)国民之友、十五号「蘇峰文選」六一頁）
 そうして、このミドル・クラスを現実的地盤とする平民主義の抬頭の必然性を歴史哲学的に根拠つけたのが、「将来の日本」であった。彼はそこで、武備機関を中心とする社会と生産機関を中心とする社会とを対比せしめ、「その対立をほゞ次の様に図式化する。

全般的特徴	武備機関中心	生産機関中心
社会的価値	貴族的	平民的
政権の所在	武力（生産は武備のために存す）	富（武備は生産のために存す）
社会結合様式	少数貴族	多数人民
その典型	強迫の結合（命令或は不平等主義）	自由の結合（契約或は平等主義）
国際関係の常態	軍隊組織	経済世界
その原則	戦争	平和通商貿易
富の生産と配分	威力是レ権理	権理是レ威力
の様式	富の人為的配分	労働価値による自然的配分
	生産階級と消費階級の分離	生産者即消費者

◎そうして蘇峰はヨーロッパの封建社会の崩壊より産業革命に至る歴史を辿って、それがひたすら武断社会より生産社会への進化の過程なる事を検証し、その過程をふまずして政治権力が依然として経済的富を独占している事実こそ東洋社会がヨーロッパ勢力に圧倒せられた所以なることを力をこめて強調するのである。かくて彼の描く「将来の日本」の構図もいまや明白となる。曰く、

吾国^(五)の将来は如何になる可き乎。吾人は之を断言す 生産国となる可し。生産機関の発達する必然の理に従ひ、自然の結果によりて平民社会となる可しと。吾人は縦令我人民が一挙手、一投足の勞を取らざるも現今の洪水は我邦を駆りて此所に赴かしむ可しと信ずる也。「又」縦令劍を挺し、戈を揮うて之に抗敵するも又必ずす現今の洪水は一層の猛勢を激して此所に赴かしむ可しと信ずるなり（同上）

すなわち、蘇峰は、ここでまさにイギリスにおけるごとき典型的な市民社会の形成の途を我が国が辿ることを予想しかつそれを希望したのである。従つてこの下からの欧化主義は我が国が現実に向つていた近代化の方向を一寸百八十度逆にしたものと考えてほゞ誤りない。例えば貴族的欧化主義が、制度文物等のいわゆる物質文明を中心としたのに対し、彼はむしろヨーロッパ市民社会の精神的動力に着目した。彼は「新日本の青年」において、「それ泰西外形の文明は或は金を以て之を購ふ可し、然れども其の内部の文明に到りては涙を以て之を購はざる可らず」〔蘇峰文選〕四八頁〕として皮相なヨーロッパ模倣を排し

て苦難にみちた精神革命をば、平民社会の成長のための必須の前提と
考え、まさにこの見地から封建イデオロギーの中核としての儒教主義
に最大の攻撃を集中した。また彼はとくに軍事部門に於いて顕著に見
られる様な、封建絶対主義権力と近代技術との奇怪な癒着に対して、
徹底した平和主義を対置し、国権拡張的傾向とのいかなる妥協をも許
さなかつた。この点では彼は政府だけでなく多くの自由民権論者とも
はつきり歩みを異にした。彼は自伝(『自伝』)でこのことを次の様に語ってい
る。

世の軍隊政治の可否を知らんと欲する人は願くは我が封建社会を
見よ……嗟呼我が封建社会は吾人の父祖が其苦痛と怨恨とを以て

吾人に向つて軍隊政治の利害を判せしむるの一の鉄案なり。吾人
豈軽々看過して可ならんや(同上〔『将来之日本』])

我国における生産機関の発展は不可避的に我国を平和的な平民社会
に導くであろうという蘇峰のオプティミズムは単に彼の十九世紀自由
主義の教養から生れただけでなく、また同時に、苛烈な試練期を経て
まさに門出とうとする我国資本主義的生産の若々しい息吹きを反映し
たものにほかならなかつた。日本資本主義はその内部的構成とその置
かれた世界的地位とによつて、まさにちょうど軍事的寡頭のなそれ
として発展して行つたが、この方向が決定的に打ち出された日清戦争
直後に、蘇峰もまた大きく転向したのである。しかし果して彼はこの
方向が究極的にはいかなる途に通じているかを予知しなかつたであら
うか。いな、「将来の日本」は実に次のごとき予言を以て結ばれている

のである。

吾人は之を恐る、若し我国人にして天下の大勢に従うことを遲疑
せば(即ち平和的生産社会の方向をとることを躊躇せば)の意——
丸山)、彼の碧眼紅髯の人種は波濤の如く我邦に浸入し、遂に我邦
人を海島に駆逐し、吾人が故郷にはアリアン人種の赫々たる一大
商業国の平民社会を見るに到らんことを。苟も之れを恐れれば、願
くは神速雄断、維新大改革の猛勢をば、百尺竿頭の外に一転せよ。
吾人若し泰西人の為す所を為す能はずんば、彼の泰西人は吾人に
代りて其為す所を為さんと欲す。此時に及んで苦言痛語の洛陽少
年を追想するも、豈亦た晩からずや

彼の先駆者の言辭はこれにとゞまらない。蘇峰の平民主義は具体期
にはまされもなく典型的なブルジョア民主主義を意味した。しかし彼
は同時に、それがその論理的及び歴史的帰結として、その胎内から社
会主義を生み出して行くことを当時として驚くべき炯眼を以て洞察し
たのであつた。

富を以て武力を制したるは平民主義か世界に於ける第一着の勝
利なり。労作を以て富を制せんとするは、平民主義が世界に於け
る第二着の勝利なる可し。第一着の勝利は既に十九世紀に於て半
ば其効果を収めたり。第二着の勝利に至りては、其効果の見るべ
きもの未だ多からずと雖も、亦將に漸く其の徴を現はさんとす。
思ふに是れ十九世紀の尾、二十世紀の頭に於ける社会の一大変と
云ふ可き乎(国民之友第百三十九号、明二四、十二、平民主義第

既に蘇峰は明治二十三年、国民の友第八五号において「労働者の声」と題する社説を掲げ、労働者の窮状に対する人道主義者の奮起を促し、また労働者の組織化（同業組合）を援助すべきを説き、「所謂我邦に於けるセント・シモンたるべき人は安く在る、嗟呼安く在る」と進歩的インテリゲンチヤに呼びかけた。むろん蘇峰は一度も社会主義者になつたことはなく、たゞ社会問題と労働者運動の勃興の必然性を認識して之に対する早期の対策の樹立を主張したにとゞまる。しかし、彼の主宰する「国民の友」が我国に社会主義と労働運動を紹介するのに寄与したことは尋常でなかつた。明治二十二年から四年にわたつて、同誌は酒井雄三郎がヨーロッパから送つた労働運動に関する通信を連載し、また二六年には、進歩的工場主、佐久間貞一の労働組合論を掲げた。また、民友社は、明治廿六年、平民叢書の一冊として「現時之社会主義」と題する小冊子を刊行したが、その内容は、キリスト教より始まって、トマス・モアを経て、サン・シモンやルイ・ブランに至る社会主義の思想史を述べて、ラッサールとマルクスに及び、ついで独逸社会民主党、ロシア虚無党の実情を紹介し、ユートピア社会主義と社会政策の實際を対照せしめ、終りに社会主義の前途を論じて結んでいる。啓蒙的でしかもかなり高い水準をもつた社会主義解説書で、本書は後の三十年代の社会主義者に深甚な影響を与えたのである。

これこそ蘇峰の平民主義がいかん当時に於ける最も進歩的なインテリゲンチヤ分子を吸収した運動であつたことよりの証左でなけ

ればならない。

なを国民の友は文学の面でも少からざる足跡をのこした。二葉亭四迷の名訳として名高いツルゲーネフの「あひびき」は明二一年の国民の友誌上に、同じく有名な鷗外の「舞姫」は明二三年の同誌に連載されたものである。こういうところに、前述した文学における革新的動向と、平民主義の勃興との間の内的な聯関が窺われるのである。

一九四五年度「東洋政治思想史」講義原稿

序章 明治思想史の歴史的前提

〔序言〕

(昭二〇、一一、一、／(一))

『講義録』第二冊一八一—四頁) 的鎖国を打破し、燃え上る希望を以て新しき世界的日本の門出をした。世界の凡そ思想する限りのものはことごとくその門出を祝福した。近代国家としての日本の成長に対していかに世界が好意を以て見守り、またその前途を樂觀したかは、いはゆる外人の日本学者の著に露はに示されてゐる。例へばB・H・チェンバレンはその有名な『Things Japanese』のなかにかういつてゐる。

我が国(即ち英国)の探さく好きな人々は、スチュアート王朝とかフランス王党派とか、ドン・カルロスなどのことを覚えてゐるために、時々かういふ質問をする——日本にも封建主義(以下欠)かうした言葉は今日只今の如き環境に置かれてゐるわれわれにどんなに痛烈な皮肉として響くことだらうか。さらにづつと下つて一九二九年、日本資本主義が世界恐慌の怒涛によつてまさに危殆に瀕し、その体制的な矛盾の打開の方向を支那大陸市場の強制的確保に求めんと苦闘しつゝ、あつた時に於てすら、日本に滞在したE・レーデラー教授はその著『Japan-Europa』を次の様な言葉で結んでゐる。〔以下欠〕

(II)

現代日本の政治的な精神構造を明にすべく我々は叙述を明治維新より起す。それは正しい意味での近代精神が明治維新を起点として居り、この「我国未曾有の変革」の前と後とは深い断層を以て相隔てられてゐるからである。しかし、歴史が啓示ではなくして、一つの時間的な発展である限り、明治思想史もまた徳川時代の思想の継承たる性格を担つてゐることは否定されない。近代が如何に過去よりの断絶を志向し、また事実しかあるとしても、それは恣意的な無よりの創造ではなく、どこまでも過去よりの断絶としてそれに直接連なる歴史的過去——即ち徳川時代——による被規定性を免れることは出来ぬのである。革新がつねに何物かからの反逆としてのみ存在しうる。故に我々は単に明治思想に於ける伝統的契機の存続を知るためだけでなく、明治思想の革新性が何を歴史的課題として背負つてゐるかを知るためにも、徳川封建制とそこでの思维構造について一応の検討を迫られるのである。

(第一) 序章 徳川封建制概説

(III)

一、徳川封建制は政治的には、絶対主義的警察国家と分権的封建国

家との両面を具へた世界史上きはめて特殊な体制である。〔『講義録』第一冊二六頁七行―二七頁一二行〕（居城／軍馬／軍役義務＋私費／ポケットマネー／家光□の定めた軍役表（旗本）、一千石につき二人、弓一張、鉄砲一挺、槍二本）

（政治）かくの如き封建国家的要素と統一国家的要素との共存は畢竟、あらゆる封建制の基底をなすところの土地所有形態の特質に根ざすものである（「逃散」／経済外的強制／土地永代売買□止、欠落、逃散の禁止）。〔『講義録』第一冊二五頁四―七行、二五頁一―三行―二六頁五行〕さうして、中世鎌倉期封建制より、この様な集中的な封建制への展開の背後には、貨幣Ⅱ商品経済の著しい発展が横はつてゐたといふを俟たない。それは徳川幕府が成立と同時に全国の貨幣鑄造権を独占した事実の裡に充分表明されてゐた。この貨幣経済の浸潤は武士の城下町集中によつて急速なテンポで進行した。〔『講義録』第一冊二八頁一―五行、三三頁一―七行〕

徳川封建社会の歴史的力学はこの様にして、純封建的分権的な原理と近世統一国家的原理との、より単純化していへば分散的契機と集中的契機との矛盾衝突のうちに存したといふことが出来る。幕末に近づくにつれ表面化して行つた支配層相互に於ける政治的諸対立、例へば朝幕関係、幕府対諸藩とくに外様雄藩との関係、更に武士階級内部に於ける上士対下士の関係等はいづれもここに胚胎してゐるのである。さうして、被支配層の歴史的未成熟の結果、武士対庶民（農・工・商）の社会的対立は自らを積極的に政治的対立にまで高める力を欠ぐ

こととなり、自から上記の支配層内部の諸対立のなかに吸収乃至代表されねばならなかつた。庶民の社会的反抗形態としての都市に於ける打毀、農村に於ける一揆（逃散強訴）はかくていづれも自ら階級運動といふよりもむしろ、自らのオリエンテールンクを持たざる社会的不満の絶望的非合理的爆發であり、たゞその形大なしかし盲目的社会的エネルギーが政治的諸対立によつて利用されるにとゞまつた（一揆の封建社会に対する能動的革命性存否の議論、二つとも正しい）。さうしてこの庶民の社会的エネルギーを背景としこれに方向を賦与しつゝ、徳川封建社会倒壊の指導勢力となつたのは支配層中の下層部分たるいはゆる下級武士の団であつた。これら下級武士は形態的には支配層に所属しつゝ、数十に及ぶ固定的な封建位階制の重圧下社会的昇進の途をふさがれ、一方藩主の半知以上にも及ぶ「借知」政策に、他方貨幣経済の進展に挾撃されて甚だしき窮乏につき落され、僅に細工物筆耕等の内職によつて生活の資をえてゐたところの、都市インテリゲンチヤにほかならなかつた（薩・長両藩は借知が最も早くから行はれた）。周知のごとく明治維新は彼等のうちにその実践的担当者を見出したのであり、そこに「維新」の革新性と同時にその限界が存したのである。彼等は封建家臣団の漸次的解体の過程に於て支配体制に對する批判的意識を学びとり、外国勢力の渡来を期とする社会的動搖のさ中に、藩内部でのヘゲモニーを掌握し、外国勢力に直面して急速に増大した政治的集中の方向を「尊王攘夷」に結びつける事によつて幕藩体制を打破し、中央集権的統一国家の樹立に成功した（福沢／羽

仁〔五郎〕幕末に於ける社会経済状態、階級関係及び階級闘争』（『日本資本主義発達史講座』第一部明治維新史、岩波書店、一九三七年）後篇七八頁）。明治政府はかくて徳川政権に内在せる封建的Ⅱ分権的性格と集中的統一国家的性格との矛盾をば、後者の方向への徹底によって打開したところの王朝的絶対主義国家として歴史の舞台に登場し来たつたのである。

(IV)

二、身分社会 Ständegesellschaft の構成原理は支配的身分のうちにある。支配的身分たる（貴族・武士）^{〔カ〕}があらゆる身分の原型であり、それを雛型として身分的形成が下層へと滲透する（貴族Ⅱ部分）。それは恰も近代社会に於て典型的な階級が被支配層即ちプロレタリアートであり、階級的形成は下層より上層へと進行する（「国民」より「市民階級」への展開）のと対蹠的方向をもつてゐる（近代的市民Ⅱ全）。文化的形成もまたそれに照応してゐる。近代市民社会の文化がまづ〈国民的文化〉乃至庶民文化として存在し、漸次それが階級の色彩を身につけるのに反して、封建的身分社会の典型的文化は、なによりも支配層の文化たらうとし、それが漸次に下層身分に伝播することによって文化形成は完結する。従つて身分社会の崩壊原理もまた近代社会のそれと恰度逆の関係に立つ。プロレタリアートが抽象的国民ならざる部分として自ら（階級）を意識し、一切の文化形象に階級的刻印を押しつゝ近代社会の終末段階であるとすれば、身分社会の崩壊は

まさに逆に、被支配身分が「部分」に甘んぜず全体たることを意識し、支配身分よりの文化的形象の下降を拒否して、国民文化の形成に立向ふときに決定的となるのである。

(V)

三、徳川期政治思想の一般的性格はかくして、治者による治者のための教説たることに尽きてゐる。封建的社会秩序はそれらにとつて論議の対象たるよりも、むしろその根本前提であつた。たゞ宝暦年間、秋田に生れた安藤昌益は武士・神官・僧侶其他一切の「不耕貪食」階級とそのイデオロギーを真向から否定し、平等なる民衆の「直耕」による理想社会の建設を説いた点に於て殆ど唯一の例外をなしてゐる。しかも昌益における封建社会の否定が商品生産社会の方向にはなく、むしろ自給自足の原始的農業社会の方向へと志向づけられてゐるところに、徳川封建制下に於ける近代要素の未熟性が遺憾なく露呈されてゐるのである。もとより、兵農分離によつて、武士階級が生産的存在に化したことは早くより思想家の眼にも映ぜざるをえなかつた。さうしてこれをキソづける理論は、「士以上は心を勞し、士以下は力を勞す」といふ儒教的職分觀念に求められた。武士は道即ち宇宙的真理と人倫の把持者であり、かゝるものとして本来非社会的遠心的存在たる農工商の民衆を秩序と道義の世界に組み入れるべき使命を与へられた (bellum omnium contra omnes)。一方の極に於ける真理と道徳の集中、他方の極に於ける暗愚と私欲の集積——それが武士的支配

を合理化する根本前提であった。〔『講義録』第一冊七八頁一五―七行、七九頁二一―〇行〕

(結論)

〔『講義録』第一冊二六〇―四頁〕